

令和4年第4回

# 高山村議会9月定例会会議録

令和4年9月1日 開会

令和4年9月16日 閉会

(16日間)

高山村議会事務局

令和4年第4回高山村議会

9月定例会会期日程

会期	月日	曜日	開議時間	摘 要	備 考
第1日	9月1日	木	午前10時	本会議（開会） ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案上程 ・説明・質疑・討論・採決 ・委員会付託 ・決算審査特別委員会の設置	・決算審査 特別委員会 ・全員協議会
第2日	2日	金		休会（議案調査）	
第3日	3日	土		〃	
第4日	4日	日		〃	
第5日	5日	月		〃	
第6日	6日	火	午前10時	本会議（一般質問）	
第7日	7日	水	午前10時	本会議（一般質問）	
第8日	8日	木	午前9時	決算審査特別委員会（総務課）	
			午後1時	〃（教育委員会） 〃（人権推進室）	
			午後4時	〃（議会事務局） 〃（監査委員書記）	
第9日	9日	金	午前9時	〃（住民税務課）	
			午後1時	〃（健康福祉課）	
第10日	10日	土		休会（議案調整）	
第11日	11日	日		〃	
第12日	12日	月	午前9時	決算審査特別委員会（産業振興課）	
			午後1時	〃（建設水道課） 〃（定住支援室）	
第13日	13日	火	午前10時	決算審査特別委員会（総括質疑）	・全員協議会
			午前11時	総務文教常任委員会	
			午後1時	福祉産建常任委員会	
			午後2時	議会活性化特別委員会	

第14日	14日	水		休会	
第15日	15日	木		〃	
第16日	16日	金	午後1時30分	本会議（閉会） ・委員長報告 ・質疑 ・討論 ・採決	・全員協議会 ・議会報編集 特別委員会

令和4年第4回高山村議会9月定例会会議録（第1号）

令和4年9月1日（木曜日）

高山村告示第33号

令和4年9月1日、高山村議会9月定例会を高山村役場に招集する。

令和4年8月9日

高山村長 内 山 信 行

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第12号 専決予算の承認を求めることについて（令和4年度高山村一般会計補正予算（第2号））
- 日程第5 議案第35号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第37号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第38号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第39号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第40号 令和4年度高山村上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 認定第1号 令和3年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和3年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和3年度高山村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和3年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和3年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 令和3年度高山村温泉開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 令和3年度高山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第8号 令和3年度高山村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第9号 令和3年度高山村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付議した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第12号
- 5 議案第35号～議案第40号
- 6 認定第1号～認定第9号

---

#### 出席議員(12名)

1番 久保田 雄 吉 議員	2番 勝 山 正 弘 議員
3番 滝 澤 聖 議員	4番 梨 本 進 議員
5番 沖 島 祥 介 議員	6番 高 井 央 葉 議員
7番 黒 岩 清 道 議員	8番 湯 本 辰 雄 議員
9番 松 本 茂 議員	10番 山 寄 秀 治 議員
11番 柴 田 弘 男 議員	12番 西 原 澄 夫 議員

---

#### 欠席議員(なし)

---

#### 説明のため出席した者

村 長 内 山 信 行	副 村 長 藤 沢 敏 和
代表監査委員 中 村 義 忠	教 育 長 山 岸 深 志
総 務 課 長 宮 川 裕 明	住民税務課長 (会計管理者) 西 原 一 美
健康福祉課長 堀 一 生	産業振興課長 小 淵 義 彦
建設水道課長 (定住支援室長) 荒 井 孝 浩	教 育 次 長 (人権推進室長) 山 崎 久 志

---

#### 事務局出席職員

事 務 局 長 山 寄 賢 一	書 記 槇 田 和 子
-----------------	-------------

---

午前10時03分 開 会

#### ○議 長(西原澄夫議員)

ただいまから令和4年第4回高山村議会9月定例会を開会します。

議会招集の挨拶があります。

—————内山村長。

## ○村 長（内山信行）

おはようございます。

高山村議会9月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は令和4年高山村議会9月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ御参集いただき、ここに開会できますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

日頃は議会活動を通じまして、村政発展のため御尽力を賜っておりますことに、改めて感謝と御礼を申し上げます。

まず初めに、去る7月8日に、奈良市において参議院選挙の街頭演説をしていた安倍晋三元首相が銃撃により亡くなりました。安倍元首相は、歴代最長の8年8か月にわたり政権を担われ、その御労苦に対しまして敬意を申し上げますとともに、心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、世界的に異常気象と言われております今日、日本におきましては、異例の速さで梅雨が明けた途端、40度近い猛暑日になったり、前線の影響で線状降水帯が居座って、東北地方や北海道、さらには日本海沿岸各地で甚大な被害が発生いたしました。

被害に遭われました皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うものであります。

さて、一向に収束の見えない新型コロナウイルス感染症は、7月に入りオミクロン株B A. 5の急激な感染拡大で、国内の感染者数は1,000万人を超え、長野県内でも7月20日には1日の感染者数が最多となりました。

このため、県は第7波による新規感染者数の高止まりを受け、病床使用率50%に迫った8月8日、県独自の医療アラート4段階のうち最高の「医療非常事態宣言」を発出しましたが、その後も感染は拡大し続け、病床使用率は64.8%と極めて深刻な状況となったことから、8月24日から9月4日までの12日間を期限として、全県に「B A. 5対策強化宣言」を発出しました。

これを受けて、本村では任意の対策本部会議を開催し、村民の皆様に変更を基本となる感染防止対策のさらなる徹底をお願いしたところであります。

一方、経済情勢を見ますと、依然として世界の不透明な経済情勢が続く中で、6月13日、東京外国為替市場で円相場が一時1ドル135円20銭に値下がりし、約24年ぶりの円安水準となりました。

これは、アメリカがインフレを抑えるため利上げを加速するとの見方が強まる一方、低金利を維持する日本との間で金利差が拡大すると見込んだ投資家が運用に有利なドルを買い、円を売ったためと報道されていますが、急速な円安等は輸入品の値上がりを招き、村民の皆様の家計に大きく影響するため、大変危惧するところであります。

したがって、ロシアによるウクライナ侵攻も長引いており、厳しい経済情勢は今後も続くも

のと予想されますので、地方におきましては、一段と厳しい財政運営が迫られるものと思っておりますので、今後とも議員各位並びに村民の皆様の格別なる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会に提案いたしました案件は、承認1件の外、議案・認定15件の合わせて16件でございます。

十分御審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶といたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

これから、本日の会議を開きます。

なお、本日の日程はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（西原澄夫議員）**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番 沖島祥介議員、6番 高井央葉議員及び7番 黒岩清道議員を指名します。

---

**日程第2 会期の決定**

**○議長（西原澄夫議員）**

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの16日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（西原澄夫議員）**

異議なしと認めます。

会期は本日から9月16日までの16日間に決定しました。

---

**日程第3 諸般の報告**

**○議長（西原澄夫議員）**

日程第3 諸般の報告を行います。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配りました請願・陳情付託表のとおり、所管の常任

委員会に付託しましたので報告します。

また、本日までに郵送された陳情は、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

それぞれの委員長から、前定例会から今定例会までの間に行った所管事務の調査についての報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

監査委員から、5月、6月、7月分の執行した出納検査についての報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告をします。

前定例会会議後に議員の派遣を議長において別紙のとおり決定しておりますので報告します。

広報担当職員による写真撮影を会議規則第102条によって許可しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

請 願 ・ 陳 情 付 託 表

請 願 ・ 陳 情	付 託 委 員 会
陳情第3号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情書	福 祉 産 建 常 任 委 員 会

日程第4 承認第12号

}

日程第19 認定第9号

○議 長（西原澄夫議員）

日程第4 承認第12号 専決予算の承認を求めることについて（令和4年度高山村一般会計補正予算（第2号））から日程第19 認定第9号 令和3年度高山村上水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでの16件を一括議題とします。

本案についての提案理由説明を求めます。

———内山村長。

○村 長（内山信行）

高山村議会9月定例会に提案をいたしました承認第12号から認定第9号までの16件につきまして、一括して説明を申し上げます。

承認第12号 専決予算（令和4年度高山村一般会計補正予算（第2号））の承認を求めることについて申し上げます。

この補正予算は、早急にマイナンバーカードを普及促進する必要が生じたため、その関連経費を専決処分したもので、歳入歳出それぞれ951万円を追加し、当初予算からの累計額を44億8,452万6,000円としたものであります。

歳出の主な内容は、総務費の戸籍住民基本台帳費で、職員の超過勤務手当やカード取得者に交付

するクオカード購入費のほか、支援窓口を補助する会計年度任用職員の人件費などを追加し、歳入では、国庫支出金のマイナンバーカード交付事務費補助金やマイナポイント事業費補助金を追加したものであります。

議案第35号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が本年4月6日に施行され、最近における物価の変動等に鑑み、国政選挙における選挙運動費用の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとされたことから、本村においても公職選挙法施行令の改正に準じて、高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げを図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が本年5月2日に公布され、本年10月1日から施行されることに伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、育児休業の取得回数制限の緩和や育児参加のための休暇の対象期間を拡大するなど、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的に、所要の整備を行うものであります。

議案第37号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ3億1,020万8,000円を追加し、当初予算からの累計額を47億9,473万4,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、総務費では、総務管理費の財産管理費で、村民ホールリニューアル工事の第2期分を前倒しして実施するための設計監理委託料や工事請負費を追加するほか、企画費で、ふるさと納税寄附金の増加に伴う寄附報償費や事務手数料の追加、また、基金費で、地方財政法に基づく決算剰余金を、「減債基金積立金」や「道路橋梁施設整備基金」及び「社会教育施設整備基金」に積み立てるほか、ふるさと納税寄附金の増額分をふるさと創生基金積立金に積み立てるなど2億5,340万4,000円の追加、衛生費では、保健衛生費の予防費で、新型コロナウイルスのオミクロン株対応型ワクチン接種の集団接種に係る経費として1,023万6,000円の追加、また、公園費でYOU遊ランド浴槽内の修繕費や多目的ホール改修工事請負費を計上するなど595万6,000円の追加、農林水産業費では、農業費で、新規就農者に対する支援補助金などで358万1,000円の追加、林業費で、地籍調査業務委託料や森林景観整備委託料で891万円の追加、商工費では、新型コロナウイルス感染症第6波対応事業所支援金や広域連携情報発信事業委託料のほか、蕨温泉ふれあいの湯や山田温泉大湯の修繕費などで1,488万3,000円の追加、教育費では、教職員住宅内の道路改修工事請負費や

中学校体育館長寿命化修繕工事請負費のほか、学校給食センターの施設改修工事請負費などで1,039万2,000円を追加し、歳入では、村税で、個人住民税の賦課決定に伴い2,038万4,000円追加、国庫支出金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金やマイナンバーカード交付事務費補助金などで1,179万8,000円追加、県支出金で、就農後の経営発展のための取組を支援する経営発展支援資金などで305万円追加、寄附金のふるさと納税寄附金で6,000万円追加、繰入金で、財政調整基金や森林環境譲与税基金からの繰入金として1,750万円追加、繰越金で、令和3年度決算の確定に伴い1億9,590万8,000円追加、諸収入で、入山管理協力金の確定などで127万1,000円を追加するものであります。

議案第38号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ5,835万5,000円を追加し、当初予算からの累計額を8億1,230万9,000円とするものであります。

主な歳出補正は、諸支出金の償還金及び還付加算金で、令和3年度国庫支出金の確定に伴い、過年度国庫支出金等返還金2,883万円を追加し、歳入では、国庫支出金で26万2,000円追加、支払基金交付金で16万2,000円追加、県支出金で7万5,000円追加、繰入金の一般会計繰入金で32万1,000円追加、繰越金で、令和3年度決算の確定に伴い5,753万5,000円を追加し、歳入超過となる2,870万円を予備費に追加して、収支均衡予算とするものであります。

議案第39号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ180万3,000円を追加し、当初予算からの累計額を4,200万5,000円とするものであります。

歳出補正は、温泉給湯事業費で、奥山田温泉の源泉井戸の修繕に伴うボーリングロッド購入の備品購入費などを追加し、歳入では、令和3年度決算の確定に伴い、繰越金を追加するものであります。

議案第40号 令和4年度高山村上水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

この補正予算は、消火栓の移転に伴い、資本的収入において、一般会計からの繰入金140万円を追加し、累計額を4,110万2,000円とし、資本的支出では、既設消火栓の移転工事請負費140万円を追加し、累計額を6,769万6,000円とするものであります。

認定第1号 令和3年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

昨年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組を行う中で、第3波、第4波及び第5波と三度にわたる大きな波を経験いたしました。

特に第5波においては、感染力の強いデルタ株の影響により、急激に感染が広がるとともに、医療体制が逼迫し、8月には最大21都道府県に対し緊急事態宣言が発令されるなど、国内の経済活動や国民生活に大きな影響を及ぼした一年でありました。

こうした状況の中で、令和3年度の国内経済につきましては、菅首相の突然の退任表明によって

新たに発足した岸田内閣は、「新しい資本主義」の実現を掲げ、成長戦略と分配戦略の二本柱により、国民が豊かに生活できる経済をつくり上げ、ポストコロナ時代の経済社会ビジョンを策定し、具体的な政策をつくり上げていくことといたしました。

しかしながら、コロナ禍での供給制約や経済の再開に伴う需要増加により、原材料価格が高騰するなど、地方におきましても依然として厳しい行財政運営が余儀なくされております。

このような厳しい経済情勢の中にあって、令和3年度の財政運営に当たりましては、一日も早く希望に満ちた平穏な生活が送れるよう、ワクチン接種に全力で取り組むとともに、第六次高山村総合計画の将来像に掲げた「ずっと住みたい また訪れたい いいね 信州高山」の実現に向けて、様々な事業に取り組むこととしてスタートしたところであります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大により、桜まつりや信州高山まつり、村民体育祭などの重要なイベントを始め、観光プロモーション事業や移住相談会など、そのほとんどの事業や会議等が縮小または中止せざるを得なくなるなど、令和2年度に引き続き、大幅な計画の見直しが余儀なくされた年でもありました。

そのような中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に大きな影響を受けた商工・観光事業者を支援するためのクーポン券発行事業や事業継続給付金、拡大したプレミアム付商品券発行事業への補助金を始め、住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び子育て世帯生活支援給付金などの低所得世帯等に対する支援のほか、避難所における感染症対策のための備蓄品類を充実するなど、真に必要な事業に取り組んでまいったところであります。

また、将棋の第79期名人戦第四局の開催支援により、全国に向けたPRを行い、今後の村の観光振興にとって大変意義のある事業であったと思っております。

そこで、個々の政策の一端について申し上げますと、本村の基幹産業であります農業につきましては、安全で安心なおいしい農産物として本村のブランドであります「りんご」、「ぶどう」の振興を始め、ICT技術等の活用や農業の六次産業化を支援してまいりました。

将来を見据えた魅力ある農業の基盤づくりを図るため実施している県営中山間総合整備事業では、前年度に引き続き、老朽化の著しい地力増進施設の整備事業に取り組むとともに、台風や集中豪雨による耕地や住宅への浸水被害を防ぐため、千本松や三郷地区の排水対策整備事業に着手してまいりました。

一方、新規就農を目指す皆さんを積極的に受け入れるため、これまでの就農相談会や就農おためし住宅を活用した就農体験会を、オンラインでの移住就農相談会に切り替えて開催したほか、国の農業次世代人材投資資金及び村の就農者支援制度の活用を図り、新規就農者の確保に努めてまいりました。

また、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業等を通して、村民の皆さんとの協働による耕作放棄地の解消に努めてまいりました。

商工業振興では、コロナの影響により、旅館業や飲食店などを中心に観光客等が減少したことなどから、村独自の経済対策として、商工会のプレミアム付商品券発行事業を拡大したほか、村民の皆様には村内消費を拡大するための感染症克服応援クーポン券事業を始め、売上げが減少した事業者に対して、事業継続給付金を給付するなどの支援を行ってまいりました。

次代の社会を担う子どもを安心して産み、育てることのできる環境を整備し、子どもが健やかに育つことのできる社会の実現のために、結婚から妊娠、出産、子育て、教育に至るまで、それぞれのライフステージに応じた総合的な少子化対策と子育て支援に取り組んでまいりましたほか、少子化の一因と言われております未婚化や晩婚化につきましては、社会福祉協議会や商工会、さらには、長野地域連携中枢都市圏結婚支援事業において、オンラインによる婚活イベントを開催するなど、コロナ禍におきましても工夫をしながら出会いの場の確保に努めてまいりました。

また、コロナ禍における子育て世帯生活支援のための各種給付金の支給や、保健福祉総合センター内に専用スペースを確保した子育て支援センターに加えて、専属の保健師を配置した子育て世代包括支援センターと連携し、少子化対策とともに、子どもを安心して産み育てる環境の整備に努めてまいりました。

高齢者施策につきましては、高山村高齢者福祉計画及び第八期介護保険事業計画に沿って、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指し、須高3市町村の関係機関等が連携し、在宅療養者の医療・介護・福祉・保健の各情報のネットワークにより在宅医療推進体制の充実に努めるなど、高齢者の皆さんが安心して暮らせる社会づくりに努めてまいりました。

また、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等、意思決定が困難な方の判断能力を補うため、須高3市町村の医療、法律、福祉、行政関係者で組織する須高地域成年後見支援センターを昨年10月に発足させ、今後、支援の必要な方の財産管理や身の上保護等を行い、地域で安心して暮らせるよう支援してまいります。

健康づくりの推進につきましては、村民の健康づくりを総合的に推進するため、村、村民及び関係機関、団体が一体となって取り組むべき具体的な目標となる高山村第四期健康増進計画に沿って、生涯学習や地域スポーツクラブの皆さんとの連携、さらには、食生活改善推進協議会の皆様に御協力をいただき、「健康レシピ」の全戸配布など、健康長寿の村づくりに努めてまいりました。

高山村地球にやさしい環境基本条例の基本理念に基づく施策を総合的に推進するため、第二期地球にやさしい環境基本計画を策定し、本村での可能なエネルギーについて研究するなど、地球貢献の実現に向けて取り組んでまいりました。

特に、住宅用太陽光発電によって発電した電力を自ら消費することを推進するため、蓄電池の設置に助成するなど、エネルギーの地産地消に取り組んでまいりました。

生活道路の整備につきましては、「高山村通学路交通安全プログラム」に基づき、令和3年度か

ら、国の社会資本整備総合交付金等を活用して、村道紫中山線に接続する村道荒井原紫2号線の歩道整備事業に着手したほか、区画線等を整備するなど、通学路等の交通安全対策を推進してまいりました。

また、高山村橋梁長寿命化修繕計画に基づき、緊急性の高い橋梁から順次工事を進める中で、昨年は、藤沢橋の橋梁修繕工事が完了したところであります。

さらに、治水対策につきましては、災害の発生予防や減災を目的とした緊急自然災害防止対策事業債を活用して、村道赤和20号線の排水対策工事や不動川の河川改修工事を進めてまいりました。

定住促進につきましては、これまで整備してまいりました38棟の村営住宅を活用して、若者が安心して子育てできる環境づくりに努めてまいりました。

また、空き家バンクへの登録を推進し、空き家活用促進事業による家財整理や増改築費用の助成推進により、田舎暮らしを希望される皆さんのニーズに沿った住宅需要への対応を図るなど、移住・定住人口の増加対策に努めてまいりました。

村民生活の安全・安心の確保につきましては、消防力の強化を図るため、小型動力ポンプ付積載車を更新したほか、第二分団消防団詰所改築工事に対する助成を行い、消防団員の拠点整備の充実を図ってまいりました。

また、災害時における避難所備蓄品について、これまでの飲料水や食料品に加え、新たに紙おむつや生理用品などの生活必需品を備えるなど、災害弱者に配慮した物資の備蓄充実に努めてまいりました。

教育の充実では、小学校外国語授業のためにALTを2名配置したほか、小中学校におけるテスト経費や緊急連絡システムなどの経費を村費で負担するとともに、小中学校入学時に入学祝金を支給するなど、保護者の経済的な負担軽減を図ってまいりました。

また、文部科学省が推進するGIGAスクール構想による小中学校の児童生徒1人1台のタブレット端末を貸与するとともに、学校内における高速ネットワークの構築のためのアクセスポイントの追加や、電子黒板及びプロジェクターなどを整備いたしました。

さらに、学校給食では、地域食材の利用促進を図るほか、学校給食費を1食当たり140円、児童生徒1人当たり年間2万8,000円を村が負担し、保護者の経済的負担軽減を図ってまいりました。

行財政運営につきましては、第六次高山村総合計画に沿って、元気で魅力と活力ある村づくりを実現するため、村民の皆様との協働による村づくりを推進しながら、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう健全な行財政運営に努めてまいりました。

特に、新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するため、各自治区と連携を密にし、自治区施設の感染症防止対策を推進してまいりましたほか、ふるさと納税寄附金の返礼品を充実させて、本村の村づくりや地域産業の振興を図るため、財源の確保に努めてまいりました。

このほか、国が進める国民の行政サービスの負担等の公平やデジタル社会の実現に向けたマイナ

ンバーカードの普及促進にも努めてまいりました。

このように令和3年度は、新型コロナウイルス感染防止対策を始め、第六次高山村総合計画及び高山村総合戦略に沿って諸施策を推進するとともに、健全財政の確保を図りながら、持続可能な村づくりに努めてまいった次第であります。

令和3年度の一般会計及び特別会計の各事業の成果につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、残念ながら中止または縮小した事業もありましたが、議員各位を始め、村民の皆様のご格別な御支援、御協力を賜りまして、一定の成果を収めることができましたことに、心から感謝を申し上げる次第であります。

予算の執行に当たりましては、村民の皆様のご御理解をいただき、経費の節減合理化を図り、職員とともに住民サービスの向上に努めてまいりました。

事業の実績並びに主要施策の成果は、別添説明書のとおりであります。

一般会計の決算の状況につきましては、歳入で46億4,806万5,215円で、前年度比15.7%の減、歳出では43億4,020万5,650円で、17.1%の減となりました。

これは歳出で、義務的経費の扶助費で、新型コロナウイルス感染症対策の子育て世帯への臨時特別給付金が増加したほか、公債費で、給食センター建設等による学校教育施設整備事業債等の増加や、維持補修費で、除雪委託料の増加、また、積立金では、今後の安定した財政運営のための道路橋梁施設整備基金積立などにより増となったものの、投資的経費の普通建設事業費で、防災無線整備事業や紫樋沢線等の村道改良工事等の大型工事が完了したことや、補助費等で、特別定額給付金が終了したことなどにより減となったものであります。

一方、歳入においては、法人村民税の減収や、固定資産税で、評価替え等により減収となったことなどから村税が7.4%の減となったほか、地方特例交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が、中小企業の家屋や償却資産の減収分について交付されたことにより196.7%の増、地方交付税につきましては、新型コロナ対策に伴う需要増などによる普通交付税の増や、除雪費及び山村振興対策による特別交付税が増となったことなどから12.4%の増となりました。

また、国庫支出金につきましては、特別定額給付金や新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金などの減額に伴い59.5%の減、県支出金につきましては、林業施設災害復旧費補助金や農地災害復旧費補助金などの減額に伴い17.2%の減、諸収入につきましては、高齢者保健・介護予防事業一体化実施受託事業収入や消防団員退職報償金収入の増額に伴い21.3%の増、村債につきましては、緊急防災・減災事業債や村道改良に伴う公共事業債の減額に伴い58.4%の減となりました。

この結果、令和3年度の一般会計決算におきましては、2億7,590万8,565円の実質収支の黒字額を計上することができました。

しかしながら、国内経済は新型コロナウイルス感染症により、観光産業を始め、各種の事業活動

や雇用・所得環境に大きな影響を及ぼしており、加えて、人口減少による地方交付税の減額や社会保障と税の一体改革に伴う社会保障費の増加等により、依然として厳しい地方財政運営が迫られるものと思っております。

今後も引き続き行財政改革を推進し、豊かな自然や美しい景観と調和した産業振興を進め、人づくりを柱に据えて、将来を見据えた活力ある村づくりに努めてまいりますので、なお一層の御理解、御協力を賜りますようお願いする次第でございます。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、認定第2号 令和3年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は、前年度と比較して歳入で3.3%、歳出で5.5%と、歳入歳出ともに減となりました。

これは歳出で、療養諸費や高額療養費等の保健給付費が減となったことによるもので、歳入では、保健給付費に対する県支出金が減となったことなどによるものであります。

今後も特定健康診査事業等を通じて、村民の皆さんの健康管理と健全な財政運営に努めてまいります。

認定第3号 令和3年度高山村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は、前年度と比較して歳入で25.3%、歳出で26.4%と、歳入歳出ともに減となりました。

これは歳出で、診療所に予診室等を整備する改修工事が完了したことなどに伴い、一般管理費が減となったことによるもので、歳入では、施設改修工事の財源となる一般会計からの繰入金が減となったことなどによるものであります。

今後ともなお一層、診療所の利用促進と健全な事業運営に努めてまいります。

認定第4号 令和3年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は、前年度と比較して歳入で3.7%、歳出で2.3%と、歳入歳出ともに増となりました。

これは歳出で、施設介護サービス受給者数の増加に伴う保健給付費などが増となったことによるもので、歳入では、支払基金交付金や県支出金などが増となったことによるものであります。

今後もサービス給付の充実と介護保険制度の適正な運営に努めてまいります。

認定第5号 令和3年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は、前年度と比較して歳入歳出ともに4.0%の増となりました。

これは歳出で、療養費の増加に伴い、後期高齢者医療広域連合負担金が増となったことによるもので、歳入では、支払基金交付金や県支出金の増によるものであります。

今後も後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の健康管理対策を推進するとともに、制度の適正な運用に努めてまいります。

認定第6号 令和3年度高山村温泉開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は、前年度と比較して歳入で87.7%、歳出で147.7%と、歳入歳出ともに増となりました。

これは歳出で、森林スポーツ公園の源泉ポンプ更新による温泉給湯事業費が増となったことによるもので、歳入においては、温泉給湯施設整備基金からの繰入金が増となったことによるものであります。

今後も施設の適正な管理に努め、温泉の安定的な供給を図ってまいります。

認定第7号 令和3年度高山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は、前年度と比較して歳入で3.0%、歳出で2.9%と、歳入歳出ともに増となりました。

これは歳出の農業集落排水事業費で、下水道事業法適化移行事業による固定資産調査業務委託料が増となったことによるもので、歳入においては、地方債発行による村債が増となったことによるものであります。

今後も施設の適正な管理と接続率等の一層の向上を図り、健全な経営に努めてまいります。

認定第8号 令和3年度高山村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は、前年度と比較して歳入で9.5%、歳出で14.6%と、歳入歳出ともに減となりました。

これは歳出で、下水道施設管理運営基金への積立てを行わなかったことや、千曲川流域下水道災害復旧事業負担金が減になったことによるもので、歳入においては、基金からの繰入金や地方債発行による村債が減となったことなどによるものであります。

今後も下水道事業の効率化とともに、施設の適正な管理と接続率の一層の向上を図り、健全な経営に努めてまいります。

認定第9号 令和3年度高山村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算における収益的収入及び支出のうち、収入の水道事業収益は1億2,754万8,745円で、前年度と比べて0.9%の減、支出の水道事業費用は1億1,210万224円で、前年度と比べて9.6%の減となりました。

一方、資本的収入及び支出のうち、資本的収入は5,746万8,801円で、前年度と比べて13.9%の増、資本的支出は9,865万6,087円で、前年度と比べて68.0%の増となりました。この結果、当年度の純利益は776万2,475円を計上することができました。

今後も施設の適正な管理とともに、経営の健全化に努め、安全でおいしい飲料水の安定供給に努めてまいります。

以上、9件の決算について申し上げますが、令和3年度の税、料金の収納におきましては、納付誓約や戸別訪問など鋭意徴収率の向上に努め、一部で納付に進展があったものの、長引く景気低迷や新型コロナウイルス感染症の影響などから、計画どおりに未収金が納付されず、誠に遺憾であると考えております。

今後も、地方分権の進展とともに自主財源の確保がますます重要となってまいりますことから、長野県地方税滞納整理機構や県税徴収対策室との連携による滞納処分の強化はもとより、職員の徴収スキルの向上と全庁的な徴収対策会議等によりさらなる徴収強化を図るなど、村税の滞納整理や使用料等の未収金の縮減に努め、各会計とも一層安定した経営に努めてまいります所存であります。

以上、一括して申し上げましたが、十分に御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

しばらく休憩します。

午前10時54分 休 憩

---

午前11時00分 再 開

**○議 長（西原澄夫議員）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから承認第12号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議 長（西原澄夫議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議 長（西原澄夫議員）**

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第12号 専決予算の承認を求めることについて（令和4年度高山村一般会計補正予算（第2号））を採決します。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手8人）

**○議 長（西原澄夫議員）**

挙手多数です。

本案は承認することに決定しました。

これから議案第35号から議案第36号までの2件について、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号から議案第36号までの2件については、お手元に配りました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

議案第35号から議案第36号までの2件については、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議案付託表

議	案	付託委員会
議案第35号	高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	総務文教 常任委員会
議案第36号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	

○議長(西原澄夫議員)

お諮りします。

ただいま所管の常任委員会に付託しました議案第35号から議案第36号までの2件については、会議規則第45条第1項の規定によって、9月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

議案第35号から議案第36号までの2件については、9月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

お諮りします。

議案第37号から議案第40号までの4件については、後日審議にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

議案第37号から議案第40号までの4件については、後日審議することに決定しました。

令和3年度高山村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計、計9件の歳入歳出決算の審査結果について、監査委員の報告を求めます。

—————中村義忠代表監査委員。

#### ○代表監査委員（中村義忠）

おはようございます。

8月1日から18日までの日程で実施しました令和3年度高山村一般会計、特別会計、公営企業会計の決算及び各基金の運用状況等について審査意見を申し上げます。

審査に付されました令和3年度高山村一般会計、特別会計、公営企業会計の各決算並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び財政健全化判断比率に関する書類等は、いずれも法令に準拠して作成され、計数はいずれも正確であり、その管理及び運用についても適正であると認められ、予算の執行はおおむね適正になされていると認められました。

また、基金においても計数は正確であり、その運用は適正であると認められました。

それでは、まず一般会計について申し上げます。

一般会計においては、歳入決算額は46億4,806万5,215円で、前年度より15.7%、8億6,582万6,616円の減となっており、歳出決算額は43億4,020万5,650円で、前年度より17.1%、8億9,780万2,793円の減となっています。歳入歳出差引額は3億785万9,565円で、このうち繰越明許費として翌年度に繰り越す財源3,195万1,000円を差し引いた実質収支額は2億7,590万8,565円の黒字となっています。

主要財政指標については、実質公債費比率が5.8%で、前年度より0.6ポイント減少、将来負担比率はマイナス、実質収支比率が9.1%で、前年度より0.5ポイントの上昇、財政力指数が0.293で、前年度より0.01ポイントの減少、経常収支比率が79.0%で、前年度より4.0ポイント減少しています。

積立金現在高は36億9,749万6,000円で、前年度より6.6ポイント、2億2,875万4,000円の増となっています。

歳入のうち、村税の収入状況を見ますと、前年度より5,787万5,000円減少しており、これは主に固定資産税の現年度分で、評価替え等に伴う2,290万4,000円の減や、滞納繰越分3,682万5,000円の減などによるものです。

また、滞納額は、村税が4,877万7,000円で、前年度より0.5%、23万6,000円微増し、徴収率においては93.7%で1.3ポイント上昇しており、徴収努力の成果がうかがえる状況が見られました。

不納欠損額については3万5,500円となっておりますが、不納欠損処理を行う場合は、債務者の資力や財産、生活状況等を客観的に見極め、債権回収のために最大限取り組むことが重要であり、場合によっては滞納処分等の法的手続などを行い、その経緯については正確に記録し、明確な基準

に基づいて処理することとされています。

今後は、滞納整理の事務処理をより効率的に進めるため、債権の発生から消滅に至るプロセスとそれぞれの段階で講ずるべき措置などを詳細かつ分かりやすく定めた滞納整理事務マニュアルや滞納整理年間計画表等を作成するなどして、債権回収の事務処理を進めていく必要があると考えます。

なお、依然として多額の収入未済額があることから、引き続き税負担の公平性の観点からも適切な徴収対策を徹底するとともに、徴収率の向上を図り、引き続き収入未済額の縮減に努められたい。

寄附金については、村の特産品を返礼品とするふるさと納税寄附金を募り、村づくりの主要施策である景観形成推進事業の財源確保に大きく貢献していることなど、今年度は28.2%増加となり、さらなる財源確保のための工夫した取組に期待します。

今後とも安定した財政運営が行えるよう、引き続き積極的な自主財源の確保に努めるとともに、制度改正や国の補正予算のほか、地方創生事業などの補助事業等の情報収集を適時、的確に行い、依存財源の確保に努められたい。

歳出における不用額は2億7,480万1,000円で、前年度より4.4%、1,166万9,000円増加し、予算現額に対する割合は5.5%で、前年度より0.8ポイント増加しています。今後とも財源の有効活用を図るため、必要最小限の予算の計上に努めることはもとより、必要額を適正に見積もった上で減額補正を行うなど、なお一層の不用額の縮減に努められたい。

続いて、特別会計、公営企業会計について申し上げます。

特別会計7会計を合わせた決算額を見ますと、歳入総額は22億1,848万4,175円で、歳出総額は20億6,733万6,323円となっており、全ての会計で黒字決算となっています。

また、上水道事業会計の収益的収支を見ますと、水道事業収益は1億1,736万116円、水道事業費用は1億959万7,641円で、純利益は776万2,475円となっています。

歳入において、特別会計等の事業運営の基本となる税及び使用料などの収入未済額の状況を見ますと、大概の会計では徴収努力がうかがえる状況が見られましたが、依然として多額の滞納額を抱える会計があります。この税及び使用料の徴収に当たっては、負担の公平性の確保に努めることはもとより、常日頃からの地道な努力が必要となります。さらに、公法上の債権と私法上の債権で滞納処分や時効の取扱い等が相違することにも十分注意し、適法かつ合理的に不納欠損処分等の適切な処理に努められたい。特に、高額滞納者や長期滞納者については、法的措置を含め、より厳正な対応策を取るなど、収入未済額の減少に努められたい。

一方、歳出においては、村民に直接関わる生活環境の確保のための諸施策の推進に努めるとともに、人事異動も含め新たに業務に就いた担当者の事務研修の充実や課内でのチェック体制の強化など、組織として適切な評価と効果的な内部統制の仕組みを構築し、適正な事務執行に努められたい。

また、不用額については、特別会計7会計合計で1億6,238万6,000円生じ、前年度より3,936万7,000円増加しており、一部の会計では予算の有効活用の努力がうかがえる状況が見られましたが、

今後とも財源の有効活用を図るため、必要最小限の予算の計上に努めることはもとより、必要額を適正に見積もった上で減額補正を行うなど、なお一層の不用額の縮減に努められたい。

最後に、村会計全体について申し上げます。

本村では、総合計画や総合戦略により、人口減少の進行を可能な限り抑止し、持続可能な活力ある村づくりを推進しています。全国的に少子高齢化や人口減少が進み、国の財政事情も厳しさを増す中で、普通交付税等の増収は期待できない状況にあります。さらに、国庫補助金等の減少や働き盛り世代の縮小、高齢化の進展、コロナウイルス感染症の影響等を受けて、税収の減少も予想され、自主財源の確保がさらに重要となってきます。

今後、徴収等の事務処理をより効率的に進めるため、担当職員の研修などにより徴収スキルの向上を図ることはもとより、課を越えた全庁的な収納体制の整備や、滞納整理における事務マニュアルや滞納整理年間計画表等を作成し、重点的に事務処理を進めていく必要があると考えます。

歳出面では、社会保障関係費、公共施設等の老朽化に対応する長寿命化の経費、自然災害を防止するための経費のほか、新たな村民ニーズの変化に対応する経費などの増加が予想されます。

今後の財政運営に当たっては、より一層の財政の健全化と各種財源の確保に向けて、職員一丸となって取り組むとともに、基金の有効活用、借入金の縮減並びに事務事業の見直しや効率的な執行による歳出抑制に努め、限られた財源の中で村民ニーズを的確に把握して、サービスの向上を図っていただくことを期待します。

以上、令和3年度一般会計、特別会計等の決算審査の意見とさせていただきます。

**○議長（西原澄夫議員）**

しばらく休憩します。換気、消毒等のための休憩です。

会議は午前11時25分から再開します。

午前11時17分 休 憩

---

午前11時25分 再 開

**○議長（西原澄夫議員）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから認定第1号から認定第9号までの9件について一括質疑を行います。

質疑はありますか。

(発言する者なし)

**○議長（西原澄夫議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については11人の委員をもって構成する令和3年度決算審査特別委員会を設置し、これに付

託の上、審査することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

本件については11人の委員をもって構成する令和3年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました令和3年度決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

令和3年度決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

「令和3年度決算審査特別委員会」構成名簿

職名	氏名
委員	久保田 雄吉
〃	勝 山 正 弘
〃	滝 澤 聖
〃	梨 本 進
〃	沖 島 祥 介
〃	高 井 央 葉
〃	黒 岩 清 道
〃	湯 本 辰 雄
〃	松 本 茂
〃	山 寄 秀 治
〃	柴 田 弘 男

議案付託表

議案	付託委員会
認定第1号 令和3年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定について	令和3年度
認定第2号 令和3年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算審査特別委員会

認定第3号	令和3年度高山村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第4号	令和3年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第5号	令和3年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第6号	令和3年度高山村温泉開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第7号	令和3年度高山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第8号	令和3年度高山村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第9号	令和3年度高山村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について	

○議長（西原澄夫議員）

お諮りします。

ただいま令和3年度決算審査特別委員会に付託しました認定第1号から認定第9号までの9件については、会議規則第45条第1項の規定によって、9月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

認定第1号から認定第9号までの9件については、9月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

委員会条例第7条の規定によって、令和3年度決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選を本日の会議終了後、本議場において行ってください。

互選に関する職務は、年長の委員、久保田雄吉議員とします。

なお、委員会終了次第、委員長及び副委員長の互選の結果を報告をお願いします。

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日2日から5日までは休会とします。

来る6日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午前11時27分 散会

---

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月1日

高山村議会議長 西原澄夫

署名議員 沖島祥介

署名議員 高井央葉

署名議員 黒岩清道

令和4年第4回高山村議会9月定例会一般質問目次

令和4年9月6日（火曜日）

3番	滝澤 聖議員	26
	須坂市道、相森千本松線道路改修工事について	
5番	沖島祥介議員	28
	マイナンバーカード取得について	
	役場庁舎に設置してある太陽光発電設備の余剰電力の活用について	
	地域おこし協力隊について	
	チャオルの森について	
6番	高井央葉議員	42
	空き家対策について	
	公民館の改築について	
	ゲノム編集トマトの苗の小学校配布について	
1番	久保田雄吉議員	52
	高山村の『村の名前の改名』について	
2番	勝山正弘議員	59
	公共交通網対策について	
4番	梨本 進議員	65
	中学生部活動の地域移行について	
	高校生の電車通学費補助について	
9番	松本 茂議員	73
	村民の健康保険事業・健康診査について	

令和4年第4回高山村議会9月定例会会議録（第2号）

令和4年9月6日（火曜日）

---

---

議 事 日 程

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付議した事件

1 一般質問

---

質 問 し た 者

3番 滝澤 聖 議員

5番 沖島 祥介 議員

6番 高井 央葉 議員

1番 久保田 雄吉 議員

2番 勝山 正弘 議員

4番 梨本 進 議員

9番 松本 茂 議員

---

出 席 議 員（12名）

1番 久保田 雄吉 議員

2番 勝山 正弘 議員

3番 滝澤 聖 議員

4番 梨本 進 議員

5番 沖島 祥介 議員

6番 高井 央葉 議員

7番 黒岩 清道 議員

8番 湯本 辰雄 議員

9番 松本 茂 議員

10番 山寄 秀治 議員

11番 柴田 弘男 議員

12番 西原 澄夫 議員

---

欠 席 議 員（なし）

---

説明のため出席した者

村 長 内山 信行

副 村 長 藤沢 敏和

教 育 長 山岸 深志

総 務 課 長 宮川 裕明

住民税務課長  
(会計管理者) 西原 一美

健康福祉課長 堀 一生

産業振興課長 小淵 義彦

建設水道課長  
(定住支援室長) 荒井 孝浩

教育次長 山崎久志  
(人権推進室長)

---

事務局出席職員

事務局長 山崎賢一 書記 榎田和子

---

午前10時00分 開議

○議長(西原澄夫議員)

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

---

諸般の報告

○議長(西原澄夫議員)

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

令和3年度決算審査特別委員会の委員長から委員長及び副委員長の互選の結果について報告があり、別紙のとおり構成名簿をお手元に配りましたので報告します。

「令和3年度決算審査特別委員会」構成名簿

職名	氏名
委員長	湯本辰雄
副委員長	沖島祥介
委員	久保田雄吉
〃	勝山正弘
〃	滝澤聖
〃	梨本進
〃	高井央葉
〃	黒岩清道
〃	松本茂
〃	山崎秀治
〃	柴田弘男

また、1時間を目安に換気、水分補給及び答弁席、質問席消毒等のため休憩を取り、議事を進行したいと思います。

テレビ中継のほかに、質問者のカメラ撮影を許可しましたので報告します。

これで、諸般の報告を終わります。

---

## 日程第1 一般質問

### ○議長（西原澄夫議員）

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

————— 3番 滝澤 聖議員。

### ○3番（滝澤 聖議員）

それでは、マスク着用のまま通告書に従い質問いたします。

須坂市道、相森千本松線道路改修工事についてですが、当然須坂市の市道については高山村で改修工事を行ってほしいというような意味ではありません。

私が思っていることは、現在村道千本松紫線から千本裏線は高山村で行った道路改修工事により8mの道幅となり、大型車が通っても支障のない立派な村道となっています。そこから接続している市道、相森千本松線は道幅が6mと狭く、水路や数回にわたり道路改修工事により継ぎはぎだらけの路面となっています。この道路は高山村のぶどう、プラム、プルーンの生産者が須坂共選所に出荷物を出荷するため大切な道路となっています。

須坂共選所はJAながの須高地区にある4か所の共選所のうちメインの共選所であります。須高地区のぶどうは巨峰の栽培が主力品種であった28年前の平成6年には42億7,700万円を境に減少が始まりました。10年前の平成24年には25億1,529万円となってしまいました。そこで、新たな品種が登場し、ぶどうを皮ごと種がなく食べられるナガノパープルやシャインマスカットに大きく品種更新をすることにより、現在ではぶどう販売実績は令和3年度実績で52億3,123万円とV字回復をすることができました。

半面、これまで須高地区には井上、高甫、仁礼、高山、須坂、日野、小布施と7か所共選所があったため、輸送業者は集荷をするのに大変な労力と時間を要し、また、JAは販売収益の向上を図るため、4か所への集約を行いました。さらにフルーツハリウッド須高のブランドイメージを図りながら海外での販売強化に努めてもいます。

須坂共選所はもともとりんごの共選所として建設されましたが、国の補助金を使っている名称変更を行わず、現在はぶどう、スモモ、プルーンなどの複数の品目を取り扱う共選所となっています。この須坂共選所の昨年の販売金額は、ハウスぶどうが5億7,661万円、路地ぶどうが10億4,465万円、

冷蔵ぶどうが9億765万円と合計25億2,900万円余りとなっています。冷蔵ぶどうの販売金額の増加は国の助成事業産地パワーアップ事業によるものです。この事業により約60台が導入され、鮮度保持が改善され、2月までの販売期間を延ばすことができるようになりました。現在は以前に導入されたもの、それからこの事業以降導入されたものも含め300台以上が利用されていると思われます。

高山村でも多くの方が導入され、所得向上と栽培面積の拡大が図られています。これも行政各位の理解と担当された職員の努力の賜物と深く感謝します。この須坂共選所、須坂高山ぶどう部会は高山と須坂、これは本郷、相森、高橋町部の方が加盟している部会ですが、この販売金額の約半分の5億円は高山の生産者の販売金額であります。この金額は高山村においてJAが取り扱う品目の中でトップであり、大変大切な品目でもあります。高山村で生産されるぶどう及び振興果樹の集荷所はJAながの須坂共選所となるため、市道相森千本松線を通行するに当たり道路改修が望まれます。

そこで、質問いたします。

村道千本松裏線の拡幅の改修工事が行われましたが、このことにより大型車も無理なく通行することができるようになり、地域の皆さん、村民の方も大変喜んでおります。この道に接続する市道相森千本松線については道幅の拡幅や交差点を真っすぐに直進できる新道等を造る道路計画はなかったのか、また、接続する道路の改修と隣接する行政と連絡会議や依頼などをされなかったのか答弁を求めます。

#### ○議長（西原澄夫議員）

—————荒井建設水道課長。

#### ○建設水道課長（定住支援室長）（荒井孝浩）

通告に従い、須坂市道相森千本松線道路改修工事についてお答えいたします。

道路は安全快適に移動するために必要な社会基盤であり、その整備や維持管理により長寿命化を進めていく必要がありますが、道路整備には多額な費用がかかるため、その財源となる国、県補助金などを確保しながら緊急性や必要性などを総合的に勘案する中で、優先順位をつけて計画的に進めているところであります。

そこで、市道相森千本松線の拡幅や新たな道路整備計画についてのお尋ねではありますが、一般的に行政区域内を通る国道や県道を除く市町村道につきましては、その整備や管理を関係する自治体が行うこととされておりますことから、他市町村の区域にある道路を他の自治体において整備することはありません。そのような中で平成13年に本村と須坂市の行政境界付近の道路に係る諸問題を協議するため、両市村の地元関係区や議会議員を始め農政・建設所管課等で構成する「須坂市高山村「道」連絡懇談会」が設置され、村道千本松線と現在の市道相森千本松線の整備等について協議がなされました。

当時は複数回の懇談会を開催されたとお聞きしておりますが、その際事業主体等の行政課題や負担金等の問題、さらには事業効果や両市村の財政事情などから結果としてそれ以降進展していない

状況でありますので、よろしくお願いいたします。

次に、接続する道路改修等、他の行政と連絡会議や依頼などはされないのかのお尋ねであります。本路線の管理者であります須坂市道路河川課に整備計画等について確認しましたところ、本村との境界から国道403号線までの市道につきましては現時点において整備計画はない旨の回答をいただいております。

このようなことから、道路改良等について他の行政等に依頼や要望する場合は期成同盟会等を設置するか、受益団体などが中心となって活動をするなど様々な方法があるものと思われませんが、基本的には受益となる地域住民の熱意や気運の高まりが重要ではないかと考えておりますので、村といたしましては今後も地域住民の皆さん等のご意見をお聞きする中で、必要があれば関係自治体に要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

————— 3番 滝澤 聖議員。

**○3番（滝澤 聖議員）**

これまでの経過については今説明がありまして、分かりました。やはり、この道はこれから、やはりこのぶどうも国内だけでなく海外に輸出していく段階にあります。そして、この輸出というようなことについては、やはり輸出検疫や、それからロジスティクスの関係で1分でも早く相手国に届ける必要があります、そういうような面からも効率的な共選所運営が現在では迫られております。それも成田検疫は午後4時でありますけれども、関西空港の関係につきましては4時の時間にフライト時間ということで、即日に出発することができる可能空港となっている観点からも、どうしても大阪まで荷を運ぶというような観点から、この道路整備も、やはり地域全体として必要なものとして捉えるべきというふうに考えております。ぜひ、そんな取組を高山村から須坂市のほうへ、もう一度申し上げていただいて、ぜひ、この建設が進むよう今後ともお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

この長野、須坂、小布施、高山、この行政区の中で千曲川大橋建設というような大きな目標に向かって同じ歩調の中で取り組んでいる市町村連携の形もございます。そういう面からもこの市道、村道の在り方もそれ以上に私は要望するものとして考えておりますので、今後とも取組のほうをお願いし、質問を終わります。

**○議長（西原澄夫議員）**

以上で、滝澤 聖議員の質問を終わります。

————— 5番 沖島祥介議員。

**○5番（沖島祥介議員）**

それでは、失礼してちょっとマスクを外させていただきます。

通告に従い、4つ質問いたします。

1 番目、マイナンバーカード取得について。

最初に、マイナンバーカード普及に当たっては平日、休日の特別窓口、出張特別窓口開設などに携わった職員の方々、本当に御苦労さまでございますとまずは述べさせていただきます。

さて、マイナンバー制度の趣旨は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現する基盤とあります。また、日本国内の全住民に12桁のマイナンバーをつけ、顔写真入りカードをつくることにより、本人確認を1枚で行うことが可能となり、さらにマイナポータルサイトの行政機関にて、自分の情報のやり取りや情報の確認もでき、官民の各種手続のサービスをできる仕組みになっております。

そこで、現在の本村でのマイナンバーカード取得推進に当たってマイナポイントの付与、村独自のクオカードの進呈ばかりが目についており、村にとっては行政の効率化、村民にとっては利便性の向上と相互にとってメリットがあるという本来の趣旨をもっとPRすべきではないかと思えます。

まずは、現在の村民当たりの普及率は何%かお聞きします。また、目標は何%をお持ちなのかもお聞きします。

さて、高齢者の方々の中には身分証明書の代わりになるものがないので、運転免許を返納しないという方もいらっしゃると思いますが、マイナンバーカードをつくることにより身分証明書にもなり、また、健康保険証にも使えて便利だというような切り口から勧誘活動をしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。ちなみに、高山診療所で使えるかどうか試してみましたが、事前に健康保険証を登録してありましたので、健康保険証を提示しなくても利用可能でした。

令和5年2月よりコンビニの各種交付ができる計画ですが、喬木村では役場の窓口でマイナンバーカードを提示して発行を希望する書類を口頭で伝えると、必要事項が印刷された申請書が作成されるシステムを導入し、書類記入の煩わしさを解消しています。また、ほかの自治体では図書館のカード、選挙の入場券受付、避難所の入退室の受付などいろいろな取組をしております。本村ではどう考えているのかお聞きします。

最後に、国からの指示というだけではなく、将来はこのカード1枚持てば高山村での生活が全て賄えるぐらいの目標を持って取り組んだらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、質問いたします。

#### ○議長（西原澄夫議員）

———西原住民税務課長。

#### ○住民税務課長（会計管理者）（西原一美）

それでは、マイナンバーカードの取得についてお答えいたします。

マイナンバー制度は国が全ての国民に番号を割り振り、行政の効率化を図るとともに国民の利便性や公平、公正な社会の実現のための社会基盤を構築し、カードを取得された皆さんにはマイナンバーカードを使用して各種行政サービスに活用していただくためのものです。

そこで、国ではマイナンバーカードの取得を促すため、令和2年9月1日から令和3年4月末日までの間にマイナンバーカードの交付を申請し、カードを取得された皆さんには上限で5,000円相当のマイナポイントを付与するマイナポイント第一弾を行ったところであります。

その後、マイナンバーカードの取得率が伸びないことなどから、国ではマイナポイント第二弾として今年の9月末日までにマイナンバーカードを申請され、来年2月末までにマイナポイントの申し込みをされた方には最大2万円相当のマイナポイントを付与することとしております。このため、村におきましてはマイナポイントの対象となる9月末日までを重点期間として広報紙や村ホームページへの掲載のほか、情報無線や広報車によりマイナンバーカードの取得を促すとともに、既にカードを取得された皆さんや、本年8月以降にカードを取得された皆さんには、ささやかではありますが、村から1,000円のクオカードを進呈させていただいております。

そこでまず初めに、現在の普及率についてのお尋ねであります。地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISがまとめた8月28日時点における本村の取得件数は2,711人で、7月末日と比較して5.0%上昇し、普及率は40.3%であります。

次に、目標とする普及率についてであります。国は来年3月末日までに全国民が取得する、いわゆる100%を目標に掲げておりますことから、村におきましても全村民の皆さんに取得していただくことを目指して啓発等により普及率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、運転免許証を返納された高齢者へ身分証明書として使用できることのPRについてであります。県では国からの要請により高齢者のマイナンバーカード普及の一環として75歳以上の後期高齢者の皆さんには昨年10月末時点で、まだカードを取得されていない方を対象に今年2月に長野県後期高齢者医療広域連合から申請方法を分かりやすく記した資料や、不明な点などどんなことでも相談を受け付ける総合フリーダイヤルの案内などを郵送してカードの取得を呼びかけております。この効果もあってか、本村では4月に入りましてからこの通知を受けてマイナンバーカードを取得される高齢者の皆さんもおられます。また、今年度から今後3年間は昭和22年から24年に生まれた、いわゆる団塊の世代と呼ばれる皆さんが全て後期高齢者医療の被保険者に移行されますことから、今後は運転免許証を自主返納される方も増えてくるものと思っております。そのようなことから、今後はマイナンバーカードが運転免許証に代わる顔写真つきの身分証明書としての使用頻度が増えてくるものと思われまことから、こうしたメリットもご理解いただきながら取得を推進してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの利用についてであります。マイナンバーカードのメリットにつきましては、行政の効率化に資するとともに取得された皆さんへの行政サービスの利便性の向上を図ることが本来の重要な目的であります。このため、村では来年の2月からの住民票や印鑑証明などの各種証明書のコンビニ交付の導入に向けて現在準備を進めておりますが、そのほかの業務のオンライン化については、今のところ具体的なスケジュール等は決まっております。そのようなこと

から、国では自治体デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDX推進計画を策定し、市町村へのオンラインシステム接続の必須要件として子育て、介護関係など26の手續のほか、議員お話の図書カードなど身近な生活に利用できる、その他優先的にオンライン化を進める17の手續について、自治体における電子申請の受付環境整備を進めているところでございます。これを受けて、村では速やかにオンライン接続に向けてスケジュールを立て、カードを取得され利用を希望される皆さんに早く使用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、将来に向けてこのカード1枚で村内での生活ができるようにしたらどうかとの御提案でございますが、先ほど申し上げましたとおり国が市町村の利用度によってオンライン化の選択ができる、その他優先的にオンライン化を進めるべき手續の17項目の中には図書カードの活用のほか、文化、スポーツ施設等の予約や水道の使用開始届、道路占用許可申請や犬の登録申請、死亡届など身近な手續についてオンラインの手續が可能となりますことから、導入後は有効に御活用いただけるものと考えております。また、このほかに国のシステムにない村独自のマイナンバーカードを利用して手續するシステムを構築するには多額な開発費が必要であることなどから、システム化が可能であっても全ての整備を進めていくことは困難でありますので、今後はオンライン化すべき業務の洗い出しを行って、住民の皆さんのニーズの高いものを導入し、さらなる利便性の向上と行政サービスの効率化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 5番 沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

再質問いたします。

先ほど課長の話で、コンビニの機械の導入という話がありましたが、コンビニにおいて端末、その場でちょっと高齢の方がやると、後ろにちょっと人が並んだりすると焦ってなかなか利用できないようなところもあるかと思うんです。本当はコンビニ交付の機械が高山村にも1台あれば、一番いいのかなと私は思っております。ただ、そんな中で、やはりコンビニというのは、やはり若い方を中心とした場所ですので、やはり高齢の方等、また、足のない方、役場のほうが近いという方もいらっしゃると思いますので、やはり喬木村のような何かこう、いちいち書類を書かないで済むような形とか、何かそんな形が役場内でできないものかと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

————— 西原住民税務課長。

○住民税務課長（会計管理者）（西原一美）

マイナンバーの効率のいい施設の導入についての再質問だというふうに考えますが、コンビニ交付ができる状況になるというのが、このマイナンバーカードの1つのいわゆるメリットとして、今

まで強調されてきた部分が多いかというふうに思います。そのような中で、平成27年に全世帯に通知カードが付加されてから本事業がスタートしておりますけれども、今までの過去を見ますと、既にもう、コンビニ交付を導入された自治体もありますけれども、財政力が小さいこうした町村についてはコンビニ交付の導入の経費がこの令和4年度をもって終了する、令和4年度に駆け込みで導入を決定したというところが非常に多いわけでごさいます、本村もその中に入っておるわけでごさいます。したがって、マイナンバーカードの制度について、いわゆる中心的なそのコンビニ交付というものが始まらなければ、ちょっとなかなか手のつけにくいような事業であったかというふうに私は考えておりますが、この来年の2月からの交付と同時に様々な住民要望に沿ったものを導入していかなければならないというふうに考えております。

議員お話しのとおり喬木村さんの例をお聞きしましたので、先進事例として直接担当者にお聞きをしたところでごさいます、やはりカードを1枚かざしただけで10項目にわたる業務を選択することができるという、非常に有効なカードであるというふうなこともお聞きをしました。今、株式会社電算、我々の取引がある、そちらのほうでも6つほどのそうした業務におけるソフトを立ち上げているというふうにお聞きをしておりますが、いずれにしろそういった需要も増えてくるんだというふうに思います。議員御指摘のとおり、高齢者の皆さんにつきましては申請の窓口で住所や名前さえ書くのが煩わしいといった方も多くおられるものというふうに思いますので、そういった方々にとってはいいサービスになるかというふうに考えております。

ただ、先取の喬木村さんも、これ、独自で開発費を払ったということで、おおむねでごさいます、100万円台の開発にかかったとお聞きしております。そのシステムについては行政に帰属されておりますものですので、本村が後から導入しようということを決しても、やはりその金額は支払わなければならないものというふうに考えております。

いずれにいたしましても、国のほうで市町村が選んでオンライン化が進められる17の項目以外にも国が地方の要望が高ければ、追加でシステム化するということも記述をされておりますので、そういった情報等にも注視してまいり、また、村民の皆さんの利用の便のいい体制になりますよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○議長（西原澄夫議員）

————— 5番 沖島祥介議員。

#### ○5番（沖島祥介議員）

再々質問ということで、村長にお伺いします。

先ほど課長のほうから達成目標100%を目指すというお話でしたが、そういう目標をお持ちなのか、それと、こういう高山村、人口七千少しの小さな村だからできるというようなシステムを、やはりできると思うので、みんなが使って便利なカードにしていくと、そのようなお考えはあるのか、またその辺をちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議 長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

現在のところ、行政を挙げてマイナンバーを取り組んでいるというのは議員御承知だと思います。先ほども課長のほうからお話のように、この取組によって5%の率のアップというのが課題となりましたけれども、やはり、先ほど議員のほうからいろいろ御指摘されましたけれども、なかなか年配者の方はおっくうといたしますか、そういう方もおられる。しかし、実際にはそうじゃないんだということも含めて、お手伝い等を含め、そして、利便性をしながら達成率の向上を図っていきたいということで、国の方針もありますので、あくまでも目標は村民の皆様全員にやっていただくということで挙げておりますので、議員もいろいろな面で御協力をお願いしたいと、このように思っていますので、よろしく願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

————— 5 番 沖島祥介議員。

○5 番（沖島祥介議員）

2番目の質問に入ります。

役場庁舎に接してある太陽光発電設備の余剰電力の活用について質問します。

前回の一般質問で質問いたしましたが、役場庁舎に接してある太陽光発電設備は非常用電源の確保及び平時には役場庁舎や公民館の照明、空調設備などに供給して電気料の抑制に寄与しています。しかし、令和2年度2万kWh、令和3年度は1万7,000kWhがそれぞれ活用されていません。そこで、売電はできないなら役場に無料のEVスタンド設置を提案したわけですが、EVスタンド設置には常に安定した充電サービスの提供が求められ、また、設置に当たっては既存設備との接続、新たな蓄電池設備に相当な費用がかかるので、慎重に検討していくとの回答でした。

そこで、今回は役場庁舎が稼働していない土日、祝日のみでもEVスタンド設置できないかとの質問です。

令和3年度高山村地域再エネ導入戦略報告書に2050年には全ての車がEV車の可能性が高いと書かれており、EV車の普及に触れております。そこでまずは、村長車にEV車を導入したのはどのような理由なのかお聞きします。土日、祝日の利用に当たっては、充電できるときは緑の表示、充電できないときには赤の表示でも出すようにしたらどうでしょうか。活用できる余剰電力を無駄にしない方策という目的を前面に出せば、EV車を持っている方々には理解していただけると思いますが、いかがでしょうか。

費用の面では長野県阿部知事も選挙公約で豊かな暮らし確保のため、ゼロカーボン社会の実現を目指すと述べております。高山村の再生可能エネルギー利用促進を図るという趣旨、また、災害時のスマホなどの非常緊急蓄電池設備としての役割などで県、国の各種補助金があると思います。あ

らゆる分野で模索してみてもいいでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

役場庁舎に設置してある太陽光発電設備の余剰電力の活用についてお答えいたします。

村では平成28年4月に「高山村地球にやさしい環境基本条例」を制定し、環境負荷の少ない取組を推進するとともに同年8月には首長の指導によりエネルギーの地産地消や、温室効果ガス排出量の削減、気候変動への適応を一体として取り組むことを誓約する日本版「首長誓約」に参加するなど環境負荷の少ない、持続可能な社会を構築し、自然と人とが共生する地球に優しい環境の保全と創造の実現に取り組んでおります。

こうした中、令和2年3月には災害時の防災拠点となる役場庁舎に再生可能エネルギーを活用した災害発生時の非常用電源を確保するとともに、非常時の温室効果ガスの抑制を図ることを目的として太陽光発電設備と蓄電池設備を整備させていただいたところであります。

この事業の概要につきましては、6月定例会の一般質問の際にもお答えさせていただいておりますが、現在の発電量は1枚当たり222Wの発電能力を有するパネル192枚によって令和2年度で約5万9,000kWhを発電し、発電された電力は48.6kWhの蓄電システム2台により、災害時用の非常用電源として蓄えております。この蓄電池が満充電となった場合には、その余剰分を役場庁舎の照明や空調設備等に供給し、使用電力量及び電気料の抑制に有効に活用させていただいております。しかしながら、土日や祝日等役場庁舎の閉庁時において発電した電力は、実質発電量が使用料を上回ることから、令和2年度では年間で2万kWhが余剰電力という試算となっております。

そこで、まず初めに村長車にEV車を導入した理由についてであります。EV車の導入につきましては23年間使用し、老朽化した村長車を昨年9月に更新するに当たり村の公用車として初めて導入いたしました。導入に当たっては首長自らが地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の有害な排出ガスの排出量低減に努めるとともに、災害時の停電発生に備えた避難所の非常用電源を確保することなどにより、村民の皆様にも環境負荷の低減への取組意識を一層醸成できるのではないかと考えから導入させていただいたものでございます。

次に、余剰電力を活用した無料EVスタンドの設置についての御提言であります。国では二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図る観点から電気自動車のさらなる普及を促進するため、電気自動車が長距離移動する場合の電欠防止とならないよう、高速道路、サービスエリアや道の駅、商業施設等へいわゆるEVスタンド等の充電インフラの整備を推進しております。また、長野県におきましても2050ゼロカーボンの実現に向けて電気自動車等の利用しやすい環境を構築し、電気自動車等への転換を着実に進めることを目的に、県内での充電インフラの整備を促進することとして

おります。

こうしたEVスタンドの設置に当たり、国や県では交通インフラとしての役割を担う性格上公道に面した入り口から誰もが自由に入出りできる場所に設置すること、また、充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況及び空き状況などを利用者がインターネット上で確認できるようにすること、加えて、施設の営業時間外でも24時間利用可能となるように努めることなど、安定した充電サービスの提供を求めています。特に長野県ではEVスタンドがガソリンスタンドと同様に今後主要な交通インフラとなることが予想されることなどから、充電完了までに4時間から8時間程度必要な普通充電設備でなく、30分程度で充電が完了する急速充電設備の設置を求めるとともに、充電サービスを利用する場合は有償とし、利用者が適正な対価を支払うこととしております。

こうしたことから、本村におきましては環境負荷低減や再生可能エネルギーの利用促進を図る観点からもEVスタンドの設置は大変重要な取組であると考えておりますが、役場太陽光発電設備の余剰電力が見込まれる土日や祝日のみ利用できる無料のEVスタンドの設置は安定した充電サービスの提供体制や利用料の徴収体制等を整える必要があることなどから、難しいものと考えております。

次に、国、県の補助金の活用についてであります。EVスタンドを設置する際のその財源となる国の補助金は、経済産業省において高速道路、サービスエリア及びパーキングエリア、道の駅、商業施設等への充電インフラの整備に係る費用の一部、2分の1程度を補助するクリーンエネルギー自動車インフラ導入促進補助事業がございます。また、長野県におきましては国のクリーンエネルギー自動車インフラ導入促進補助事業の交付決定を受けた者に対し、補助金の上限150万円を定めて上乗せ交付する電気自動車用充電インフラ整備促進補助事業を本年7月からスタートしております。

こうした国、県の補助事業を活用する場合、EVスタンドは常に安定したサービスの提供と急速充電に対応した高額な急速充電設備等の整備が条件とされておりますことから、費用対効果の面やサービスの提供体制、設備の維持管理体制の面などからも慎重に検討する必要があるものと考えております。

なお、役場庁舎の太陽光発電設備の余剰電力の有効活用につきましては、土日、祝日における公民館事業や図書室で活用できるよう早急に設備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

————— 5番 沖島祥介議員。

**○5番（沖島祥介議員）**

EVスタンドはなかなか難しいというお話でした。それは、しょうがないといひますか、分かり

ましたのですが、せっかく活用できる余剰電力はあるので、無駄にしないということで、ぜひ、公民館あるいは図書館、土日、祝日利用促進でよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3番目、地域おこし協力隊についてお尋ねします。

地域おこし協力隊の制度をもっと積極的に利用して定期的に採用したらどうかという質問です。

そこでまず、地域おこし協力隊の今後の採用予定をお聞きします。

1、まず1つ目は、地域おこし協力隊の費用は国からの交付税でほぼ賄えて、村の支出はほとんどないと思いますが、いかがでしょうか。

2番目、村の職員が足りないと言われていますが、協力隊の活動により少しでも人員不足のカバーができると思います。いかがでしょうか。

3番目、応募される方々は様々な地域から応募されるので、役場職員の方とは違った発想で新しい取組をしてくれるという期待も持てるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

4番目、協力隊員は任期満了後は村内の定住が条件になっているので、移住定住という観点からも村にとってはよいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、地域おこし協力隊はふるさと納税とほぼ同じ時期に創設されたもので、首都圏一極集中を避け、地方も元気に、そして日本が元気にという趣旨があると思われまふ。いかがでしょうか。なぜ、積極的に協力隊員を採用しないのでしょうか。何か問題点があるのか。

以上をお尋ねいたします。

#### ○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

#### ○総務課長（宮川裕明）

地域おこし協力隊についてお答えいたします。

平成21年度に開始された地域おこし協力隊制度は、人口減少などの課題を抱える地方自治体が都市地域に在住している者を隊員として募集し、中山間地域等の条件不利地域に住民票を移し、その隊員がおおむね1年以上3年以下を任期として当該地域に居住しながら活動を行っていただくもので、隊員の任期満了後は継続して当該地域に定住、定着できるよう地方自治体が配慮することを要件として、その地方自治体に対し国が事後的に財政及びその他の支援を講ずる制度であり、過疎対策を目的とした人的支援施策と言われております。

このようなことから、国では地域おこし協力隊員の活動に要する経費や隊員の起業または事業承継に要する経費のほか、隊員の募集に要する経費などを特別交付税により財政措置を講じていることから受入れ自治体の経費負担は少なく、加えて、国では都市住民の受入れの先進事例、優良事例の調査や地方自治体への情報提供等により積極的な取組の推進を図っているところであります。

こうした国の積極的な支援もあり、全国では平成21年度に31団体89人であった隊員数が令和3年度では1,085団体6,015人と隊員数はうなぎ登りに上昇している状況にあります。

こうした中、本村におきましては制度創設から5年後に当たる平成26年3月に高山村地域おこし協力隊設置要綱を制定し、平成26年4月に本村としては初の地域おこし協力隊員1名を採用し、その後令和2年4月に2名の隊員を採用しておりますことから、任期満了者を含めこれまでに3名の隊員を採用しております。

この3名の隊員の皆様にはいずれも観光振興に関する分野に従事していただいておりますが、中でも平成26年度に採用した隊員には当時の信州高山温泉郷観光協会において観光情報発信や観光振興を、また、令和2年度に採用した2名の隊員には総合観光パンフレットや持ち歩きマップの製作など本村の観光PRに携わっていただいております。

そこで、議員から地域おこし協力隊の今後の採用予定等についての5点の質問をいただいておりますが、まとめて答弁申し上げますので、よろしくをお願いします。

国では地域おこし協力隊の採用に当たっては、地域課題を明確にし、その課題解決に向けた具体的な施策を定めた上で隊員に従事していただく業務を設定するとともに、採用する隊員の人物像もあらかじめ設定するよう求めています。このため、本村における課題は多岐にわたるとともに解決策を見いだすためには地域住民や事業者等も含めて広く検討していく必要があることなどから、協力隊員の採用に当たっては十分な準備期間を設ける必要があるものと考えております。また、採用に当たっては議員御指摘のとおり村の職員とは違った広い視点や発想で村を見ていただき、村の活性化につながることを期待しておりますが、村の課題を一つ一つ整備する中で、どのような方に隊員として協力していただくことが村にとって必要なのか、しっかりとしたビジョンを策定した上で募集してまいりたいと考えております。

なお、隊員は任期中、村内に定住することとなりますが、県内のこれまでの状況を見ますと、任期を満了した隊員の78.3%が同一市町村で活動されておりますことから、人口増加策の面からも大いに期待できる制度であると思っております。そのためには、任期満了後も定住してもらえるよう就職先のあっせんや企業に対する支援、住宅の確保などの面からも村や地域住民が一体となって支援し、受入れ体制をしっかりと整えることが定着の鍵になると言われております。

このようなことから、村では本制度の趣旨を十分に理解した上で村の様々な課題解決のためにこの制度を有効に活用するべきであると考えておりますことから、現時点において採用人数と具体的な計画はございませんが、全国的には隊員1人の活動から様々な活動へと連鎖的に広がりを見せ、地域全体の活力へとつながっている成功例等も多く見受けられますことから、本村におきましても早い段階で次の隊員を募集できるよう具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

こうした中で、地域おこし協力隊制度は自治体側からすれば非常に手軽に移住者の獲得が可能となるため、全国的には安易な募集が行われている実態もあることなどから、近年制度の運用方法が問題視されております。特に近年の事業では着任した協力隊員に具体的なミッションが与えられない事例や、地域づくりとはかけ離れた人員補填のような扱いをされた事例、また、受入れ側が地域

おこしに具体的なイメージを持たないまま隊員の活動に過度な期待を持ってしまう事例などが多いと指摘されております。このため、協力隊の取組は隊員個々の個性を生かし、地域住民と協働することにより地域の活性化を図っていくという原点に立って自らの地域おこし、すなわち地域づくりのイメージをしっかりと持つ中で、そのイメージに共感し、協力していただけるような人材の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 5番 沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

再質問いたします。

募集に当たって、その課題を明確にし、人物像をある程度イメージするというお答えがありましたが、最初からそうなさって募集したらいかがかと私は思います。本村に課題がないのか、本村の抱えている課題を、やはり出して、それに合う人を募集するという形で、合わない人は募集しないという、そういった目的を持って募集したらいかがかと思いますが、どうでしょう。

○議長（西原澄夫議員）

————— 宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

再質問にお答えいたします。

御指摘のとおり村には様々な課題がございます。そういった課題を、じゃ、その課題についてどういった方にどのような仕事をしていただくのか、そういった辺の研究がもう少し具体的に、じっくり煮詰めた上で募集をかけていきたいという考えでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 5番 沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

村長にお尋ねします。

先ほども申しましたが、地域おこし協力隊、本村においての費用がかからない、また、職員不足の解消になるんじゃないか、また、新しい発想が持てるんじゃないか、また、移住定住で人数も増えるのではないかと私はいいことづくめかと思うのですが、村長のお考えはいかがでしょう。

○議長（西原澄夫議員）

————— 内山村長。

○村長（内山信行）

地域おこし協力隊の私の考え方について申し上げたいと思います。

それそのものが、議員が全ていいことづくめと、このようにお考えのことを言われましたけれども、当初からそれに対して私も全国的に地域おこし協力隊の自治体の考え方等について意見も、意

見といますか、報道等を参考にさせてもらったりもありますけれども、やはりなかなかその辺がマッチングしない部分もあるというふうなこともお聞きしておりますので、先ほど課長が申しましたように実際に自治体でどういう問題があつて、それに対してどういうふうに地域おこし協力隊員にやってもらうか、この辺をしっかりと整理していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 5番 沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

それでは、時間がないので最後の質問に入ります。

○議長（西原澄夫議員）

沖島議員に申し上げます。

しばらく休憩したいと思います。

換気及び水分補給のため、10分間休憩します。

会議は午前11時10分に再開します。

午前11時03分 休 憩

---

午前11時09分 再 開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

————— 5番 沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

4番目の質問をいたします。

チャオルの森のマレットゴルフ場の整備についてお尋ねいたします。

先日チャオルの森で労連のマレットゴルフ大会がありまして、マレットゴルフはあまりいたしません、今回参加させていただきました。そこで気づいた点を質問いたします。

そのとき、18ホールを回ってみて感じたのは、木の根っこが多くあり、また、明らかに意識的には置いてある障がい物ではないであろうと思われるような石が多くあり、せっかく狙って打ったものの、半分くらいはそれらの障がい物であらぬ方向に飛んでしまいました。マレットゴルフは自然と共に楽しんでプレイするものかもしれませんが、あまりにも荒れているのではないのでしょうか。整備したらもっと楽しめるのかと思ひ、質問いたします。

また、マットも経年劣化しており、新しく整備できないか、年間の整備計画はどうなっているのか、また、新規に何か整備する計画はあるのかお聞きします。

○議長（西原澄夫議員）

————堀健康福祉課長。

○健康福祉課長（堀 一生）

チャオルの森についてお答えいたします。

チャオルの森は平成5年にオープンしたYOU游ランドと平成15年にマレットゴルフコースを備えた福祉公園がオープンし、これらの2施設を総称してチャオルの森として親しまれており、両施設とも森林に囲まれた10haの広大な土地に子どもから高齢者に至るまで幅広い年齢層の皆様が体力の向上や健康増進の場として村内外を問わず多くの皆様に御利用をいただいております。中でもYOU游ランドはオープン当初マレットゴルフ場はありませんでしたが、平成11年に当時の老人クラブの皆様がおてんま作業によりYOU游ランドの松川沿いに9ホール整備していただき、その後村では平成18年にターゲットバードゴルフとのコースを共有する格好でマレットゴルフコースを整備したことにより、現在ではYOU游ランド36ホール、福祉公園に18ホールの合わせて54ホールを整備させていただいております。

そこで、まず初めにマレットゴルフコースの整備などについてであります。当初YOU游ランドを整備するに当たっては、1つのコンセプトとして自然を生かしながらプールやターゲットバードゴルフなどの設備を整備しましたことから、当時からあった木々が徐々に大木に成長したことでマレットゴルフコースに根が張り出たり、傾斜がきつい場所では風雨により石がむき出し状態になっているところもございます。このため、これらのコースの整備修復に当たっては、職員のほかにマレットゴルフ協会の皆様にもボランティアによりおてんま作業をしていただいております。特に大会前にはコースに張り出した根の上に土や砂を盛るなどのほか、石や枯れ枝等も片づけて大会などを行っていただいておりますが、雨や風によって、いつしか盛った土や砂は流されてしまい、現在コースの整備は職員による芝刈り程度の管理しかできていないのが実情でございます。

このようなことから、マレットゴルフ協会の皆様とも相談しながら、例えばコースに張り出した根にマットやシートを覆うことや、土を盛り、その上に芝を張るなど自然に配慮し、プレイに支障がないよう対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

また、マットの件につきましては、令和2年度に福祉公園内のコースのマットを更新させていただきましたが、YOU游ランド内のコースにつきましては、今後職員によるコース巡回を定期的に行い、傷みの激しいものから順次交換させていただき、利用しやすい施設づくりに取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、年間の整備計画と新規の整備計画についてのお尋ねであります。マレットゴルフコースに係る年間の整備計画は特にございませませんが、日頃御利用いただいております皆様から御意見や御要望をいただく中で、緊急性の高いものから順次整備を行っており、本年度におきましてはコース脇に立ち枯れの巨木が数本ございましたことから、コース内の安全性を配慮し6月に伐採をさせて

いただいたところであります。また、マレットゴルフコースの新規の整備計画につきましては、現在の敷地内で新たなマレットゴルフコースを整備するためにはスペースが確保できないことから困難と考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 5番 沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

再質問いたします。

一応マレットゴルフは入場料というんですかね、プレイ代300円という比較的安い値段なんです、一応お金を取っておりますので、安いからこの程度でいいというのではなくて、300円でこんなにすばらしい場所でプレイできるんだというような、何と申しますか、そういうような考え方をお願いしたいなと思っております、また、こんなにすばらしいところ、また、仲間を誘ってやりたいなということで仲間も呼んで、何かにぎわうような、そんなようなマレットゴルフ場にさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

————— 堀健康福祉課長。

○健康福祉課長（堀 一生）

再質問にお答えをいたします。

今後、先ほども答弁をさせていただいたところでございますけれども、職員によりますコース巡回を定期的に行いまして、順次悪いところは直していくということで対応していただく中で、利用しやすい皆様に喜ばれる施設づくりに取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 5番 沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

再々質問と言いますか、あれなんです、私も実際マレットゴルフ、行って見て、やってみて初めて分かるんです。だから、先ほど堀課長がこれから職員の方、巡回していくよとおっしゃいましたけれども、例えば高山村役場のそういうレクリエーションをマレットゴルフ場で行うとか、皆さんが足を運べるような、そんなような企画もして、実際やはりプレイをしてみないと、ただ巡回だけだったら駄目なので、打ってみて初めて、あ、ここに障がい物があるなということが分かると思うので、やはりそんなような機会を多くつくってもらったらどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

————— 堀健康福祉課長。

○健康福祉課長（堀 一生）

再々質問にお答えをさせていただきます。

職員によるレクリエーションの関係でございますが、例年職員互助会によりまして年1回ではございますが、今までマレットゴルフ場を職員で利用させていただいておりましたが、ここ数年そのコロナ禍によりまして、マレットゴルフのレクリエーションは中止というふうにさせていただいておりまして、本年もやむを得ず中止とさせていただいております。また、今後レクリエーションに限らず、さっきの職員による巡回等もしっかり行って、整備の確認をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

————— 5 番 沖島祥介議員。

○5 番（沖島祥介議員）

度々同じことを言いますが、やはりチャオルの森、本当に自然に囲まれて素晴らしい立地でありますので、ぜひ、多くの方が訪れるようなチャオルの森にしていきたいということをお願いいたします。質問を終わります。

○議 長（西原澄夫議員）

以上で、沖島祥介議員の質問を終わります。

質問席の消毒をさせていただきます。

————— 6 番 高井央葉議員。

○6 番（高井央葉議員）

マスクを取って一般質問させていただきます。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

1 問目は空き家対策についてお尋ねします。

空き家の対策についてはこれまで空き家の状況調査を行ったり、専門家による空き家個別相談会や空き家対策住民啓発講座を定期的で開催したり、2020年には広報たかやまにおいて「人ごとではない空き家問題」と題して空き家対策特集を組まれたりと、まずは空き家にしないための周知啓発活動を中心に積極的に行ってきていただいております。また、空き家バンクについても呼びかけ等により登録件数、そして御成約件数共に増え、成果が出てきているところかと思えます。その上で、現在空き家対策は移住定住を軸にして支援を考えられておりますが、なかなか空き家が減らない、人口もなかなか増えないというところで、移住定住以外に空き家を減らすための対策について伺います。

1 つ目に、現在空き家バンクを通じて申請することができる空き家活用推進事業助成金について、移住定住支援策ということで新規転入者として転入日から満10年を経過しない者または本村から転出し、3年以上経過した後にUターンによる再転入した者でないと助成金の対象にならないと規定

されておりますが、その根拠を教えてください。

2つ目に、今年高山村役場の職員になられた皆さんを含め、高山村で仕事をしているものの住まいは近隣市町村という方が多いと伺っております。御実家があったり、希望があってという方ももちろんいらっしゃることは承知しておりますが、高山村に住める住まい、いわゆる賃貸物件がないからというような声もあるということ伺いました。せっかく仕事場が高山村でできれば住みたいと思っても、その時点でなかなか購入するという段階ではない方が多いのかなとも思います。そういった部分で空き家を活用する策はあるか教えてください。

3つ目に、県内でもいろんな形で空き家対策を行う市町村が増えてきました。本村でも同じようにできること、また、まねをしながら本村の状況に従って変えながら運用していけそうなものなどもあると思いますが、新しい施策の考えがあれば教えてください。

**○議 長（西原澄夫議員）**

—————荒井定住支援室長。

**○定住支援室長（建設水道課長）（荒井孝浩）**

それでは、通告に従い空き家対策についてお答えいたします。

村では、空き家の有効活用を通して村民の皆さんと都市住民等との交流の拡大や、移住定住の促進による地域の活性化を図るため、空き家の売却、賃貸を希望される所有者等の情報を空き家の利用希望者に情報提供する空き家バンク制度を平成28年度に創設し、空き家の利活用を図っております。

そこでまず初めに、空き家活用推進事業助成金の基準等についてのお尋ねであります。この空き家活用推進事業助成金の交付対象者につきましては、単に空き家の解消にとどまらず、定住人口の増加を図ることを目的としているため、対象となる皆さんには先進地事例などを参考に本村でも一定の基準年数を定めさせていただき、議員おっしゃられたように転入から10年を経過しない新規転入者やU、J、Iターン者については転出後3年以上経過した後に再転入した者としておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、村の職員など村外から勤務している皆さんの住宅としての空き家の活用策についてであります。村内の空き家につきましては今年度区長さんの御協力をいただいて空き家の実態調査を実施しましたところ、令和元年度に行った前回調査から約50戸増加したことにより、村内の空き家は管理がなされているものも含め150戸程度となり、現在その空き家の所有者等に対して意向調査を行っているところであります。

そのような中で議員御指摘のとおり村職員や村内の事業所に村外から勤務されている方が村内に住もうとしても、村内には賃貸のアパート等が少ないため、やむなく近隣市町村に居住しておられる方もいらっしゃるかと思います。このような皆さんのために、例えば村が空き家を購入し、賃貸により貸し出す施策などが考えられますが、不動産関係事業者にお聞きしましたところ、空き家の

状態にもよりますが1棟当たりの増改築費用に加え、毎年の維持管理費を考慮すると多額の予算が必要になることや、中古住宅がゆえに活用できる期間が限られてしまうのではないかとといった御意見もいただいておりますことから、村が空き家を取得することにつきましては慎重に検討する必要があるものと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、新たな施策に関するお尋ねであります。総務省が公表しております平成30年の住宅土地統計調査によりますと、全国の空き家率は13.6%に対し長野県は19.5%で山梨県、和歌山県に次いで全国3番目となっております。このため、県内では中野市で空き家の売買価格を100円とする100均空き家マッチングや、安曇野市では空き家の活用や発生予防策をまとめたハンドブックの作成など様々な空き家対策に取り組んでおられます。

そのようなことから、本村では空き家バンクへの登録件数を増やすため、これまで村広報紙やホームページへの掲載のほか、空き家対策セミナーや個別相談会を開催するとともに、本年度は新たに村外の固定資産をお持ちの皆さんの納税通知書に空き家バンクの登録に関するチラシの同封や、空き家所有者向けのパンフレットを作成しているところであります。したがって、今後も空き家が増加することが予想されますことから、引き続き空き家バンクのPRに努めるとともに、本村にふさわしい空き家の活用について先進事例や議員各位の御意見をお聞きしながら、本村にとって有効な施策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願いいたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

————— 6番 高井央葉議員。

**○6番（高井央葉議員）**

再質問させていただきます。

1つ目の質問ですが、助成金の根拠については分かりました。

私が今回この質問をしたのは、この助成金について村民の皆さんになかなか伝わっていないと思うことがあったからです。

ここ最近村内の方が空き家バンクに出ている物件を購入するということが数件ありました。村内の方でも購入自体は可能ですが、助成金の対象にならないということがちょっと難しいというか、理解しづらい部分なのではないかなと思ったわけです。何でと言われれば理由があるわけですが、購入するという自体に変わりはないのにといいお気持ちがあることも理解はできます。購入された方は説明を受けて御理解いただいたものの、やはりそこが残念だったというようなお話を伺いました。

確かにこの助成金の性質上新規転入者としての条件が必要ということも理解はしておりますが、例えば空き家を一定期間貸したい方や売りたい方にとっても知らない方、全然知らない方に貸したり売ったりすることよりも村内の知っている人が使ってくれるということは安心につながるのかもしれない。また、借りる側、買う側としても村に定住して生活が落ち着いて、それから新しく何

かを始めるために空き家を利用するというのもできるかもしれませんが。結果として空き家を減らすことにつながるということになるとすれば、そういった部分で移住定住以外の支援についても考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、2つ目、3つ目に係る話ですが、先ほど村が借り上げて賃貸するとなると増改築費用、維持費用が予算がかかると。期間に関しても限られてしまうというふうなお話がありました。でも、例えば先ほど沖島議員がおっしゃった地域おこし協力隊の方に一時的に住んでいただく、期間限定でというふうな形で使う、まず1棟やってみるというふうなものはいかがでしょうか。お願いします。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————荒井定住支援室長。

**○定住支援室長（建設水道課長）（荒井孝浩）**

2問いただいておりますが、まず最初に空き家の村内の方でも助成が使えるようにという御質問だったかと思っておりますけれども、正直これまでは人口増加策が目的でこの助成制度をつくったところでございます。今回議員から御質問をいただいて、空き家対策、空き家を減らすという目的であれば村内者でも対象にしてもいいんじゃないかというふうな御意見をいただいて、確かにそういう部分もあるなというふうにご指摘をいただけたかなというふうに思っております。

今後その辺りにつきましても検討をする余地があるなというふうにご指摘をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

それと、もう1点目、村で取得すると経費的にも大変な予算がかかるということで、検討の余地があるなというところがございます。それで、これ、取得するとなると、村で買うという形になりますので、各他市町村、県外を見ますとただで借りて、期間限定でただで借りて村で多少増改築して貸し出すということをやっているところもあるようでございます。いろんな空き家を村で取得せずとも賃貸に貸し出すというふうな先進事例等を今後また調査する中で、高山村としてふさわしいような方策について検討してまいりたいというふうにご指摘をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————6番 高井央葉議員。

**○6番（高井央葉議員）**

空き家対策は、やはり住まいということもあって、一筋縄ではいかない問題ですが、住みたい人が近くにいるのであれば、その方が住めるようにすることこそが移住定住になるのではないかと思います。また、いろんな事情で空き家の利用方法を迷っていらっしゃる方もいると伺いました。各家庭によってその事情は様々でその一つ一つに応じていく難しさはあるかと思いますが、村民からも広く意見やアイデアを聞く中で空き家減少、人口増加につながっていくものと考えます。いろんな視点から考えていけるよう、今後とも御検討いただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2問目は公民館の改築について伺い、お尋ねします。

昨年6月定例会において黒岩議員からも質問があり、公民館の改築については10年以上の年月をかけて協議がなされ、ブロック行政懇談会での説明もされた上で、耐震についても耐え得るという判断がされているということで、定期的な保守点検等も実施する中で長寿命化を図ってまいりたいとの回答がなされました。

村としては人口減少はそのまま続いていくとの想定の中で費用が一番かからない方法で今ある公民館の耐用年数を伸ばしていきたい。これまで10年をかけて決まった改築をまた建て替えと比較してとなると、その間に耐用年数を超えてしまうこともありますでしょうし、決定したものなのでという事は理解しますが、実際私、13年前にこの村に移住してきました、いつかの会議で建て替えという話が出ていたなというふうに覚えているんですけども、その後役職でなくなると会議等に出なくなりますので、いつの間にか改築になったという話を聞いて、ホームページ等で見たんですけども、ちょっと経緯や根拠が分かりづらかったんです。昨年の定例会の答弁で経緯がやっと分かったというところなんですけれども、このような状況の中で現在村民には改築の経緯や根拠がなかなか伝わっていない上、このほど災害やコロナなど当時とは違う状況になってきている中で村として未来の高山村にふさわしい公民館としてどのような改築を考えているかお尋ねします。

1つ目に改築と一言と言っても、小さなものから大きなものまであるかと思いますが、将来どういった形の公民館を描いて建て替えではなく改築することになったのか、その経緯を含め根拠は何か、昨年の答弁と重複になる部分もあるかと思いますが、教えてください。

2つ目に、ホームページや広報などを見ていると公民館が改築に向けて動いているということが村民に伝わっていないと感じられます。高山村公民館は教育文化の中心となる施設であり、現在も村民の様々な活動の重要な拠点なので公民館を今後どういう形にしていくか、その最終的な形がまだ決まっていなくても、こんな形で動いているなど分かりやすく発信をしていくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。

3つ目に、改築に決まった当時とは災害面やコロナなど状況が変わってきているかと思いますが、変更する点などはありますか。

4つ目に、改築と建て替えでかかるコストの比較もされていたかと思いますが、将来にわたっての試算はどこまでされていますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

———山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

公民館の改築についてお答えいたします。

社会教育や地域文化の拠点施設として昭和54年4月、現在の高山村公民館が開館し43年目を迎え

ております。地上3階、地下1階の鉄筋コンクリート造りで、チャオルができるまで保健センターとしての機能も有した総合センターとして御利用いただいております。

建設に当たっては村民の皆さんの憩いの場、社会情勢等の情報発信、公民館活動のよりどころとして誰もが気軽に利用できる施設が要望され、建設されたものであります。

これまでの間、公民館主催による各種講座の開催、村内の社会教育関係団体による趣味や技術向上のための施設利用、料理教室、本の貸出しを行っている公民館図書室の利用、村主催による村民集会などの協議、講演会などのイベント、成人式などの式典、隔年開催の文化祭や文化展のほか、選挙の投票所や開票所など様々な利用形態の中で長年にわたり多くの村民の皆さんに御利用いただいております。

しかしながら、施設の老朽化が進み、床、シートやカーペットの劣化、壁の塗装の剥がれ、水道配管等の漏水など維持補修をしていかなければならない箇所が見られ、最小限の保守点検を行って施設の長寿命化を図り、清潔で安全な施設管理に努めてまいりました。

そこで、公民館改築の経緯と根拠についてのお尋ねであります。平成22年度を初年度とする第五次高山村総合計画の基本構想において村民ニーズに対応した公民館や一茶館等の文化施設の在り方について検討を行い、生涯学習や文化の拠点としての施設整備を推進するとし、高山村文化振興懇話会で検討されてきました。

平成24年2月に高山村文化振興懇話会から主体的に学べる地域文化の創出拠点となる生涯学習推進センターとしての活用や、新たに多目的文化ホール、ギャラリー、図書館機能を持った質の高い文化施設の構築について村に報告していただきました。この報告を受け、村は平成27年12月22日に高山村文化活動拠点施設整備構想検討委員会委員長に高山村文化交流活動拠点施設整備構想の策定について諮問を依頼し、平成29年3月に答申書を受領をしております。この答申に基づき、3案の概算費用を算出し、平成29年11月のブロック行政懇談会において村民の皆さんへ説明させていただき、様々な御意見をいただく中で概算建設費の試算からかなりの財政負担が必要であり、かつ大規模な事業でありますことから、福祉施策や教育、道路等のインフラ整備など住民生活に及ぼす影響等を十分に考慮した上で慎重に検討すべきと判断したところであります。

また、既存施設の改修について再度検討したらどうかとの御意見も多くいただきました。その後令和2年度を初年度とする第六次高山村総合計画を策定する81名のたかやま未来会議から生涯学習や文化活動の拠点となる公民館の図書室やホールなどの機能の充実を推進するとの基本構想が示されたことから、文化交流施設の整備の方針を見直すこととしたところであります。

したがって、第六次高山村総合計画の基本計画にありますように本村にふさわしい文化、創造、交流、学びを高めるための拠点施設としての公民館ホールや図書室などの整備について村全体の合意形成を図りながら取り組んでいくこととし、施設改修を基本に据えて検討を進めていくことといたしました。

本年8月2日に12名の委員による公民館改修検討委員会を立ち上げ、第1回目の会議を開催し、実際に施設を見ていただき、これからの公民館に必要な機能等について御意見をいただきました。

次に、公民館改築に向けての情報発信等についてのお尋ねであります。第1回目の会議の中で公民館に求められる機能についての御意見として、既存の講堂についてはスペースは限られておりますが空間をフル活用し、多目的に利用できる利用形態を基本とすることや、図書室においては利用空間の拡大や利用方法、子どもの居場所という観点からの利用や運営を検討することなどの御意見をいただいたところであります。第2回目の会議では、これまでいただいた御意見を基にイメージ図を作成しながらさらに御意見をいただき、計画の方針案をまとめ、教育委員会に御提出いただくこととしております。

村民の皆さんに対しまして広報紙やホームページ等を活用しながら情報発信に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、災害面やコロナ対策などによる変更点等についてのお尋ねであります。第1回目の会議におきまして委員から避難所機能など防災計画の観点での公民館施設の位置づけについても検討が必要との御意見をいただいておりますが、公民館施設は災害等の村受援計画の防災拠点計画の中で救助活動拠点と位置づけておりますので、避難所としての利用は難しいものと考えておりますのでよろしく願いいたします。

次に、将来に向けての試算等についてのお尋ねであります。公民館施設の改修に当たっては有利な財源が期待できないことなどから、現在村におきましては社会教育施設整備のための基金を毎年積立て、建設時に備えているところであります。事業費の想定であります。現時点で具体的な数値は申し上げられませんが、以前新たな施設の建設事業として25億円から34億円の金額が示されました。今回の改修に当たりましては、現在の基金積立金を主に活用し、不足分については起債で補うことが基本的な考え方になろうかと思っております。

今後の計画の進捗や社会情勢等の影響にもよりますが、村民の皆さんへの大きな負担が生じないよう、財政部局とも調整させていただくことが必要と考えております。したがって、可能な限り事業費を抑え、公民館施設の長寿命化を図りながら高山村らしい文化の形成と多様な交流の拠点として御意見をお聞きしながら事業を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 6番 高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

ただいま、建て替えにかかるコストとして25から34億円というようにお話をいただきました。建て替えであれば、今の公民館が50年ほどの耐用年数と伺っておりますけれども、また50年ぐらいつんじかないかと考えますが、例えば改築した場合は耐用年数はどのようになりますでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

再質問につきましてお答えいたします。

改築の場合の今後の耐用年数の部分についてでございますが、まだ具体的にどのような形で改築していくのかというのが明確になっておりませんことから、はっきりとは申し上げられませんが、今の考え方としましては最低でも20年以上もつような形を目指して、いろいろな御意見をお聞きし、実現していければというように考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————6番 高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

再々質問をお願いします。

改築で20年以上ということですが、そうすると建て替えの場合の半分ということになります。金額としては建て替えたほうがこの場合高いのかもしれませんが、改築となるともとの躯体はそのまま改築というような形のところの部分、配管とか配線とかを直すにしてもところどころ壊れてくるものを直したりということを見るとということもあります。結局のところどういような形の改築になるかが分からないので、改築といってもどのくらい費用がかかるのか、それがこの25億から34億に20年たったあと、また、じゃ、改築なり建て替えとなった場合の村の持続可能な村づくりという中でちょっと疑問に感じるところがあるのですけれども、昨年の答弁の中で人口減少が続いていく中で考えていくような話がありましたが、できれば、この今ある人口を維持していくような形で、それに必要な施設として考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

再々質問にお答えいたします。

金額的な建設費改築に係る建設の金額的な部分につきましてははっきりと申し上げられませんが、いずれにしても村民の皆さんのよりどころ、また、文化活動の学習の拠点として有効に活動していただけるように、どのような機能がこれから求められているのか、今求められているのか、これから必要になるか、その辺りを村民の皆さんから御意見をお聞きしながら実現していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————6番 高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

10年の中で決まってきて、今また検討委員会を立ち上げて、今必要なものを考えているというこ

とですので、具体的なことを発信しながら、村の人が使うものですので的確な発信をしながら村の未来の姿を子どもたちにきちんと示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

高井央葉議員に申し上げます。

しばらく休憩をしたいと思います。

これより本休憩とします。会議は午後1時から再開します。

午前11時52分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

———6番 高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

それでは、最後の質問です。

3問目は、ゲノム編集トマトの苗の小学校配布についてです。

ここ最近、「ゲノム編集」という言葉が少しずつ聞かれるようになってきました。これは動物や植物の遺伝子を操作する技術の一つで、このゲノム編集を使ってそれらをつくる過程だったり、最終的な状態として人間に都合のいい性能を持つ動物や植物を開発するといった動きが出ているようです。このゲノム編集についてはいろいろとても難しく、遺伝子組替えと違って安全だという人もいれば、遺伝子組替えと変わらないという人もいて、画期的な研究として期待を寄せられる一方で、様々な危険性や問題点も指摘されています。

実際に、私たちの口に入る動物や植物に関して、ゲノム編集に当たっては、規制を強くかけている国、緩やかな国と判断は分かれています。日本はとても緩いと言われています。また、その周知に関しても弱く、気になっている人が調べれば分かるというような状態なのかなと思います。

そんな中で、パイオニアエコサイエンス社よりGABA高蓄積というゲノム編集されたトマトの苗の無償配布の計画が、今年2022年には介護福祉施設、来年2023年には小学校にという形で進んでいるそうです。

ゲノム編集苗について本村の認識と対応について伺います。

1つ目に、ゲノム編集農作物に対する村の認識を教えてください。

2つ目に、現在、ゲノム編集されたトマトの苗の無償配布に関する直接的なアプローチはまだないのかと思いますが、今後そのような話があった際、どのように考え、対応されるか教えてください。

○議長（西原澄夫議員）

—————小渕産業振興課長。

#### ○産業振興課長（小渕義彦）

ゲノム編集トマトの苗の小学校配布についてお答えいたします。

近年、野菜や果樹などの農産物は様々な品種が生産されており、これらの農産物のほとんどは人間が長い年月をかけて栽培する中で、性質の異なる品種を掛け合わせてよい性質を持つ品種をつくる方法の交配育種という品種改良や、議員お話の狙った遺伝子に効率よく変異を導入することのできるゲノム編集技術が開発されております。

このゲノム編集技術を使った食品は、遺伝子組み換え食品とは異なり、特定の遺伝子のみを編集技術を用いていることから、従来の品種改良と安全性は変わらないとして厚生労働省に届出をすることにより、流通が可能とされております。

そのようなことから、現在届出がされているゲノム食品は、GABAの含有量を高めたトマトを初め、肉厚のマダイや高成長トラフグの3種類が流通されていると伺っております。

こうした中で、消費者庁はゲノム食品について、通常の食品との区別ができないため、ゲノム食品かどうかを知りたいというニーズが消費者に強くあることから、事業者に対し、ゲノム食品であることの表示やウェブサイトなどで情報提供することを求めています。

そこで、まず初めに、ゲノム編集作物に対する村の認識についてのお尋ねであります。従来の品種改良で利用されている交配育種は、望む性質を持つ品種ができるまで幾度も交配を重ねる必要があります。長い年月とコストがかかる一方で、ゲノム編集は1年から4年程度で商品化ができ、比較的成本がかからないと言われておりますことや、新しい優良品種を次々と生み出すことができるだけでなく、地球規模の課題として急務とされている食糧生産性の向上や気候変動対策としても有効な技術の一つであると言われております。

さらに、ゲノム編集は遺伝子組み換えのように外から新たに付け加えるのではなく、働きが分かっている遺伝子を狙って切断するなどして変えてしまう編集技術を要する新技術であると認識しております。しかしながら、ゲノム編集技術はまだ開発途上の新技術でもあり、過大評価すべきでないと思っておりますので、農業振興や流通における消費者ニーズにおいて、県やJAなどの御意見もお聞きしながら、今後の対応等について研究してまいりたいと考えております。

次に、ゲノム編集トマトの無償配布についてであります。現時点では事業者から小学校や介護福祉施設に対して無償配布のお話はございませんが、先ほども申し上げましたとおり、ゲノム編集技術はまだ開発途上の新技術でありますことや、新しい技術が出てくるとどうしても起こることではあります。消費者に安全性を認知させる必要がありますことから、流通や安全性なども含め、今後の動向に注視するとともに、無償配布にあっては慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○議長（西原澄夫議員）

————— 6 番 高井央葉議員。

○ 6 番（高井央葉議員）

ゲノム編集農作物に対する村の認識の中で、過大評価するべきではないというところ、過大評価せずに確かに国が流通可能と言っていますけれども、なかなか難しい中で、私もゲノムだから危険、逆に安全ということも言えないような状況ですので、大人のようにゲノムかどうかを見て選んで購入する、食べるということができればいいのかなと思いますけれども、小学校などに無償で配布して、自分たちが育てた野菜だから喜んで食べるというような形で、ゲノム編集について考えることもなく簡単に子どもたちの体に入ってしまうということがちょっと心配です。

また、GABA高蓄積ということで、私もGABA自体はアミノ酸の一種で、脳機能改善効果や高めの血圧を改善する作用があるということで、これを利用した医薬品や食品が開発されているということは知っておりますが、だからといって、まだまだ未熟な子供たちの体に高蓄積のGABAが入って本当に大丈夫なのかどうか、母親という立場としても不安に思うところです。施設や小学校などに無償で配りますというような話はまだないとのことですが、今後、このような話があった際に、それを受け入れるかどうかの判断は慎重に、また子どもたちのことを第一に考えていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○ 議 長（西原澄夫議員）

以上で、高井央葉議員の質問を終わります。

質問席の消毒を行います。

————— 1 番 久保田雄吉議員。

○ 1 番（久保田雄吉議員）

私もマスクを外して質問させていただきます。

6月議会に続きまして、高山村の名前の改名について質問させていただきます。

6月議会の私の質問に対する教育委員会からの答弁で、高山村の中学生議会の皆さんからのこの村の改名の提案が何と2回もあったことを聞き、驚きました。このことは私も認識不足で、全く知りませんでした。中学3年生の皆さんが高山村のPRコマーシャルを作成する中で、この高山村の認知度、つまりどのくらい知られているかということ調査までしてくれ、その結果、県外では飛騨高山や群馬の高山村と混同する人もいることなど、改めてこの村の認知度不足が判明したということで、再度の改名の提案をしてくれています。すばらしいですね。

でも、残念ながら提案が信州高山村への改名ということでは、やはり問題の解決にはならないと私は思います。ただ、生徒たちがこの村に生まれてからずっと高山という環境で育ってきているわけですから、この提案になるのももったもめで、無理もないことだと思います。

この村の名前に高山がついている限り、長野県の小さな村がどう頑張っても日本中のみんなが知っている国際観光都市飛騨高山の強大なブランドにかなうわけはありません。私たちは高山というブランドの指定席が飛騨高山という一つだけしかないということをもっと早く認めなければなりません。りんごも品種がいろいろありますが、消費者の皆さんに覚えていただけるのは、まず「ふじ」しかないという感じなんです。今の高山のままだと、きっと私たちは百年たっても、千年たっても、県外に行ったときに、相変わらず「飛騨の高山とは違う、長野県の高山から来ました」と言い続けていることでしょう。

そして、これまでと同じように何も変わらず、村の認知度も大して上がることもないと思います。これは観光宣伝やPRが足りないからもっと一生懸命やればいいのか、もっとお金をかけてすばらしいパンフレットを作ればいいのか、そういう話ではないんだと思います。このことに早く気がつくことが必要ではないでしょうか。

さて、昨年、信濃美術館は新しくなりました。そして名前が長野県立美術館に変わりました。この名前を変えることには反対の声もあったようですが、イメージが変わり、美術館としての格がさらに上がったように思います。きっと訪れる人も増えることでしょう。

個人の私たちが自分の名前を変えようとすると裁判所の許可が必要となり、かなりハードルが高く、簡単には名前なんか変えられるものではありませんが、公共施設や自治体の名前の変更は裁判所の許可も必要ありません。市町村の名前の変更は県や国に届け出るだけでいいのです。そして村の名前の変更というのは、言ってみればこの村の私たち7,000人の記憶を変えることでもあります。観光宣伝やPRで1億人の日本人の記憶を変えていこうとするのではなく、たった7,000人のこの村の私たちの記憶が変わるだけでいいのではないかということです。1億人の記憶を変えるなどということは賽の河原の石積みのようなもので、果てしのない努力で、徒労に終わることだと思います。この村に住んでいる7,000人の記憶を変えることなら確実に、すぐにも実現可能でしょう。そうすればオセロゲームのように自動的に全てが変わってくれるのです。日本中に村の名前が変わりましたという通知を出す必要もありません。名前を変えれば、次の日から新聞やテレビの報道が一斉に変わるのです。いとも簡単なことではありませんか。

もちろんこれは、ただ簡単にこの議会で賛成多数で可決すればいいというものではなく、村民の皆様の賛成があつてこそ実現できることです。

では、ここで、最近あった改名の事例が参考になるとと思いますので紹介いたします。

3年前の令和元年に、兵庫県にある人口4万人ほどの篠山市が市の名前を丹波篠山市に変更しました。漢字が2つも増えてしまって、ちょっとややこしくなるんですが、私たちは丹波の黒豆とか丹波牛とか、あるいは丹波栗で知っていると思うんですけども、そういう全国的に知られた農産物のブランドをよそに取られないように、しっかり守り抜くということに市民の皆さんも賛成したんです。この改名に必要な費用は約6,000万円だったということです。そして、その6,000万円の内

訳は、コンピューターソフトの更新費用と学校や公共施設の看板のかけかえの費用などということです。

この丹波篠山市は改名がマスコミで大きく取り上げられ、非常に注目され、全国的な知名度が上がりました。ふるさと納税や移住希望者も増え、短期間のうちに改名費用を上回る効果があったようです。しかも、何と実際の会計上でもおつりが来たということです。

さて、村の名前を変えるなんていうと、私たちは過去の村の書類などを全部ひっくり返して一つ一つ書き換えるという膨大な事務作業が必要かなと思ってしまいますが、実際には役場の窓口で戸籍謄本や住民票などの交付を行っているコンピューターソフトを変更するための更新費用と、役場や学校などにある看板のかけかえに伴う費用があれば可能ということなんです。

そして、先ほどの篠山市ですが、人口4万人ほどの丹波篠山市の改名に使われた費用は約6,000万円だったそうですが、それよりはるかに小さいこの村では、かけかえが必要な看板も少ないので、それほどの費用は要らないのではないのでしょうか。多く見積もっても、例えて言えば、今行われている役場ロビーの改修の予算に少しプラスしたぐらいで足りることになるのかもしれませんが。名前を変えるというのは案外難しくはないし、費用もそれほどかからないということが分かっていたのかと思います。

それでは、もう少し高山という名前について話を進めたいと思います。

まず、この高山という名前は、確かに高井と山田という2つの村の円満な合併という役割を十分に果たしてきました。また、66年前の合併当時の昭和31年、つまり1956年当時は今ほどの車社会でもなく、まだテレビもない時代で、村外との交流も少なく、大した問題はなかったのかなと思います。

そしてまた、高山村という名前ですが、高い山で格好いいじゃないかと思っていらっしゃる方もこの村にはたくさんおられるようです。私は、「高山では恥ずかしいから改名してほしい」という方々の声をたくさんの方からお聞きし、この村の発展のためにどうしても改名が必要ではないかと考えて、ここに立っているわけですが、昨年の村議選のときには、応援してくださる方の中にも、私が村の名前を変えたいと話すと、何を言い出すんだとまで言われる方もあり、どうしたものかと途方に暮れたこともありました。

この村は自然環境がよく、暮らしていくのに大きな問題がないので、ここに住んで毎日遠くの白いアルプスの峰々を眺めていると、そうってしまうのも当然のことかもしれません。今年の春だと思いましたが、NHKの番組「日本人のおなまえ」という番組がありました。夜の7時30分から始まる番組ですから、見られた方もたくさんおられるかと思えます。番組では、全国では山田さんという名前がランキングの上位で、山田太郎、山田花子さんというのがよく記入例などで使われているという話がありました。そして話が進んでいって、山上さんと山下さんという2つの名前ではどちらがいい名前だろうかということになりました。山上さんというのは山の上に住んでいる方です

ね、山下さんというのは山の麓、山の下のほうに住んでいる人を象徴しています。出演者の方からは、山上さんが格好いいという声がありました。これは高山が高い山で格好いいと感じることと似ていると思います。その番組での答えは、山上さんではなく山下さんのほうだったんです。どうして山下さんのほうがいいのかというと、山の下の方に住んでいたほうが食べるものが豊富にいろいろあって、暮らしが豊かだということでした。つまり、山の上では食べるものが限られ、暮らしも大変になるということなのではないかと思います。

長野県は、鉄道に乗っても、高速道路を走っても周りに見えるのは山また山で、本当に山の中にある県であるつくづく思い知らされます。特に南信では平地が少なく、山がちな集落が多い傾向であると言われていたようです。その南信の飯田市の遠山郷というところに有名な下栗の里というところがあります。標高が800mから1,100mぐらいの本当に山の上のてっぺんにある集落なんです。この集落は山の頂上のほうにあっても里と言っているんですね。下栗の山ではなくて下栗の里と言っているんです。どうしてかといえば、やはり先ほどの「日本人のおなまえ」の番組であったことを思い出していただければいいと思いますが、やっぱり山ではまずいから里にしているんだと思います。山の上のてっぺんにあっても山とは言っていないのに、この高山村は簡単に山の村と言ってしまっています。そして、そのことの重大さに気づいてさえいないような気がします。しかも、普通の山の村じゃなくて高い山の村なんです。山の村というだけでも大問題で恥ずかしいのに、さらに高いがついているんです。ですから、ここを知らない村外の人が聞いたら、とんでもない山奥の村ということになってしまうでしょう。

すぐお隣にある須坂市や小布施町、そして山ノ内の人でさえそう思っているようですから、当然、日本中の人がそう思うはずなんです。私、あるとき須坂市の人に、「高山村も善光寺平なんだよね」と言ったら、「うそ」って言われました。そのくらい何か高山村は山の上にある村なんじゃないかというふうに思われているようです。

今年、民放テレビの番組で豪雪地帯の栄村を秘境の村とって放送していました。でも栄村は標高がたった291m、長野県で一番低いところにある自治体なんです。大げさなテレビ番組なら、この高山村は長野県の山奥の秘境の村ということになってしまいます。私たちは人のことは分かっても、案外と自分のことについては分からないものです。

では、この村の本当のところはどうなのか、分かりやすく役場や市役所の標高で調べてみました。この高山村役場の標高が550mです。同じぐらいの高さにあるのが安曇野市、これが標高546mです。そして少し上がった二ツ石あたりのところに松本市592m、伊那市632mがあります。もっと上の牧と同じぐらいの高さにあるのが小諸市675m、駒ヶ根市676m、佐久市683mです。さらにその上、白馬村が703m、塩尻市711mで、これは子安温泉の標高700mと同じぐらいのところ。そしてさらに、大町市727m、そして諏訪市になると標高が761mです。これは蔵温泉の標高の760mとほぼ同じとなります。つまり、諏訪湖の水面が蔵温泉の当たりにあるんです、諏訪湖の標高は

759mで、諏訪市と2m違うだけなんですけれども、そういう高いところに諏訪湖の水面があるわけなんです。

これで考えてみると、この役場は標高が550mですから、位置的には諏訪湖の水面から200mも下のほうに沈んだところにあるということになります。そして、まだその20m上に岡谷市781mがあります。さらにその上、茅野市が801mで、これが荻窪の当たりになります。そして山田温泉の標高860mよりもっと上にあるのが軽井沢町、これが939mです。一番標高の高いのが川上村の1,185mで、七味温泉の辺りになります。どうでしょうか、主なところだけを取り上げてみましたが、県内全体では、この高山村より標高の高い市町村が48あるんです。半分以上というか、非常にたくさんあるんです。一方で、高山村より標高の低い市町村は29しかないんです。この村は高い山の村と言っているのに、実際には標高が低いほうにあるということになります。高い山の村と言っているのとはまさに違います。要するに、看板に偽りありということではないでしょうか。

この標高を農業の観点から見れば、592mの松本市や伊那市の632mでは、シャインマスカットのぶどう栽培も難しいのではないかとこのふうになってきます。そして、700m以上もある白馬村、塩尻市、大町市や諏訪市なら、りんご栽培も難しいでしょう。りんごのふじは完熟しないかもしれません。こう見てくると、おいしい果物が栽培できる条件がそろっているこの村はかなり自然条件に恵まれていると言えるのではないのでしょうか。ここは善光寺平の一番低いところを流れている千曲川の村山橋より200m高いだけのところですが、県庁にも近く、長野駅にも40分で行けて交通の便がよく、県内の山奥にあるような市町村からも羨ましがられるほどの立地条件のいい村であるはずなのに、わざわざ自分から山の村と言っているというのが、いかにも残念で、もったいないということが分かったように私は思います。

さて、話は変わりますが、この村の堀之内出身の俳優の古川雄大さん、2020年にNHK連続テレビ小説「エール」で朝ドラの出演を果たされました。きっと皆さんも応援しておられたと思います。演技がすばらしく、主役のお株を奪うほどの好演で、評判もよく、番組の後、NHKの朝の情報番組「あさイチ」という番組にゲストとして招かれました。最初に、古川雄大さんは出身が長野県の高山村ですというふうに紹介されました。当然、この番組を見ておられた村民の皆さんも、この村のいい宣伝になるかと期待して見ておられたことと思います。でも、そのときの女性アナウンサーから出た言葉は、「学校へ通うのが大変でしたね」という言葉だったんです。天下のNHKです、女性アナウンサーもさすがに山奥とは言いませんでしたが、代わりに「学校へ通うのが大変だったでしょう」という言い回しになったのです。古川雄大さんは沈黙されて、村のことについては何も言えなくなってしまいました。この村の名前そのものが山奥の村ですとあたかも言っているようなものですから、言い訳にも困るし、初めに山奥の村と思われた印象は、もう変えることはできないんです。女性ファンの多い人気俳優が山奥の村の出身では困ってしまうではありませんか。

また、別の話ですが、この村に遠くの県からお嫁に来られた方から直接聞いた話ですが、お母さ

んは結婚に賛成だったそうですが、お父さんは病気で入院しておられて長野県に来ることができなかつたんです。そのお父さんが最後まで頑強に結婚に反対されたそうなんです。私は「どういう理由でお父さんが結婚に断固反対だったんですか」と何回も聞いたんですが、なかなか言いにくそうなことを言っておられて、それでも聞いてみたら、ようやく話していただけたんですが、ちょっと表現が過激になるので、この場で披露していいかどうかちょっと迷っているんですが、それを了解していただいて、ちょっと言いたいと思います。「そんなこの山奥か分からないところに行くのは絶対に許さない」と、そういうことまで言われたそうです。

この村の子どもたちが東京や大阪の大都会へ進学して、あるいは就職しても、住所を書くときや出身地を聞かれたときに説明に困ってしまうのではないのでしょうか。このことは遠くの都会に限らず、県内のすぐ近くの須坂や長野の学校への進学、あるいは会社に勤めている人でも同じように感じている人が多いのではないのでしょうか。

そしてまた、この村からお嫁さんやお婿さんで村外に行かれた方に聞いても、やはり高山村出身というのはちょっと言いにくい、ちょっと気恥ずかしい気がするという声が聞かれます。2007年に長野県の代表として全国大会に出場し、堂々全国3位というこの村の歴史に残る大活躍をしてくれた中学校の女子バレーボールの生徒たちも、全国大会の会場で高山村という名前で同じように悔しい思いをしたからこそ、村の名前を変えてほしいという提案を二度もしてきてくれているのではないのでしょうか。

このような高山村という名前にまつわる山の村あるいは山奥の村というマイナスのイメージは、この村や私たち村民の名誉や尊厳に関わる見過ごせない根本的な大問題だと私は思うんですけれども、村はこのことをどの程度認識されているのでしょうか。村長の答弁を求めたいと思います。

**○議 長（西原澄夫議員）**

———内山村長。

**○村 長（内山信行）**

高山村の村の名前の改名についてお答えいたします。

昭和28年10月1日に施行されました町村合併促進法により、全国的に市町村合併が進む中、現在の本村を形成していた当時の高井、山田両村におきましても合併を促進し、新たな共生の枠組みを構成する動きが始まりました。その後、幾度かの慎重な協議等を経て、昭和31年9月18日に山田村役場で開催された合併協議会において、新しい村の名称を「高山村」とすることで満場一致、同年9月30日に高山村が誕生しました。いわゆる昭和の大合併であります。先人の皆様のたゆまないご努力により誕生した高山村は、合併以来66年という歴史と伝統とともに、村名は広く村民の皆様に関わっているものと考えております。

そこで、村の改名についてのお尋ねでございますが、特定の事項に関し、そのものをプラスと感じるか、マイナスと感じるかなど、言葉から受ける印象は人それぞれであり、一概に申し上げるこ

とは困難であると考えております。議員は、高山村をマイナスのイメージで捉えられておりますが、私は全く逆に捉えており、自然豊かで、そこに暮らす住民も心温かな村とプラスイメージで捉えております。

このようなことから、議員とは捉え方が異なりますので、私は高山村という名前が村民の皆様の名誉や尊厳に関わる問題であるとは考えておりません。むしろこの村を形作った先人の皆様が幾多にもわたる協議等を重ねた末に誕生した村名でありますので、誇りを持っております。また、持たなければならないと考えております。

私ごとになりますが、省庁に勤務していた時代、勤務先からふるさと高山村に帰るたびに、豊かな自然や皆様の温かい励ましを受け、誰にも恥じることのない自慢のできる村だと常々感じておりました。私と同様に、村民の皆様にもこの村のよさを感じていただくことができるよう施策を充実させるとともに、引き続きPR活動などを通じて本村の認知度向上を図り、高山村を次世代に引き継いでいくことが私に課せられた務めであると考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

#### ○議 長（西原澄夫議員）

————— 1 番 久保田雄吉議員。

#### ○1 番（久保田雄吉議員）

答弁いただきました。

私も、この村がだめな村とは決して思っておりません。素晴らしい村で、自慢のできる村だと思っているからこそ、村外の人にも名前を聞いたときに、最初からそういうふう的印象を持たれるような名前が変わったらもっとすばらしくなるんじゃないかと、そういう観点で質問させていただいております。

私は、子どもの頃から高山村は上高井郡の中でも小布施町より隅のほうにある小さな村だと思っていました。でも、あるときから本当はこの村のほうを中心だったのではないかと気がつきました。それは、上高井郡、下高井郡の高井というのは、この村の高井のことではないだろうかと思ったからです。昔、長野県が誕生する前に中野圏というのがありました。中野市にあった中野圏です。でも中野郡というのは今もありませんし、昔もありませんでした。須坂郡もない、小布施郡もありません。上高井郡、下高井郡なんです。南安曇郡、北安曇郡というような、それに匹敵する上高井郡、下高井郡です。

歴史を調べてみれば、遠い昔の鎌倉、戦国時代には、高井野郷、山田郷があったとされており、江戸時代の初期には須坂、小布施、中野、山ノ内にまで及ぶ高井野藩があって、藩の役所がこの村の堀之内地区にあったのです。昔からの歴史のあるこの村は、合併して昔とは違う高い山の村になってしまいました。もうこの村が上高井郡、下高井郡の中心だったなんて思う人はいないようです。県内での知名度や存在感も小さくなってしまったのです。上高井郡、下高井郡というのは長野県内

の人は誰でも知っていると思います。でも、中信、南信に行くと高山村を知っている人はいないそうです。

そして今、全く何の関係もないはずの岐阜県の高山市を引き合いに出して、長野県外に行ったときに挨拶するのに、岐阜県の高山とは違う長野県の高山ですと言いつてしなければならなくなっています。私たちはお仏壇に行って、この地を開いた先祖にどう説明したらいいのでしょうか。山の村をやめて、昔のような平野にある村に戻れば、須坂や小布施、長野の人たちも、この村の印象ががらりと変わると思います。この村にはよその市町村から羨ましがられるような観光資源がたくさんあります。高山村は長野県で最も広い善光寺平にあり、ここは千曲川より200m高いだけです。非常に交通の便もよく、眺めもよく、温泉もあり、果物もおいしく、でもなかなか観光客は増えません。しかも、どこへ行っても長野県の高山と言えば、はてなと首をかしげられてしまいます。これではちょっと恥ずかしいではありませんか。

私たちは、ちょっと名前を変えるだけでもっとすばらしい自慢の村を全国の皆さんに堂々と胸を張って名乗れるようになるのではないかなというふうに考えて、この質問をさせていただきました。村長もこの高山村という名前に誇りを持っておられるようで、それはそれで敬意を持ちたいと思いますが、私のこういう名前を変えればもっとよくなるんじゃないかというようなことも、ちょっと検討していただけないものかなというふうに思う次第です。

これで質問を終わります。

○議長（西原澄夫議員）

再質問じゃないんですか。

○1番（久保田雄吉議員）

ありましたらお願いします。なければいいです。

ありがとうございました。

○議長（西原澄夫議員）

以上で、久保田雄吉議員の質問を終わります。

しばらく休憩をしたいと思います。

15分間休憩いたします。2時5分まで休憩したいと思います。

午後1時50分 休 憩

---

午後2時05分 再 開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

————— 2番 勝山正弘議員。

○2番（勝山正弘議員）

では、私のほうから通告に従いまして質問を1件させていただきます。

質問事項は、公共交通網対策についてということであります。

3月の一般質問において、公共交通網の利用状況の確認とコスト面での必要性の疑問を質問いたしました。路線バス等の事業主のほうからの報告と村のほうの管理状況、こちら辺がまだきちんとされていないということで指摘させていただきまして、今そちらのほうも改善していただいていると思います。

また、第六次総合計画の目標値ということで挙げられているこの公共交通網、これについては村民の皆様の不満が一番高いというところがありましたので、この重要課題をやはり少しでも解決していけないとまずいと思っております。現在、対応策の検討をさせていただいていると思いますが、交通弱者への負担軽減は、村は70%補助してもらっています。ただ、利用者が1割程度しかなく、本当の意味で村として交通弱者の立場に立って対応できているのかどうかというのが疑問であります。

そこで質問ですが、特に高校生の通学への補助は利用申請が少なく低迷していると思われま。村はこれを問題として捉えているのか。そして、今後どう考えていくのか。

また、高校生の通学補助は路線バスに限定しているわけでありますが、その負担軽減や条件の基準はどう考えているのか、どう決めたのかを答弁願います。

それと、3番目に、高齢者等への利用を考えたデマンドタクシーの利用状況は現況がどうなっているのか。適用範囲、利用可能なエリアのことですが、これの限定は、村外での適用は認められない、高齢者だと村外への病院等の通院や買物というのは非常に重要になってくるわけですが、本当に限定をしたデマンドタクシーというところでクリアできているかどうか。交通弱者の立場に立っているのか、村はどう考えているのかというのを御答弁願います。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

公共交通網対策についてお答えいたします。

村では平成29年に地域全体の公共交通システムの在り方や具体的な公共交通サービスの取組を定めた高山村地域公共交通網形成計画を策定して、村内の交通路線の見直し、再編を行い、翌平成30年10月から新たな公共交通サービスを開始し、4年余が経過いたしました。この再編計画は、バス利用者の急激な減少に伴い、長電バスが山田温泉線からの撤退を検討される中、この維持存続を図ることを目的として実施させていただいたものであります。

再編に当たっては、路線バスが運行することを基本に据えた上で、保育園児や小中学生、高校生、さらには移動困難者である高齢者の皆さんなどの交通としての足を確保するために、新たに支線交通としてふれあい号・奥山田牧線を運行するとともに、路線バスが運行しない交通空白地帯を補完

するため、高井地区及び中山地区につきましては高山村地域公共交通協議会が主体となり、予約制の高井中山乗合タクシーを運行し、皆さんに御利用いただいているところであります。

そこで、高校生の通学補助の利用申請が少ないことに対する村の考え方についてのお尋ねであります。村では、地域公共交通の維持存続や利用促進を図るとともに、路線バスを利用して通学する村内在住の高校生のいる御家庭への経済的負担軽減を図るため、平成30年10月に高山村高校生通学費補助金交付要綱を制定し、バス定期券購入補助を行っております。この制度の導入当初は、補助率を25%としておりましたが、より多くの高校生にバスを利用していただくために、令和2年度からは補助率を70%に引き上げ、利用促進に努めてきたところであります。

しかしながら、利用者数は平成30年度が25人で、令和元年度は28人、令和2年度は24人、令和3年度は21人と、本村から高校へ通っている生徒に対して、毎年約12%の高校生しかこの制度を利用しておりませんので、利用者数だけを見ますと、決して利用率が高いとは申し上げられません。

そこで、バスを利用されない要因の一つとしましては、バス停までの距離や、バス、電車の待ち時間、家族の通勤車両に同乗するなど、日常生活の効率面や、地域によっては自転車で通学されるなど、それぞれ御家庭の実情に応じた通学方法を選択されているものと思われま

す。このような状況の中ではありますが、今後とも、地域公共交通を存続させるためには利用促進を図る必要がありますことから、利用される皆さんや村民の皆さんの御意見等をお聞きしながら、1人でも多くの皆さんにバスを利用していただける施策等を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、高校生の通学補助の基準等についてのお尋ねであります。

先ほども申し上げましたとおり、この制度は村内における公共交通の維持存続や利用促進を図るとともに、路線バスを利用する村内在住の高校生のいる御家庭への経済的負担軽減を図ることを目的としております。このため、補助対象区間は、自宅の最も近いバス停から須坂駅までの間で、市内の高校等に最も近いバス停までとしておりますことから、他の公共交通の利用や利用区間は補助対象としておりませんので、よろしく願いいたします。

次に、デマンドタクシーの状況等についてのお尋ねであります。

初めに、高井地区及び中山地区を運行しております予約制の高井中山乗合いタクシーの利用状況でございますが、直近3年間を見ますと令和元年度は435人、令和2年度は302人、令和3年度は219人でございます。また、令和4年度の7月末日までの利用者は62人であり、現在では月平均約16人の方に御利用いただいております。定期的な利用者の方もいらっしゃいます。

次に、利用可能エリアの限定は、交通弱者の立場に立っているのかとお尋ねでございますが、この乗合タクシーにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、地区内をバス等が走らない、いわゆる交通空白地帯を補完する交通機関として、国の運行計画承認をいただいておりますことから、利用可能範囲を全村に拡大することは困難であります。このため、利用される皆さんの御意見等を

お聞きし、開始当初は前日の午後3時までとしていた予約時間を、令和元年10月からは午後1時以降の便を当日の午前10時までに御予約を可能とするなど、利便性の向上を図ってまいりました。

さらに、70歳以上の高齢者の皆さんにつきましては、ICカードくるるのふれあいパスポート利用による割引制度を導入し、乗合タクシーにおいては区間内を120円の均一運賃で御乗車いただけるなど、経済的な軽減も図っているところであります。

こうした中で、コロナ禍の影響もあり、利用者の減少に歯止めがかからない状況を危惧しているところではございますが、現在の高山村地域公共交通形成計画は令和5年度までの7年間の計画となっておりますことから、次期計画の策定においては、今後ますます加速する少子高齢化の状況を鑑み、交通弱者と言われるお子さんや高齢者の方等の交通としての足を確保するために、路線バスの維持存続の必要性や費用対効果も含めて検討を行いながら、安全・安心な公共交通システムの構築を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 2番 勝山正弘議員。

○2番（勝山正弘議員）

再質問ですが、先ほど村長のほうから言われた通学定期の高校生への補助70%、現在70%なんです、私のほうで調べたのでは、令和3年は24人、令和2年は28名、これはいいんですが、令和4年が21名と言われたんですが、14名と私は解釈していたんですが、こら辺もちょっとまた確認のほうをお願いしたいと思います。

14人、これは令和4年4月現在での数値ですけれども、これで高校1年生、2年生、3年生186人に対して14人ということになると、先ほど10%を超える12%と言われましたけれども、もう7.5%しかないということで、せっかくのいい方策が利用価値がないということになってきちゃうと、本当に問題かなと。せっかくの補填事業というのが、無駄とは言いませんけれども、一部の人に限定されるだけであって、どうかなというのが私の中ではあります。

2番目の路線バスに限定しているのはなぜかということなんです、これは村長のほうでは、先ほどエリアのほうはもう決められているみたいな形だったんですが、法律で、国交省の2011年4月の地域公共交通確保維持改善事業というのが発令されて、新規に鉄道駅や既存の路線バスに接続するデマンド型交通といったものでないと国から補助金が得られないというのがデマンド制についてはあると思うんですが、そういう法律のしがらみがあって村外に出てはいけないとか、電車通学は認めないとか、そういうところがあるのかどうかというのを知りたかったんですね。

先ほど、基準は何かということだったんですが、こら辺がまだはっきりちょっとお答えされていなかったんで、そういう法律絡みでできないのか、それとも法律を超えて、村の負担で対応できるものであれば対応してもらいたいというのが私の考えなんです、そこら辺いかがでしょう。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

再質問にお答えいたします。

まず、1点目の70%の補助率なんだけれども高校生の利用人数にちょっとそごがあるということですけども、これについては大変申し訳ありませんけれども、また後で調べてお知らせをしたいと思えます。

そして、それに付随して、せっかくいい事業でということには十分に承って、その辺をやっぱり活用していきたいかなというふうに思っております。

2番目、この交通網計画のそもそもの原点のお尋ねだと思えます。

これは、国の公共交通が地方においてこの存続が非常に問題だというふうなこともあって、本村だけじゃなく、どこも同じであり、そして特に本村においては基幹道路である須坂から山田温泉間においてのバス会社の運行計画が非常に厳しい状況にあって、その状況においてはとても経営が継続できないということもありまして、村のほうに対して何とかその辺を国の補助でもいただきながらやりたいということで全体としての組織をつくりました。そして、国との制約等を踏まえながらやったものが現在のものでありまして、いわゆるどこまで行くものに対しては補助はできませんよとか、そういうふうなものがたしか規定としてあったというふうに記憶しております。そういった点も踏まえて、先ほどのデマンドタクシーとの兼ね合い、あと支線交通のものとか、そういったものも兼ね合いをしながら幹線の路線バスは守っていくというのが一番の目的ですので、よろしくお願いたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————2番 勝山正弘議員。

○2番（勝山正弘議員）

再々質問になりますけれども、電車のほうも、今、高校生は使っていると思うんですね。路線バスに限ってということであるんですが、昔は電車通学というのは余りなかったかもしれないんですが、今は長野方面とか飯山方面、中野方面も含めてですけども、いると思うんですけども、この人たちも同じ高校生の通学という立場で考えると、70%補填、バスと同じように対応していいんじゃないかと思うんですが、それはどう考えられているんですか。

○議 長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

再々質問にお答えしたいと思います。

いわゆる須坂以外の地域へ通っている、いわゆる電車、もちろん須坂以外ですとほかのバスもある、それについて補助したらいいんじゃないかと、こういうご質問だと思いますが、今私が申し上げ

げました公共交通を守るという観点では、やはり基本的には須坂から高山の路線バスの存続を守るというのが基本で、そしてそれを利用している交通弱者の皆様に対して利便性を図っていくということが、一番の基本は路線バスを守るという、これにあります。

そして、今議員お尋ねの電車に対してもということは、また違った意味での支援ということになりますので、それにつきましては、全体として子育て支援の中で、また今後検討していく問題であろうと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（西原澄夫議員）

————— 2番 勝山正弘議員。

#### ○2番（勝山正弘議員）

高校生の今の電車通学についてもこれから検討していただくということで今回回答いただきましたので、ぜひ検討していただきたいと思います。

高校生の通学、もう少し細かく拾うと、昔、我々のときはバイク通学が許されていたんですが、いろんな問題があって、途中でバイクの通学は禁止ということで、私のほうで須坂創成高校のほうともちょっとヒアリングをさせていただいたんですが、個別にですけれども。やはり県の教育委員会のほうの指針に基づいて対応しているということらしいので、各高校にそこら辺の決定は委ねているというお話をちょっとお聞きしたんですが、今後の中でも、その方向性が変わるというのはちょっと難しいというのが印象でした。バイク通学は難しいんですけれども、自転車通学している人は中にいらっしゃるんですね。ただ、自転車通学はエリア的には全然問題ないエリアですけれども、高山はいかんせん坂道が多いんで非常に負担がかかると。ただ、今の社会では電動アシスト付自転車が普及していますので、高価ではありますが、これを購入して通学したいという人には多少なりとも、上限を決めてでも補助金を出すというところを考えると、この自転車通学している人に対しても同じように村としては考慮しているんだというふうになるかと思うんですが、電車の通学は先ほどお答えいただきましたが、今の電動アシストを使っての通学に対して助成できるかどうか、今後の課題になるのか、そこら辺もちょっと教えていただきたい。

あわせて、高齢者のため、交通弱者のためということですが、高齢者になるとデマンドを使って村の中だけでの対応というのが非常に難しくなってくると思うんですね。ほかの市町村で総合病院があったり、駅があったりするとデマンドで十分用は足りてしまうんですが、残念ながら高山の場合はそういったものが村外にあるために、村外への利用をするというのも結構あると思うんですね。ですので、村外に対して、高齢者の通院関係、買物も含めるかどうかは別としまして、そういった財源を確保してやっていただければと思うんですが、前回、私質問させていただいた公共交通の関係を維持するのに今年間5,000万出資していると、そこら辺のやりくりをする中で、今言った高校生の通学や高齢者のシルバーカーの購入補助といったところを見てもらえれば、交通弱者への立場に寄り添った手厚い補助というふうになっていくのかと思うんですが、それを、第六次総

合計画の不満の中でもいろいろ出ている中で見直しに入れられるのかどうか、検討する価値があるのかどうか、それだけちょっとお聞きしたいと思います。

**○議 長（西原澄夫議員）**

勝山正弘議員に申し上げます。本来であると再々質問までというふうになっているんですけれども、村長が答弁を許すということですので、答弁を求めさせていただきます。

—————内山村長。

**○村 長（内山信行）**

規定回数を超えておりますので、お答えいたします。

先ほどの私の答弁で、高校生に対しての通学については答弁の仕方も悪かったと思うんですけれども、議員は検討すると、このように解釈されていますけれども、決してそれをすぐに検討するということが本当にいいかどうかを含めて検討したいということで答弁したつもりであります。

そして、高校生の電動機付自転車とか、今、高齢者のシルバーカーとか、これについては本論から違っておりますので、その辺は十分今、ご質問ありましたけれども、今までもどういう格好になるかということは十分議論してまいりましたので、その辺も含めて、また通告内容によってまたこちらのほうに御質問いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

以上で、勝山正弘議員の質問を終わります。

—————4番 梨本 進議員。

**○4番（梨本 進議員）**

それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず、質問事項1ですが、中学生部活動の地域移行について質問いたします。

文部科学省のスポーツ庁と文化庁は、先頃、足並みをそろえて公立中学校の運動系及び文化系の部活動を学校指導から地域のスポーツクラブや民間団体、保護者団体などに移行することが提言されました。学校における働き方改革を踏まえた部活動改革が示され、2025年度末を目途に環境を整えながら移行するとしています。

本村は1校であり、少子化で生徒数も減少していますが、地域移行には様々な多くの課題が予想されます。何より、どの生徒も自分が希望する部活動ができて充実した生活を送れることを最優先に考えなければなりません。

そこで、現状について質問いたします。

部活動の顧問の先生方、指導されている先生方の働き方改善につなげる方策でもあることから、休日の練習や大会参加の引率など休日勤務や超過勤務の負担は、現在どのような状況なのか伺います。

次に、生徒数の減少が進む中で、現在、高山中学校の部活動の種類や部員数の状況及び部費など

保護者負担はどのくらいか。これは分かる範囲で結構ですので、お答えください。

次に、本村のスポーツ少年団は村体育協会に所属しており、少年野球クラブから公式シニア野球、剣道連盟、ジュニアスキークラブ、ジュニアサッカークラブ、バスケットボールクラブ、ジュニアバドミントンクラブ、ジュニア卓球クラブなど、小学生と中学生の10団体、およそ100人から130人の団員で構成され、所属する村体育協会から各クラブへの一律補助金と保護者年会費およそ1万円から4万円前後で運営されていると承知しています。

現在は学校教育として先生の指導で行われている部活動と、スポーツ少年団など地域の競技団体や保護者が指導しているクラブ活動とがあり、また両方に所属している生徒もいると思います。また、吹奏楽や書道、美術など文化系部活動も日曜日の部活から地域への移行を進めるとしています。そんな中で、中学校とスポーツ少年団や文化協会などとの具体的な連携があればお答えください。

次に、学校主導の部活動では教育的な成果、例えば母校愛だったり、先生への尊敬だったり、仲間同士のきずなや尊重、また平等で気軽な部活動への参加など、教育的な面で得られる成果が大きいと言われています。地域移行になっても、教師がどのようにかかわっていけるかが重要なことと思います。教師の関わり方についてのお考えをお聞かせください。

次に、中学部活動の地域移行は、端的に言えば学校教育から地域のクラブ活動の社会体育、社会教育に変えていく、そのようなことと理解しています。この変革を進めるには、広く調整ができる相応の人材が必要です。資格を持った指導者の確保や新たな環境を整えていくコーディネーターが必要だと思います。そのような専属的な部署、担当者の設置が必要であり、また予算づけも重要です。学校や地域団体との調整など、村が積極的に主導して早期に構築すべきと考えます。

これら多くの課題を含む中学生部活動の地域移行への道筋はどのように考えているか答弁を求めます。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————山岸教育長。

**○教育長（山岸深志）**

中学生部活の地域移行についてお答えいたします。

心身ともに大きく成長する中学生にとって、自分の興味・関心や希望に沿って同年齢または異年齢の同好の仲間とスポーツや文化活動に打ち込むことは、生徒同士や教師とも好ましい人間関係の構築を図るとともに、自己肯定感や責任感、連帯感を育てるなど、教育的意義は大変大きいものと考えております。

しかし、近年、部活動に対するニーズの多様化や少子化による生徒数の減少、さらには学校規模の縮小や指導者の負担増等の様々な問題が生じてきており、部活動の在り方を早急に点検し、改善しなければならなくなってきました。

このような状況を踏まえ文部科学省では、生徒の多様なニーズに合った活動機会を確保するとと

もに、教師の負担軽減を図るために来年度から2025年度をめどに休日の部活動を段階的に地域へ移行する方針を示しております。

そこで、まず初めに、部活動指導者の大会参加への引率など、休日勤務や超過勤務などの負担についてであります。各部活動を担当する指導者は、日々の部活動のほか、休日等に開催される各種大会への引率をしております。中でも運動部関係では、中学校体育連盟主催の夏季大会が始まる1学期は、練習試合や予選会、本大会等が続き、その後、2学期からは新人戦が始まります。

一方、文化部の吹奏楽部は、各種コンクール等への参加などで多くの休日が引率業務として勤務することから、指導者にとって大きな負担となっているのが実情であります。

次に、部活動の種類や部員数、部費等の保護者負担についてであります。現在、高山中学校の部活動は運動部が男女バスケットボールのほか、女子バレーボールや卓球、サッカーの五つで、文化部は吹奏楽部と美術部の二つで、合せて七つの部があります。部員数は、運動部は1年生から3年生まで合わせ74名、文化部は同じく30名が所属しております。

一方、中学校の部活動とは別に、本村では社会体育として男女バスケットボールのほか、シニア野球やバドミントン、スキー、剣道等でスポーツ少年団が組織されており、それぞれのクラブにおいては各種大会で活躍されております。

そのような中、バスケットボール部では村のバスケットボール協会から指導者を派遣していただき、競技レベルの向上を図っているところであります。

また、部費については、特に集金していない部もありますが、運動部ではおおむね月500円以内、吹奏楽部は楽譜の購入等もあり、月2,000円のほか、保護者会費として半年で1,500円集金させていただいております。

このほか、個人が使用するラケットやシューズ等は個々の負担となっておりますが、村といたしましてはできるだけ保護者の負担軽減を図るため、運動部のユニフォームの購入費用を村費によって負担しております。

次に、スポーツ少年団や文化協会などとの協議や連携についてであります。村では、スポーツ少年団を始め体育協会、文化協会、総合型スポーツクラブ、保護者会、地域指導者、部活動顧問、学校及び教育委員会の代表者によって構成する高山村中学生スポーツ・文化活動運営委員会が組織されております。この委員会は、中学校の部活動の課題や在り方等を協議するとともに、部活動と社会体育及びスポーツ少年団や社会文化活動との連携を図りながら、スポーツや文化の活性化につながるよう取り組んでいるところであります。

次に、地域移行による教育への影響や平日と休日の部活動の関係についてであります。今後、休日の部活動を地域へ移行していく中で、その教育的効果を上げるためには平日と休日の一貫した指導が大切であり、指導者間の連携や協力体制を構築していくことが必要であると考えております。このため、現在、村では県の部活動指導員任用制度を活用してサッカー部の指導を地域の方にお願

いしておりますが、ここでは地域の指導者と学校の指導者とが常に連携を取り合うとともに、学校の教育方針を理解していただき、部活動の教育的効果が維持できるように心がけておりますほか、各種大会への参加については学校の顧問も引率することとしております。

次に、地域移行を企画推進するための機関や予算、またその道筋についてであります。部活動を地域に移行するためには、地域の実態や子供たちのニーズに合った部活動の構築や地域指導者の確保のほか、地域移行を推進・発展させていく組織づくり等の様々な課題がございます。このため国では、地域移行に関する調査研究や予算の確保のほか、県においては数か所にモデル地区を設定し、その可能性や課題を研究しているところであります。

したがって、教育委員会といたしましては、今後の国の動向を注視するとともに、県のモデル地区の成果や課題を見極めながら、高山村中学生スポーツ・文化活動運営委員会や村内のスポーツ団体、文化団体などとも連携を図り、多くの皆様の御意見等をお聞きしながら、休日部活動などが地域へ移行できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、これらに伴う関連予算につきましては、国や県の状況を把握するとともに、地域移行の進捗状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

————— 4番 梨本 進議員。

○4番（梨本 進議員）

再質問させていただきます。

これからの取組ということで様々な課題をこれから探り、モデル地区とかそういうところの動向を見ながらまた取り組んでいくということでございます。

まず、運動部も文化部も、それぞれの地域団体では資格を持った指導者の確保と育成が非常に大事にこれからなっていくのかなと思います。公的な施策なものですから、いろんな保障だとか、事故等、そういう場面もまた考えられます。そういうことからして有資格者の指導者の確保と育成が大変重要になってくるんだと思います。そのことを、またこの後お聞きしたいと思います。

それから、中学、今先ほど七つの部というのがありましたけれども、中学にあるその七つの部は、現在、村のスポーツ少年団や文化協会にはないものでございます。その受け皿となる団体をまたつくっていくかなければならないかというふうに思います。

それから、先ほども私言いましたけれども、これらは非常に複雑な問題を含んでおりますので、施策や各関係団体の調整、それから推進していく有能なコーディネーター的な人材の配置が必要になっていくのではないかというふうに思います。2025年度といっても、結構すぐに来ることなんで、早めにこのことは取り組んでいかなければいけないのかなというふうにも思いますが、そのことを再度また教育長、御答弁をお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山岸教育長。

**○教育長（山岸深志）**

再質問についてお答えいたします。

今議員が御指摘された3点、指導者の発掘、その受け皿、それからそれを推進していく組織やコーディネーターの存在、この3点については、先ほど私も答弁の中でお答えしましたように、本当にこれが大きな課題というか、これをうまく活用していかないと地域移行というのは難しいかなというふうに思っております。

高山村は、この村の規模でスポーツ少年団とか社会体育の組織というのは大変しっかりしている村ではないかなというふうに考えております。ですので、この受け皿とか推進するコーディネーターの方とか指導者の方については、人材をこれから発掘していけばきっと適切な方が、また適切な組織ができてくるのではないかなというふうに思っております。しかし、まだすぐにそこへいくというわけではなくて、最初は、教育委員会としては中学校の部活動の文化部の協議会という大きな組織がありますので、そこらあたりから話題を出していただいたり、御意見をお聞きしたりしながら慎重に進めていきたいと思っておりますし、国、それから県の動向等についても十分参考にしてまいりたいと、こんなふうに考えております。

いずれにしても、その3点については大きな課題になるかと思っております。

以上であります。

**○議 長（西原澄夫議員）**

—————4番 梨本 進議員。

**○4番（梨本 進議員）**

ありがとうございます。

再々質問ということではございません。これからの子どもたちが自由にスポーツや音楽を楽しみ、芸術や芸能の道を目指す、また生物や科学、農業に興味を抱き学ぶ、それぞれの個性を引き出す教育を学校と地域社会みんなで育て、そして支える、そして「高山村の教育環境はすばらしい」「豊かに子育てができる村だ」、そのような声が聞こえてくるよう、この中学校部活動の地域移行問題が子育て施策の一つの契機となるよう望みます。

これで1番目の質問は終わります。

では、次の質問に移ります。

高校生の電車通学費補助について質問いたします。

本村は、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、平成30年10月1日より通学費補助として公共バス通学定期券購入の7割を補助していますが、保護者の経済的負担が非常に大きい電車通学費の補助も必要と考えます。先ほど勝山議員からも公共交通利用の面から、この通学費補助の件も質問されました。私は、保護者から要望が強いので、再度質問させていただきます。

本年3月の定例議会一般質問でも、高井央葉議員が電車通学費補助について強く要望されています。そのときにお答えいただいた高校に通っている生徒数は175人ということでした。また、朝のバスと電車の乗り継ぎ時間や発着時間についてはおおむね関連づけられているが、バス停までの距離や待ち時間を嫌うなど、個々の事情でバスの利用者は少なく、補助制度利用者が12%の21名ということでありました。

先ほどちょっと勝山議員とその数字についてのそごはありますが、そのことは置きまして、補助制度利用者が12%、21名ということで、また長野市内、中野市内などに電車で通う生徒のうち8名だけが須坂駅までのバス通学補助を利用しているとのことでした。電車通学している生徒の多くは、須坂駅まで送迎してもらっているか、時々、普通バス代金を払ってバスを利用しているのではないかと推察します。

冬期間や傾斜地の困難さからか、自転車での通学も余り見かけません。バス最終便、須坂駅午後8時30分、YOU遊ランド着、およそ21時、部活動などしていると朝夜どちらも利用しづらく、やむなく保護者が送迎しているという声があることは御承知と思います。バスは電車に比べて通学定期券は非常に割高で、例え役場前から須坂駅片道510円のところ、6か月定期券は8万6,700円、一方、電車は須坂駅から長野駅、中野駅も同じですが、片道550円で、6か月定期券は6万7,130円となっています。

通学費の7割補助は大変有効な制度のはずですが、なぜかあまりにも利用者が少ない。事業の導入当初は補助率25%で、より多く来てもらうために補助率を70%に引き上げたとなっていますが、それでも3学年で21人と大変少ないと思います。言い換えれば、高山村から高校に通う生徒の12%だけがバス通学を頼りにしていると、そのようにも言えます。バス通学費の補助率引上げの前に、電車、鉄道通学費の補助導入を検討すべきであったのではないかと思います。

地域公共交通の維持、路線バス利用の増加を促すための補助率引上げであったと推察しますが、通学費補助としてはアンバランスの感じがします。他市町村の通学補助を見ますと、生徒数の違いはあるものの、バス通学と鉄道通学の両方に通学定期券購入費の20%から50%を補助しているところもあり、また、自転車通学とバス、電車の組合せなど、通学距離ごとの補助金設定もあるようです。高山村から通う高校生の通学費低減を図るため、実態に合った補助制度への見直しが必要ではないでしょうか。答弁を求めます。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

高校生の電車通学費補助についてお答えいたします。

村では、平成30年4月に安心して快適に暮らせるよう公共交通を確保していく高山村地域公共交通再編実施計画を策定し、村民、交通事業者、行政等の連携により持続可能な公共交通システムを再

構築することとし、平成30年10月から新たな路線バスの運行を開始いたしました。あわせて村内における公共交通の維持存続や利用促進を図るとともに、路線バスを利用して通学する高校生のいる御家庭への経済的負担軽減を図るため、高山村高校生通学費補助金交付要綱を制定し、自宅の最も近いバス停から須坂駅までのバス定期券購入費用を補助することとし、電車など他の公共交通の利用や対象区間以外は補助の対象としていないことで制度設計し、導入しております。

そこで、須坂市内、長野市内、中野市内、その他の通学者人数についてのお尋ねですが、本年度、本村から高校へ通っている生徒数は3学年で183人であり、そのうち須坂市内は43%で79人、長野市内は23%で42人、中野市は24%で44人、そのほかの地域は10%で18人であります。

次に、バスと電車の時間連携が悪いため、バスの利用がしづらく、やむなく須坂駅などに保護者が送迎しているとの声を承知いるかとお尋ねですが、勝山議員の答弁でも申し上げましたが、バスを利用されない要因の一つとしましては、バス停までの距離やバス、電車の待ち時間、家族の通勤車両に同乗するなど日常生活の効率面や、地域によっては自転車で通学するなどそれぞれ御家庭の実情に応じた通学方法を選択されているものと思われま。

そのような中で、路線バスの運行本数、運行時間は限られていることから、それぞれの御家庭の実情に合わない場合もありますので、実情に合わせるため御家族が送迎されていることは承知をしております。

次に、利用対象者が3学年で20人と少ないのはなぜかとお尋ねですが、令和元年度から昨年度までの利用者数は平均24人で、全体に対して約12%の高校生しか利用しておりません。令和4年8月末時点における高校生通学費補助金の交付申請件数は、全体に対して18%の16人で、高校の所在地別では、須坂市内は8人、中野市が7人、長野市が1人となっています。利用者数だけ見ますと、決して利用率が高いとは申し上げられませんが、それぞれ御家庭の実情に応じた通学方法を選択された結果であると思われま。

また、路線バス通学費のみ補助対象とした理由についてとお尋ねですが、前段でも申し上げましたが、平成30年度に公共交通システムが再構築され、地域公共交通の維持存続や利用促進ことに重点を置いた補助制度でありますので、御理解賜りますようお願いいたします。

また、通学圏である長野市、中野市方面への電車通学費の補助導入のため、通学距離ごとの補助金設定や選択制といったきめ細かな制度の見直しについての御提案でございますが、長野市内、中野市内の高校に通学する生徒は全体の47%を占めており、須坂市内の高校に通学する生徒は43%あります。

議員御提案の電車通学費の補助制度の創設につきましては、地域公共交通の維持存続や利用促進を図ることに重点を置いた補助制度とは別に、経済的負担軽減を図るための施策として、例えば、長野県では高校生のいる御家庭の経済的な負担軽減を図るため、公立高校の授業料を課税状況に合わせて段階的軽減を図っておりますことを踏まえて、低所得世帯を対象とするなど対象者を限定した

制度とすることが考えられますが、今後、子育て家庭支援策の一つとして、年齢段階に応じた御家庭の経済的負担軽減について研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————4番 梨本 進議員。

○4番（梨本 進議員）

再質問させていただきます。

ただいま村長から公共交通の維持と高校生のバス通学の補助、これは切って離されないというようなことで、その公共交通の補助とは別に高校生の負担軽減ということを考えてまいりたいというようなこととお話だったと思うんですが、現在、須坂市内の高校へ通う生徒の場合、送迎時間は多くても10分から20分前後、そのような感じだと思います。バス停まで歩く時間や待ち時間など考えたら、いくらバス代の補助が大きいからといっても、保護者の送迎に頼っているのが現実だと思います。

現在のマイカーが普及した時代で、須坂市と高山村の距離関係では、路線バスの形での乗車数の増加を見込むことは困難と思います。そこで、高校生の通学費補助制度は子育てに関わる経済的負担の軽減を図る施策なので、公共交通の路線バス維持策と切り離して考えたほうがいいのではないかと思います。

3月の一般質問の答弁で、教育長は、すぐにどうするかは申し上げられないが、よりよい高校通学の方法を考えるとともに、なるべく負担を軽減した高校通学を教育委員会としては考えていきたいと答弁されておられました。先ほど村長も、高校生の教育の負担軽減ということの補助は考えていきたいというようなことのお話で、それと同じような内容かと思いますが、やはり高校生のバス通学と電車通学を合わせて通学費補助制度の範囲を拡大し、内容の見直しを要望いたします。改めて答弁をお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

再質問にお答えいたします。

議員がバスの補助については負担軽減とかそういう施策については御理解いただいておりますことについては感謝を申し上げたいと思います。そして、その中でバスの時間あるいは車で須坂まで行く時間、これを比較したとすると当然変わってくるわけです。そういった中で、切り離して考えたらどうかという御提案でございますが、一番大事なことは、公共交通を守ることを抜きに議論したのでは本末転倒であります。

まず、公共交通をどのようにして守る、そこに視点を置いて高校生の補助率を上げたということ

にあるということは、御理解をお願いし、何とかその利用を今後も図っていくというのが一番の重要課題というふうに捉えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西原澄夫議員）

————— 4番 梨本 進議員。

○4番（梨本 進議員）

公共交通の問題、また真剣に考えていきたいと思ひます。

今日は、高校生の通学費補助というところで質問させていただきました。

これで質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（西原澄夫議員）

以上で、梨本 進議員の質問を終わります。

————— 続いて、9番 松本 茂議員。

○9番（松本 茂議員）

すみません、マスクを外させていただきます。

一般質問初日最後の質問者となりました。よろしくお願ひいたします。

現在コロナ禍にあり、第7波と呼ばれるBA.5の感染が拡大しております。高齢者や基礎疾患、生活習慣病など持病をお持ちの方への感染は死亡につながる危険性もあります。そのようなことから、高山村国民健康保険における平成3年3月にまとめられました第2期保険事業実施計画、第3期特定健康診査等実施計画中間表について質問いたします。

それでは、質問に入ります。

村民の健康保険事業・健康診査についてであります。

国民健康保険、後期高齢者保険ともに医療費が増え、県内順位が上昇傾向にあります。また、生活習慣病においては、糖尿病、ヘモグロビンA1cの予防や高血圧の病気に対する未治療に対する指導、運動や食生活の改善など、保健指導と対応を求めます。

また、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）、第3期特定健康診査等実施計画中期評価のうち、保険者は健診医療情報を活用しPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることを求められております。

高山村では、糖尿病の有病検者の状況としまして、平成28年度県内のワースト1を記録するなど、その前の27年はワースト9位、29年度はワースト16位、平成30年においてはワースト4位とワーストの順位が高い状況が続いています。

このようなことから、国民健康保険、後期高齢者保険ともに医療費が増え、平成22年度国保56位、後期高齢者65位だったものが、平成27年、国保が28位、後期高齢者が32位、28年、国保が8位、後期高齢者が44位、29年度、国保が5位、後期高齢者が32位と22年と比較し、令和元年度においても年間1人当たり14万1,000円増の39万9,285円、また後期高齢者の比較においては約21万1,000円増

の86万280円と医療費が増え、県内順位は上昇傾向にあります。

また、生活習慣病においては、糖尿病、ヘモグロビンA1cの予防や高血圧の病気に対する未治療に対する指導、運動や食生活の改善など、保健指導の対応を求めます。

2問目としまして、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）、第3期特定健康診査等実施計画中間評価のうち保険者は、検診医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることを求められており、データヘルス計画の指標で示されている保健事業について、事業実績から評価を行い、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図られているか、実績及び評価を行っていますかということでございます。

以上、2問質問いたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

————堀健康福祉課長。

**○健康福祉課長（堀 一生）**

村民の健康保険事業・健康診査についてお答えいたします。

村では、国民健康保険に加入されている皆様の健康保持増進を目的に第2期データヘルス計画と内臓脂肪肥満に着目した生活習慣病を予防するため、国の指針に基づき特定健診、特定保健指導を定めた第3期特定健康診査等実施計画を策定し、平成30年度から令和5年度までの6年間の計画期間として各種保健事業を推進しております。

先ほど議員からもお話ありましたけれども、本村の医療費の推移を見ますと、国民健康保険における年間1人当たりの医療費は、平成22年度が25万8,290円に対し令和元年度では39万9,285円と10年間で14万995円増加したことから、県内での順位は56位であったものが一気に上がり12位に。さらに、後期高齢者の医療費は、平成22年度が64万8,868円に対し、令和元年度では86万280円と10年間で21万1,412円増加したことから、県内順位は65位から21位に上がり、どちらの医療費も増加しております。

中でも、国民健康保険加入者の疾病別医療費を見ますと、令和元年度で一番多く医療費のかかっている疾患はがんで、次いで骨折や関節痛などの筋骨格系疾患、3番目に精神疾患、4番目に糖尿病、5番目に人工透析、6番目に高血圧の順となっております。

このような状況に鑑み、本村におきましては、特に予防可能である糖尿病や高血圧疾患に重点を置いて、早期発見のための特定健診受診率の向上、さらには重症化予防のための保健指導実施率の向上を目指すなど、医療費の抑制が図られるよう健康教室や保健指導などの各種保健事業に取り組んでいるところであります。

そこで、糖尿病、高血圧の未治療者への村の対応についてのお尋ねであります。糖尿病、高血圧は動脈硬化を進行させる病気ではありますが、自覚症状がほとんどないことから、動脈が90%以上狭窄していても気づかないと言われております。そのため、受診しないまま放置しておく、ある

日突然、心筋梗塞や脳梗塞を発症し、長期入院や介護状態、最悪死に至ることもあり、村内においても、高血圧を放置したために脳血管疾患を発症され、残念ながら亡くなられた方や、糖尿病の治療を中断したために病状が悪化し、人工透析になられた方もおられます。

このように病気が悪化していくことで入院や手術などが必要となり、医療費が増加することとなりますことから、このような方を1人でも出さないよう、村では重症化リスクを予防するために、正規職員3名と会計年度任用職員4名の保健師や栄養士により、健診後の結果説明会において医療機関への受診が必要な方に対して早期受診の勧奨や食事、運動などのアドバイスを行うとともに、2か月以上たっても医療機関を受診されない方に対しては電話などで再度受診のお願いをしているところであります。その結果、これまで50%以下であった精密検査受診率は年々向上し、令和3年度では64.7%となっております。

さらに、本年度からは、健診結果説明会に欠席された方に対し、職員が自宅に訪問し、早期受診の勧奨を行っております。

また、これまで治療を中断された未治療者への方へは、受診勧奨はがきや電話、面談による受診勧奨を行ったことで、22名の未受診者のうち4名の方が受診を再開されておりますが、受診を中断された方の中には様々な理由を持たれておりますので、1人ひとりに寄り添った支援が必要であり、今後も個々の生活事情に配慮しながら受診勧奨に努めてまいりたいと考えております。

次に、データヘルス計画の指標で示されている保健事業について事業実績から評価を行っているかとのお尋ねであります。平成30年度に策定しました第2期データヘルス計画を基に令和2年度に中間評価を行なったところ、13の評価指標のうち九つの指標が悪化し、残りの四つの指標は改善される結果となりました。

悪化となった指標の主なものは、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症などで、いずれも治療者が増加しております。

これは各種検査の充実により早期発見されたことで早めの治療が受けられたことや、加入者の高齢化率が高いことなどが影響しているものと考えられます。

このようなことから、現時点において令和5年度までに治療者を減少させる目標を達成することは非常に厳しい状況ではありますが、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症などの重症化疾患を予防するためには、まず加入者の皆様に健診を受けていただくことや、治療が必要な方には医療機関を必ず受診して、継続して治療を受けていくことなどが非常に重要と考えております。

このようなことから、村では、若いうちから自らの健康に関心を持っていただくよう、健康づくりを支援する健康ポイント事業や、各地区に出向いて行う健康出前講座「たかやま健康プロジェクト」のほか、運動の習慣化を目的とした朝活ウォーキング教室や、日頃の食生活改善に役立つ健康レシピの全戸配布など、各種事業を行っております。

さらに、5年分の健診・医療情報データが集約されている国保データベースシステムを活用し、

村の健康課題の分析や、課題に応じた保健事業計画の作成、事業実施、事業評価、見直しを行うPDCAサイクルに沿って保健事業を推進しているところでもありますので、今後とも村民の皆様の健康寿命の延伸、医療費適正化を目指して保健事業に取り組んでまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

————— 9番 松本 茂議員。

○9番（松本 茂議員）

簡単な質問ですが、再質問させていただきます。

その最終のところ、令和3年度からの新たな取組ということで健康ポイント事業ということをやっているんですが、そのポイントに対して100ポイントたまった方に村温泉利用券等の得点と交換する事業を開始するというのも書いてあるんですね、それと被保険者の健康づくりのモチベーションアップにつなげていくということなんです。それと、歯周病の健診を40、50、60、70のそのちょうど節目の方に対して健診を行っているということも書いてあります。これらの事業は取り組んでいるということによろしいでしょうか。再質問します。

○議長（西原澄夫議員）

————— 堀健康福祉課長。

○健康福祉課長（堀 一生）

再質問にお答えをさせていただきます。

健康ポイント事業について現在行っているかどうかということによろしかったでしょうか。

現在もこの健康ポイント事業につきましては実施しているということをお願いしたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

————— 9番 松本 茂議員。

○9番（松本 茂議員）

それでは、最後に村長にちょっと質問しますけれども、よろしくをお願いします。

国より交付されます地方交付税は人口割と言われていています。交付金を増やす対策はおのこの市町村懸命に努力されています。命の大切さや保健予防を通じ、村民の健康長寿につながると思いますが、令和元年度2月より長野県信州医療センターより糖尿病予防教室を小林永幸先生により3回にわたり講演いただきました。その前に、順天堂大学の白澤教授からも講演をいただいたり、いろいろ健康についてのお話をいただいております。村民の健康を守ることも村の大事な使命であると考えますが、健診受診につながる予防教室を再開していただきたいと思っております。いかがでしょうか。御答弁よろしくをお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 内山村長。

○村長（内山信行）

健康診断については、先ほど健康福祉課長がご答弁されたように、可能な限りは支援を尽くしてそして村民の皆さんの受診率を上げるということを申し上げ、そして協力をいただいて、何とか受診率をというふうに努めているところであります。

そして交付税につきまして受診率60%達成というものがありますので、ぜひその受診率を上げるということを村民の皆様にも御理解いただき、何を置いても一番大事なことは、自分の健康は自分で守る、このことを再度お願いし、そして大変お忙しい村民の皆様ですけれども、ぜひ受診率を上げるために、また自分の健康を守るために特別健診とか、そういったものをぜひ受けていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

————— 9 番 松本 茂議員。

○9 番（松本 茂議員）

一番最後の、講演というのもやっていただきたいという希望も述べたんですが、よろしくお願ひしますということで、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長（西原澄夫議員）

以上で、松本 茂議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午後 3 時 24 分 散 会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月6日

高山村議会議長 西 原 澄 夫

署 名 議 員 沖 島 祥 介

署 名 議 員 高 井 央 葉

署 名 議 員 黒 岩 清 道

## 令和4年第4回高山村議会9月定例会一般質問目次

令和4年9月7日（水曜日）

11番	柴田弘男議員	81
	高山村の未来を担う子供達への教育を推進するための施策について	
8番	湯本辰雄議員	85
	蕨温泉の整備について	
	鳥獣害対策について	
	安倍元総理の国葬について	
7番	黒岩清道議員	96
	鳥獣被害対策について	
	子ども達の居場所について	
10番	山寄秀治議員	105
	学校給食について	
	医療費無料化について	
	带状疱疹ワクチン接種の補助について	
	「旧統一教会」と政治の関係について	

令和4年第4回高山村議会9月定例会会議録（第3号）

令和4年9月7日（水曜日）

---

---

議事日程

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付議した事件

1 一般質問

---

質問した者

11番 柴田弘男議員	8番 湯本辰雄議員
7番 黒岩清道議員	10番 山寄秀治議員

---

出席議員（12名）

1番 久保田雄吉議員	2番 勝山正弘議員
3番 滝澤聖議員	4番 梨本進議員
5番 沖島祥介議員	6番 高井央葉議員
7番 黒岩清道議員	8番 湯本辰雄議員
9番 松本茂議員	10番 山寄秀治議員
11番 柴田弘男議員	12番 西原澄夫議員

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村長 内山信行	副村長 藤沢敏和
教育長 山岸深志	総務課長 宮川裕明
住民税務課長 (会計管理者) 西原一美	健康福祉課長 堀一生
産業振興課長 小淵義彦	建設水道課長 (定住支援室長) 荒井孝浩
教育次長 (人権推進室長) 山崎久志	

---

事務局出席職員

午前10時00分 開 議

○議 長（西原澄夫議員）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

---

諸般の報告

○議 長（西原澄夫議員）

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

1時間を目安に、換気、水分補給及び答弁席、質問席消毒等のため、休憩を取り、議事を進行したいと思います。

テレビ中継のほかに質問者のカメラ撮影を許可しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

---

日程第1 一般質問

○議 長（西原澄夫議員）

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

—————11番 柴田弘男議員。

○11番（柴田弘男議員）

おはようございます。

通告に従い、質問します。

高山村の未来を担う子どもたちへの教育を推進するための施策について。

少子高齢化がとどまることなく進行してきていることは高山村の人口推移を見るまでもなく、明らかであることは村民の皆さんも日々実感していることと思います。もちろん、高山村の自然やぶどう、りんご、そして近年急速に高山村の知名度を押し上げてきているワインぶどうの生産とワイナリーの増加に見られるように、高山村の魅力に魅せられて転入される方が増えてきていることは心強いことです。

さて、これからの高山村の未来を展望したときに、人口の減少は今後も続くであろうことは容易に想像できます。しかし、人口の減少に嘆くことよりも、もっと大事なことは、たとえ4,000人になろうとも高山村に住む村民の1人1人が高山村の自然の恵みを享受しながら、いかに幸せを実感し安心して生活を送ることができるかということ根底に据えて考え、村政を行っていけるかということだと思えます。

未来の高山村を担っていただく人たちは、今、高山村の空気を吸い、高山村で育った野菜や果物を腹いっぱい食べ、高山村のよさを体感しながら学んでいる子どもたちです。子どもたちの多くは、高校や大学進学、そして就職ということで一旦はふるさとを離れますが、定年退職等の様々な事情により、人生の後半を迎えるとき、高山村に戻ろうという心の働きが覚醒するかしなないかは、子ども時代に高山村の自然や地域との触れ合いが具体的な活動を通して豊かな体験を得て学ぶ機会があったかどうか大きく関わってくるものと考えます。

先日、高山中学校より、例年行われてきた廃品回収を終了しますという通知が届きました。詳細は分かりませんが、約半世紀近く続いてきたこの活動は、高山村のごみ分別収集計画にもない一升瓶の回収ということで、村民の皆さんにとって大変ありがたいものであり、中学生にとってはその収益で生徒会活動の活発化に役立ち、双方にとってありがたい活動であったろうと思われまます。回収日には、玄関先に一升瓶を運ぶ近所の方々との触れ合い、「ありがとう」「御苦労さま」と声をかけ合い、住民は回収の感謝を、中学生は協力のお礼をお互いに伝え合い、地域の触れ合いの潤滑油になってきたものと思われまます。そこで培われた地域の役に立っているという意識は、自己肯定感を含むとともに高山村に育てられている自分の幸せを感じ、知らず知らずのうちにふるさと高山のDNAを育まれていく要因となってきたものだと感じまます。

学校においては、熟慮に熟慮を重ねての決断かと思えます。各地区の児童生徒の減少により、作業内容の負担増でなくタブレットに代表される情報教育の急速な導入、教育内容の増加、それに伴う先生方の多忙化等々を考えれば、今回の決定は大いに納得できるものです。

今、世界中でSDGsという言葉が盛んに叫ばれてきています。皆さんもよく御存じでしょうが、持続可能開発目標SDGsとは、貧困、不平等、格差、気候変動による影響など世界の様々な問題を根本的に解決し、全ての人々にとって、よりよい世界を創るために設定された世界共通の17の目標です。持続可能とは、将来の世代のための地球環境や資源が守られ、今の状態が持続できることです。また、開発とは、全ての人々が安心して自分の能力を十分に発揮しながら満足して暮らせることを指しまます。

SDGsを高山村に当てはめて考えまますと、高山村の全ての皆さんが安心して自分らしさを発揮しながら幸せに暮らし続けることができる高山村となります。そこで、前に述べたように、子どもたちが将来高山村に戻ってきてくれることが、持続可能な高山村にするためにも大変大きな力となるものと考えまます。そこで、ふるさと高山のDNAを育み、戻ろうという心の働きを持ってもらう

ために、高山村教育委員会としてどのようなビジョンをもって子どもたちにふるさとを誇れるDNAを育む教育の展望を考慮しておられるか。また、先生方の多忙感にさらに拍車をかけることがないようにとしながら、児童生徒数の減少の中で、高山村がSDGsを踏まえ具体的にどのような教育活動を行っていききたいとお考えか、質問させていただきます。

○議長（西原澄夫議員）

———山岸教育長。

○教育長（山岸深志）

高山村の未来を担う子どもたちへの教育を推進するための施策についてお答えいたします。

現在、日本のみならず、世界には貧困、格差、気候変動、平和、食料、エネルギー問題等、全人類が力を合わせて対応して解決しなければならない問題が山積しております。

これらの課題を踏まえ、2015年には、国連サミットにおいて持続可能な開発のための2030アジェンダが採択され、その中で世界が解決していかなければならない17の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）SDGsが掲げられ、全世界の人々が積極的に行動し、2030年までに達成すべき目標が示されました。この取組は、教育現場においても求められ、文部科学省及び日本ユネスコスクール国内委員会は、このSDGsを持続発展教育（Education for Sustainable Development）、いわゆるESDとして位置づけ、ユネスコスクールをその推進拠点としました。

このため、高山小学校は平成27年4月に、高山中学校は平成29年3月にユネスコスクールに加盟し、その理念に沿って信州ESDコンソーシアムに参加し、事務局が置かれている信州大学教育学部において実践発表等を行っております。

2020年に、高山小学校では5年生が地域の方に学びながら米づくりの体験やわくわく村の活動を通して小学校2年生との交流を深めるなどして、その成果を成果発表交流会で発表しました。一方、高山中学校では、「ふるさと高山村とわたし」を活動テーマに、ふるさと高山村を知り、よさを実感する活動や安全で住みやすい高山村を考える活動、高山村と私の未来を考える活動等の実践を年次報告いたしました。

そこで、議員お尋ねの高山中学校の資源回収が終了することに対する村民の皆さんの反応や、教育委員会としての活動に対する評価ではありますが、この資源回収につきましては高山中学校生徒会が中心となって、PTA校外指導部の皆さんの協力をいただいて、コロナ前までは毎年行ってまいりました。この活動は、資源の有効活用等のESDの理念につながり、教育的意義が高いものと考えております。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ここ数年は感染予防の観点から活動が休止されており、当面コロナの終息が見通せないことなどから、生徒会やPTA、学校が協議をする中で、大変残念ではありますが、資源回収については中止とさせていただいたものであり、このような状況下でありますことから、村民の皆さんにも一定の御理解がいただけるものと思ってお

ります。

今後は、村の防災教育関係に視点を置き学習を進めることとし、9月には村の防災倉庫の見学等を計画しておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、故郷を離れた子どもたちが、将来故郷に戻ってきていただくためにどのような教育活動を行っていくのかとお尋ねではありますが、教育委員会といたしましては、高山村で生まれ育った子どもたちが一人でも多くこの高山の地で活躍し、地域を支えていってほしいと願うものであります。しかし、高山村を離れた子どもたちは、再び高山村へ戻ってくる方もおられますが、それぞれの事情等により、他の地域に住まわれる方も少なくありません。このようなことから、子どもたちの歩む道は様々ではありますが、教育で一番大切にしなければならないことは、どの子どもにも高山村に愛着や誇りを持ち、そして自信を持って生きていく力を育んでいくことではないかと思っております。

高山村は、美しくも大変厳しい環境の中にあり、そこで暮らす人々はこの環境を上手に利用したり、時には折り合いをつけたりしながら互いに力を合わせ、一生懸命生きておられます。そのような高山村の自然や人々の姿の学びを通して、子どもたちの中に高山村への愛着や誇りが生まれてくるものと思っております。

また、高山中学校では、総合的な学習の時間を中心に高山村について学習を深め、中学生議会では、そこで学んだことを発表したり、村へ提言などを積極的に行ったりしております。一方、小学校3年生や4年生の社会科では、地域を題材とした学習を行っており、その学びがより深まるように、教育委員会では副読本「私たちのふるさと高山村」を編さんし、学習において大いに有効活用しております。

このようなことから、子どもたちはこうした学習を通して高山村への理解を深め、高山村のよさを感じ取るとともに、厳しい環境の中で地域の方々に支えられながら成長している自分に自信と誇りを持つものでありますことから、これはE S Dの理念ともつながっているものと考えております。

したがって、教育委員会では、今後もユネスコスクール加盟校の一員として、E S Dの理念に沿って、地域の皆様の御理解や御協力をいただく中で一人でも多くの子どもたちが故郷に戻ってこられるような教育活動や魅力ある村づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

—————柴田弘男議員。

○11番（柴田弘男議員）

もう一度お聞きします。再質問いたします。

ただいまの答弁で、高山小学校、中学校で、先生方が意欲的に高山を取り上げ、ふるさとに関する学習を具体的に進めていることがよく分かりました。

そこで、再質問ですが、高山村がこれから豊かな村として持続可能な村づくりを進めていくために、高山村教育委員会として未来を支える子どもたちにどのような願いを持って教育活動を進めていきたいかという、そのビジョンとといいますか、願いとといいますか、基本方針というものをどのようにお考えか、教えていただきたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

—————山岸教育長。

○教育長（山岸深志）

再質問についてお答えいたします。

先ほども私が申し上げましたように、教育委員会といたしましては、いろいろな部署で子どもたちへの教育や魅力ある村づくりをしていかなければいけないと思っておりますが、教育委員会としましてできることは、高山村をよく知ってもらうこと、そして高山村の人々の姿に共感を持つような学習をすること、これが第一ではないかと思っております。私どもが編さんした副読本の前書きにも、私のほうで、「この学習を通して高山村のことをよく知り、そして今まで以上に高山村を好きになってもらいたい」と、このように書かせていただきました。まさに高山村を知ることが、高山村に住んでいる人々の姿を知ることが高山に愛着を持ち、そして高山村のために子どもたちが活動をしてくれることになるのではないかなど、こんなふうに考えております。

以上であります。

○議長（西原澄夫議員）

—————柴田弘男議員。

○11番（柴田弘男議員）

ありがとうございました。

昔からよく言われている言葉に、「聞いたことは忘れる、見たことは覚える、やったことは分かる」という言葉があります。子どもたちは体験することによって理解していくものであるといえます。ぜひ教育活動の中に豊かな体験を可能な限り取り入れていただき、持続可能な高山村にするため、一層の努力を期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（西原澄夫議員）

以上で柴田弘男議員の質問を終わります。

—————8番 湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

それでは、通告に従いまして、初めに蕨温泉の整備について質問いたします。

蕨温泉は、昭和63年に、村民の憩いと奥山田地区の活性化のために、観光も兼ね開業しました。開業当初は1日400人からの来客がありましたが、最近の平日では200人から300人というふうに聞いております。

今年2月には、長きにわたりおやきの営業をされてきましたたちべりが閉店されました。令和2年から続くコロナ禍の影響が引き金となったのではないかと推察していますが、日々の営業に关しましては店舗の立地条件が影響しているのではないかと思います。

例えば、蕨温泉の駐車場からたちべりの店に行こうとしますと、ふれあいの湯の屋根が店舗にかかり、あずまやの西側の木々の枝が下がっていて見えにくくなっているというのが今の現状であります。また、せせらぎの小川ですが、ふれあいの湯の玄関前は花壇が整備されておりましてベンチでくつろぐことができますけれども、あずまやの北側は笹が伸びて、水の流れが見えにくくなっているという状態です。あずまやでくつろぎながら小川のせせらぎを聞くということはちょっと難しいのかなという、今、状態です。また、県道から下る西側の階段を下りた辺りは雨水のたまり場というような形になってしまって、今、いるところであります。高山村の貴重な観光施設でもあります蕨温泉の温泉施設の側は適宜リニューアルされてきましたけれども、周辺については三十数年間あまり手を入れてこなかったのではないかと感じております。

旧たちべりが閉店しました現在、コロナ終息後の観光事業の発展を見据えて、駐車場、地場産の店舗、みはらやさん、わらび野を含め全体的な見直しをしなければならないのではないかと感じております。

そこで質問をいたします。

第1、旧たちべりの建物、これは平成2年に建築され30年以上たっておりますけれども、聞いたところ、保健所の許可が取れないというふうに聞きました。什器類も使用できないようです。旧たちべりの今後の業者選定、これは今現在どのような状況でしょうか。

第2、従来から狭いと言われます駐車場、また東側の降り口は通路が狭く、また小川の改修、また樹木の整備、また県道沿いの駐車場とか火の見やぐらの配置替えということも必要ではないかと感じております。コロナ終息等を考え、全体の整備計画の策定を求めたいと思いますが、お願いします。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

蕨温泉の整備についてお答えいたします。

蕨温泉は、住民の健康の保持増進及び地域活性化の中核施設として、また温泉観光地のシンボルとして村民の皆さんを始め、村外の皆さんからも親しまれ、年間10万人ほどの皆さんに御利用いただいている村営の温泉施設でございます。また、温泉施設の周辺には、旅館を始め奥山田地場産業振興組合の直売所が営業しております奥山田地区の中心的な場所でもあります。

周辺施設の一つであるおやき茶屋たちべりは、奥山田地区のお母さんたちが集まり、特産のおやきを販売する施設として、長年村民の皆さんを始め蕨温泉を利用される多くの皆さん等にご愛顧い

ただいてきた施設ではありますが、長い年月の経過とともに施設が老朽化してきたほか、おやき作りを行う皆さんも高齢化し、徐々に従事できる人数が減少してきたことから、残念ながら今年の2月末をもって閉店したところであります。

そこで、まず初めに、旧たちべりの店舗、建物の改築についてでございますが、おやき茶屋たちべりが閉店後、その店舗を引き継ぎ、営業を御希望される方がいらっしゃいましたが、たちべりは閉店と同時に食品衛生法上の営業許可も返還していたことから、その方が再度営業許可を取得しようとしても、新たにトイレの設置や水回りなど大きな経費をかけて改修を実施しないと許可が下りないことが判明し、現在、再開しようとする計画については前進できない状況となっております。

また、蕨温泉の周辺には、おやき茶屋たちべり以外にも、4、5年前に営業を中止している食堂もあり、年間10万人もの来場者の見込める温泉施設でありますので、周辺の施設も含めて再開発し、お互いに連携して誘客に結びつけることができればさらに多くの来場者にお越しいただけるようになり、ひいては奥山田地区の活性化につながりますので、村では、去る8月9日に奥山田地区の奥山田委員会、奥山田地場産業振興組合、奥山田地区の各区長さんに集まっていただき、奥山田地区の活性化についての初めての懇談会を開催し、蕨温泉周辺施設の再開発について協議したところであります。また、今月中には、第2回目の懇談会を開催する計画になっております。

蕨温泉周辺につきましては、私の公約であります村内6か所のにぎわいの場構想の一つであり、ぜひ地元の合意を得てから中心になる方を決めていただき、その方が中心になって蕨温泉周辺のにぎわいを取り戻していただけるようにしてまいりたいと考えておりますので、たちべりの改築については、にぎわいの場構想の一環で検討してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

続いて、たちべりの店舗周辺の木々の整備や蕨温泉の駐車場の整備計画についてでございますが、蕨温泉周辺の環境整備につきましては、農山村の原風景になじむよう、これまでも駐車場や小川等の整備を実施してまいりましたが、ここ最近では手入れをしておこなったことから、議員御指摘のとおり、木々等は伸び、小川には泥がたまり、整備が必要な状態となっております。先ほども懇談会について触れましたが、蕨温泉周辺は村の施設のほか、奥山田委員会が所有する土地や奥山田地場産業振興組合の店舗等もありますことから、施設の改築に併せ、蕨温泉周辺の環境整備についても協議し、できるだけ早く連携して整備を実施できるようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

ただいまの答弁で、今現在、奥山田の皆さんといいますか、関係者の皆さんとの協議が始まっているということですので、ぜひできるだけ早くというようなことで結論を出していただきながら進

めていただきたいというふうに思います。

ただ、一つだけ言わせていただくと、これから紅葉のシーズンで、観光の皆さんがたくさん見られるのではないかと思います。そういうところで、入浴にみえられる皆さんも増えると思いますので、よい印象でお帰りいただくということも大事かと思しますので、小川の整備とか花壇の辺りとか、ぜひ改めて見回していただいて、きれいになったというような感じになるようなところで当面できるところは進めていただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

それでは、以上で1点目を終わらせていただきまして、次の質問に移ります。

鳥獣害対策について質問いたします。

最近、猿や鹿、イノシシなどによる被害が多発しており、非常に困っているとの声が寄せられました。特に、猿の出没は以前からあり、奥山田地域では家族単位での行動のように見えますし、赤和や水中地域では群れで活動しているようです。最近では、果樹園だけでなく、窓を開け、民家にまで侵入して食べ物を食べ散らすことが起きております。8月20日頃には、二ツ石でも電気柵の間隙かと思えますけれども、田畑を荒らし、民家に入り、家中荒らして、それで逃げていったということがありました。このように、最近では猿の出没回数が増加し、田畑だけでなく民家にまで入り込み、行動もますますエスカレートしてきています。村では、以前から電気柵やおりの設置などの対策を取っていただいておりますけれども、猿は電気柵等の間隙を縫って出没していると思えます。

そこで、村には早期に対策を取っていただきたいと思しますので質問します。

1、赤和地域では、電気柵の近くに中電が電柱を建てたため、猿が電柱近くの木々から電線を伝わって侵入していることが確認されました。早期に樹木伐採など必要な対策を取られることを要望します。

2、二ツ石では、電気柵の間隙と思われるところから田畑や民家にまで入り込んでいると思えますけれども、簡易電気柵や恒久電気柵の設置場所によって隙間ができていないかというふうにも思いますので、この辺りを、これは村中の話ですが、早期に調査され、改善を求めたいと思えます。

○議長（西原澄夫議員）

—————小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

有害鳥獣対策についてお答えいたします。

村では、有害鳥獣による農作物の被害防止を図るため、JAりんご部会、ぶどう部会などの農業生産団体や猟友会、農業委員会などの皆さんで構成する高山村地域有害鳥獣駆除推進協議会において、毎年、被害防止対策の実施計画を定め、その事業計画に沿って熊やイノシシ、猿等の個体数調整を猟友会に委託するとともに、農地への侵入を防ぐための電気柵の設置や維持管理に対する支援を行うなどして被害防止に努めているところであります。

これらの対策のうち、個体数調整として、令和3年度では熊8頭を始め、イノシシ22頭、猿9頭、ニホンジカ70頭などの駆除を行ったほか、自治地区など電気柵の管理団体が行う39.4kmの維持管理にかかる経費に対し電気柵維持管理交付金として78万2,000円を交付し、支援を行っているところでもあります。

そこで、まず初めに、赤和地区における猿の侵入に対する対策についてであります。赤和地区については、平成20年から21年にかけて恒久電気柵の設置工事を実施し、地域の皆さんの維持管理によって獣害の被害を防止してきたところでもあります。平成28年に上水道の供給施設であります久保配水池へ電気を供給する際に、電気柵の上空を横断する形で電柱が設置されたことにより、この電柱や電線、周囲の樹木などを伝わって猿が集落に侵入していると言われております。このため、村では昨年、この状況について、赤和地区の住民の方から御連絡をいただき、昨年の12月に、当時の赤和区長さんや地元猟友会員、電力会社の担当者と現地確認を行い、電力会社では猿が飛び移りそうな電柱や電線周囲の樹木の枝払いのほか、電柱や電柱を支える支線へ有刺鉄線を巻くなど、猿が登れないよう必要な処置をしていただいたところでもあります。

また、近年は住宅への侵入や人への威嚇、接触をする個体が発生しているとの情報が多数寄せられておりますことから、村では人的被害を未然に防止するため、特に目撃情報が多く、住宅への侵入が常態化しつつある高井地区の高杜神社周辺において地元の久保、赤和、荒井原区や村猟友会、須坂警察署の皆さんと協力して、今週末の11日に山迫いによる猿の駆除を実施することとしております。さらに、住民の皆さんからの情報を基に、猿のねぐらと思われる箇所や出没が多発している地域を重点に、捕獲おりの設置やパトロール、追い払い器具の貸出しなどの対策を講じているところでもあります。

しかしながら、これらの対策により有害獣の集落への侵入が全て防げるものではありませんので、今後とも村民の皆さんが安全で安心して生活が送れるよう、引き続き有害獣の被害や出没に関する情報収集に努めるとともに、猟友会の皆さんと協力して迅速かつ適切な対応に心がけてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、猿が侵入する電気柵の隙間の改善についてであります。本村では、熊やイノシシ、猿等の有害獣から農作物を守るため、猟友会の皆さんの御協力をいただいて、捕獲による駆除や国の補助事業を活用して恒久電気柵の整備を図るとともに、村の単独事業による農家等の皆さんが設置する簡易電気柵の整備に対する助成を行い、被害の発生防止に努めております。

また、村民の皆さんの御理解と御協力をいただく中で、平成12年から村内において電気柵の整備が始まり、現在では恒久電気柵が28km、簡易電気柵は11.4kmのほか、農家等の皆さんが設置した簡易電気柵は51kmで、これらを全て合わせますと約90kmの電気柵が整備されております。しかしながら、先ほども申し上げましたように、道路や河川、橋梁などの周辺については、今も電気柵の設置が物理的に困難で、実際に有害獣の侵入が確認されており、その対策に苦慮しているところであり

ますので、電気柵によって有害獣の侵入を全て防ぐことはできないものと考えております。

こうした状況の中で、議員御質問の二ツ石地区につきましては、県道大前須坂線の樋沢橋周辺や樋沢川沿いで猿の侵入が確認されたとの情報が寄せられておりますことから、近隣住民の皆さんのお話や御意見等をお聞きしながら、センサーカメラの設置により進入路を特定するなどして、さらに詳細な状況を調査した上で効果の上がる対策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

—————湯本辰雄議員。

**○8番（湯本辰雄議員）**

先ほどの質問の中で、赤和地区の電柵の近くに中電が電柱を立てたということで猿が侵入してしまっているという話ですが、それは以前からだというふうに思うんですが、今年になってもこの件については、役場のほうへ連絡したんだけど、対策を取ってくれていないという声も聞いておりますので、そのあたりをお聞きしたいと思いますし、もう一つ、この赤和地区ですが昨年度の市議会選挙のときに私も地域を回らせていただいたときに、それこそある方の屋根から屋根へ伝わって猿が飛び回っているという状態を見ました。そういうことで、大変赤和の皆さんといいますか地域の皆さんは困っているんだろうというふうに感じていたところであります。ですので、民家に入ろうとしている猿とか、住民に危害を及ぼすというようなことが本当に心配されているということ。もう一つ、去年は赤和地域では、通学の子どもにも猿が接近しているというようなこともあって、一時期ですけれども、登校時、通学途中まで父母が付き添ったということがあったそうです。また、今年になって、独り暮らしの御婦人の家庭ですけれども、玄関ドアに体当たりして、その御婦人を威嚇しているという事態まで発生しております。

そういうことで、今年7月頃、山口県で人がけがしたというニュースがありましたけれども、やっぱり当村でも人命への被害も心配される状態ですので、ぜひこの2点について、今現在どのようにお考えかということをお聞きしたいんですが。

**○議 長（西原澄夫議員）**

—————小淵産業振興課長。

**○産業振興課長（小淵義彦）**

2点お話があったかと、こんなふうに思います。再質問についてお答えさせていただきます。

まず、赤和地区の状況でございますが、過去に実施してきた部分と、今、これからどういう対策かということをお話を頂戴したわけですが、今現状で、センサーカメラによってやはり対策をしたにもかかわらずその部分からまた登ってくるというようなことがあるということも考えられますので、センサーカメラによって現場の確認をさせていただこうということでしております。

また、先ほども申し上げましたが、猿につきましては、威嚇、また住居侵入といわずらをする

ということで、近所の皆さん、また保護者の皆さんも大変危惧されているということで、人的な被害が予想されるということの中で、久保、赤和、荒井原の地域の皆さんはエリアということになりますけれども、山追いということで猿の駆除を実施させていただく予定をしておりますが、やはりこれに至るまでは、警察の皆さん、猟友会の皆さんという形でいろいろ意見をお聞きしながら安全対策を十分にしていこうということもする中で実施するわけですが、これは第1回目の試みということでございまして、今後荒井原区の関係の城山についてもそういった部分が危惧されるということで、子どもたちも通学するわけですので、そういったところも含めて視野に入れながら実施するという事も考えております。

また、二ツ石の関係については、議員おっしゃられるように、非常に恒久電柵と簡易電柵がちょうど切り替わる樋沢橋の部分もございまして、またあそこについては大きな木が橋のほうにかかっているようなところもございまして。そういう中で猿も行き来しやすいという状況が取れるかなとじていますので、その部分についてはできる中で枝払いも実施させていただきながら、その場所が間隙ということにならないような対策も含めて実施しておるところでございます。

いずれにしましても、人的な被害が起きないように、これからもしっかりと地域の皆さんと連携を図る中で情報提供をいただき、できる方策を進めてまいりたい、こんなふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○議長（西原澄夫議員）

———湯本辰雄議員。

#### ○8番（湯本辰雄議員）

ぜひそういうことも含めて取り組んでいただければということです。

そこで、再々質問をいたします。

村の猟友会の方から猿の捕獲おりのカタログを見せていただきました。これは、山梨県のあるメーカーの物なんですが、猿を群れごと捕獲できた実績があるということです。1か所で30頭の猿を捕獲するという事なんですが、縦横6mで高さが3.2mあると。それで、このおりの特徴、おりの中に餌を、これはどのおりもそうですが、餌を入れます。初め、はしごをかけて猿の出入りを自由にして餌づけをすると。それで、猿がおりの出入りに慣れてきたら、中のはしごを取り外しちゃうと。そうすると当然出られなくなるわけですが、という物だそうです。

おりの設置には、やや6m四方ですから広い場所が必要ですが、猿の出没するようなところですからこの設置にはそれほど問題ないだろうというふうに思います。近くの住民の皆さんの理解、猿も出入りしますから、住民の皆さんの理解を得て行えば大変有効なものではないかというふうに考えます。

早期に猟友会の皆さんと相談いただいて、こちらのおりも含めての取組を相談いただいて対処していただければ、今よりそれこそ一網打尽ということも可能ですので、考えていただきたいという

ふうに思います。

それで、おりの購入には、県からの補助金もあるんじゃないかと思ってもおりますので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

—————小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

ただいま、猿の一網打尽にできるようなおりというものの設置についてどうかというお話を頂戴したわけでございます。

過去にも奥山田地域においてそういった設置をした経過がございます。やはり維持管理と申しますか、餌くれと申しますか、そういった部分では大変地域の皆さんに御協力をいただいて実施したというような経過もございまして、ましてや猟友会の皆さんとの連携ということになりますので、議員おっしゃられるように、地域の皆さん、また猟友会の皆さんとの連携を図れる中で、そういった場所で実施できるようなところを見つけながら、その対策についても前向きに検討してまいりたい、こんなふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

—————湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

これから秋になって、果樹の収穫などがそれこそ盛んになってきます。村民の皆さんも日々不安の中に生活するというのは大変なところになりますので、ぜひ有効な手だてを講じていただくようお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

安倍元総理の国葬について質問いたします。

7月8日、安倍晋三元首相が参議院選挙の街頭演説中に銃撃され、死亡しました。選挙の応援演説中の政治家に対する襲撃は、加害者のいかなる動機にかかわらず、その行為自体が民主主義に対する重大な脅威であります。

ところが、7月14日、岸田首相は、今年の9月27日に安倍元首相の国葬を行うと突然発表し、7月27日には閣議決定をしました。これは民主主義の観点からも、また国民の思想、信条の自由の観点からも重大な懸念があります。

1、国家として安倍氏の政治を賛美、礼賛するとともに、内心の自由を侵害し、弔意の強制につながるものとなります。

2、そもそも国葬の法律がありません。1947年までの明治憲法下においては国葬令に基づき行われてきましたが、現憲法になって国葬令は憲法に不適合なものとして執行しており、国葬を行うこと、その経費全額を国費から支出することも、現在は法的根拠がありません。これで国葬を強行す

となれば、法治主義を破壊し、法の支配を人の支配に変えてしまう暴挙となります。法治国家を表号する我が国としては全く許せません。1967年に吉田茂元首相の国葬が実施され、翌年の国会答弁で、当時の大蔵大臣が「国葬の法的根拠はない」と答弁しており、1975年に佐藤栄作元首相が死亡した際には、国葬の実施が検討されたときも、法的根拠が明確でないとする当時の内閣法制局の見解等によって見送られた経過があります。

したがって、政府が経費を国費から支出して国葬という形の儀式を行うことは、法的根拠がない以上認められませんし、安倍元首相の政治の功罪は様々あり、国葬の賛否は現在拮抗しております。特に、最近になって国葬反対の世論が大きくなっています。

私は、以上により、このたびの安倍元首相の国葬に反対いたします。

そこで、3点について村長にお聞きします。

1、岸田内閣は、元総理安倍晋三氏の国葬を法律がないのに閣議決定のみで行おうとしております。民主主義的手続を踏まない国葬について、村長の考えをお聞きします。

2、政府は、今回の安倍元首相の国葬においては、国民に対し弔意の表明や黙禱等は求めないとしておりますが、1967年の吉田茂元首相の国葬では歌舞音曲を伴う行事は差し控えるとか、会社等では哀悼の意を表するように期待するなどが閣議決定され、テレビ、ラジオの娯楽番組が自粛させられたり、学校や職場で黙禱が事実上強要されたことが明らかになっています。死者に対する弔意はそれぞれの個人が自由に表名するものと思いますが、国葬となると、国家が国民に弔意を強制することになります。

3、7月に行われました安倍氏の家族葬において、各地の教育委員会では学校等への弔旗掲揚の通知が出されていたことが判明しています。このたびの安倍氏の国葬において本村の学校等への弔意の強制は、教育の中立性の観点からもあってはならないことと考えます。

以上、村長の考えをお聞きします。

#### ○議 長（西原澄夫議員）

———内山村長。

#### ○村 長（内山信行）

安倍元首相の国葬についてお答えいたします。

安倍晋三元首相は、7月8日午前11時30分頃、参議院選の街頭応援演説中だった奈良市の近鉄大和西大寺駅前で銃撃され、奈良県立医科大学附属病院にドクターヘリで搬送されましたが、同日の夕方に死亡が発表されました。

政府は、この事件を受け、7月22日の閣議で安倍元首相の国葬を9月27日に日本武道館で行うと発表し、現在準備が進められているところであります。

安倍元首相には、在任期間が憲政史上最長となる8年8か月にわたり政権を担われました。その御労苦に対し敬意を表するとともに、謹んで御冥福をお祈りするものであります。

そこでまず初めに、国葬の実施についてのお尋ねでございますが、政府は国葬の実施について国の儀式を内閣府の所掌とする内閣府設置法と実施日を定めた閣議決定を根拠として実施することができるという説明をしております。この件に関しましては、報道等により国民の間に様々な意見等があることは承知しておりますが、政府が決定したことでありますので、私の考えにつきましてはコメントを差し控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、弔意についてであります。先ほども申し上げましたとおり、安倍元首相には8年8か月にわたり政権を担われた御労苦に敬意を表するとともに、謹んでお悔やみを申し上げます。このような弔意につきましては、個人の考え方により表すものであり、憲法第12条の規定により、国民の権利として保障されているものと理解しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、弔意の強制についてであります。政府は、国葬の実施に際し国民に弔意を強制することはないとし、半旗の掲揚や黙禱による弔意表明の協力は求めないとの考えを示しております。

本村教育委員会におきましては、家族葬に際し半旗の掲揚など弔意を強制した経緯はなく、国葬の実施に際しても国の考えと同様に弔意の強制を行うことはないものと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

———湯本辰雄議員。

**○8番（湯本辰雄議員）**

ただいまの村長の答弁によりますと、村長個人のコメントは差し控えるという御答弁だったというふうに思います。

それで、学校等への強制はしないということで、ぜひそういうことでお願いしたいと思っております。再質問します。

今回の安倍氏の国葬については、政府は安倍元首相を国葬する理由について、ただいまの答弁でもありましたけれども、長い間の重責を担ったということとか、内外交で実績があったということなんです。やはりこれは死者に上下をつくるということになるだろうというふうに思うんです。憲法第14条に、今、村長からもありましたけれども、法の下に平等にどうなのかということになるんだと思います。

もう一つは、歴代の首相の中で、先ほどの初めにありました佐藤元首相とかいろいろニュースになってくる中曾根氏の問題とか、国葬をどうするという話があったときに、やはり法的根拠がないというのが従来の結果だったというふうに思うんです。ただ、なぜ今回は、安倍氏についてはその皆さんとどのくらいな差があって国葬になるのかというあたりが大変曖昧だというふうに思うんです。岸田首相からもそのあたりについての納得のいく説明はいまだにないというのが実態ではないかと思うんです。やはり人の生死に上下はあってはいけないというふうに思います。

もう一つ、安倍氏の評価をいうならば、アベノミクスの失敗、新型コロナ対策の失敗、安保法制を強行して憲法を無視と。森友・加計学園や桜を見る会の問題で明らかになりました権力の私物化、これらが今になって大きく捉えられているのではないかと思いますし、特に森友学園などの説明責任はいまだに明らかにならないで遠くへ行かれてしまったということがあると思います。

特に、最近では靈感商法や異常な献金問題などで大きな不祥事を起こしてきている統一教会にどっぷりつかり、統一教会の広告塔になってきたということが判明したということが今の内閣支持率とか国葬についての反対意見が多くなってきたという理由だと思います。

そういうことで、安倍氏について、国民無視、国会軽視の政治家の国葬など断じて許せないということで、改めて村長の御意見をお聞きしたいと思います。

**○議 長（西原澄夫議員）**

—————内山村長。

**○村 長（内山信行）**

国葬についての私の考えということで、再質問でありますけれども、まず、先ほど議員申し上げられていました今までの国葬については明治憲法下ですね。そして、最初に吉田 茂国葬と、このような説明。そして、その後の佐藤首相のときもそういう経緯については、承知はしているつもりです。しかし、先ほども申し上げましたように、今回の国葬につきましては歴代最長ということも踏まえて、そして内閣府設置法、組織内閣府だということで政府が決めるというふうなことで報道されていることは承知しています。

そういったことで、私のそれに対するコメントについては差し控えさせていただきたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

—————湯本辰雄議員。

**○8番（湯本辰雄議員）**

それでは、質問はいたしません、最近の報道ではこの国葬の費用が毎日変わりまして、初めは2億5,000万と言っておりますが、昨日の段階では16億5,000万というふうに、経費についても毎日日変わりするというのが常態ではないかと思いますし、警備費、外国からも来る賓客の皆さんの警備ということも含めると数十億円とか、以前は100億になるのではないかという話もありました。このような大金は、やはり今物価高で苦しむ国民に還元すべきものではないかというふうに私としては思いますので、このような国費で国葬を行うような無駄な公費支出、こちらのほうは私としては断じて許さないということで、この私の質問を終わりにしたいと思います。

**○議 長（西原澄夫議員）**

以上で湯本辰雄議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

換気及び水分補給等のため10分間休憩します。

会議は午前11時15分に再会したいと思います。

午前11時03分 休 憩

---

午前11時14分 再 開

○議 長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

————— 7 番 黒岩清道議員。

○7 番（黒岩清道議員）

通告に従い質問をいたします。私からは、大きく2つの質問をいたします。

1つ目は先ほどの湯本議員と重なる部分もあると思いますが、鳥獣被害対策についてお伺いいたします。

今年は、特に作物の動物による被害が各地で報告されています。私のうちも、正直二度ほど猿が来ました。そんな形で、熊、イノシシ、猿、カモシカ、タヌキ、ハクビシン、カラスなど様々な動物の被害があります。

特に、猿は知恵を持っています。この知恵を持っていることで、作物だけを食べてしまうというだけでなく、住宅に入る、また先ほどの湯本議員とも重なりますが、子どもが追いかける。そんな被害の話をお聞きします。

なぜ猿は知恵を持っているかということ、私たち人間の姿をしっかりと見ているんです。ネットを周りにかけた作物のところに家族がネットを持ち上げながら入ると、その姿を猿はまねして入ってきます。これは事実であります。特に、ここ2年、3年、猿の知恵は進化していると思います。私のうちも、正直お勝手まで猿が来ました。本当になぜかということ、人がやっている動作を全て見ているということでもあります。これは、動物が荒地や、また空き地、そういうところに雑草がそのまま生えていたり、電柵の周りがうまく枝が払われていなくて、やはり人間の環境と動物の環境の境界線が失われている、そういうところも特に感じます。その中で、逆に民家に近づいてきてしまうということが多々あるんだと思います。民家に近づかなければ、戸の開け方は猿は見えないと思うんですよ。相当遠くなら。そういうこともあります。

ですから、そういうことをやはり高山村でもいろんな被害がありますけれども、これを克服しなければならぬんじゃないかということも考えています。

また、高山では、電気柵、これは常設のもあり、簡易電柵もありますけれども、非常に多くやられています。この管理についても高齢化が進む地域も増えています。この問題、除草、また草刈り、そういった形のも非常に問題が出ていると思います。

そこで2つほど質問させていただきます。

先ほどの湯本議員とダブるところがありますが、今年の鳥獣害の被害、どんな形で報告があるのか。また、現在対策を進めている、またはこういうことをするという予定がありましたらそんなことも教えていただきたい。

2つ目。高齢化が進み、やはり電柵の管理や空き地、空き家、その周りの雑木、また除草の駆除、やはりそういうことができない、またはいろいろな工事現場の跡、完成したところの跡もやはり除草作業ができないと、こんなことが各地でやはり悩みの種になっていると思われま。鳥獣被害を防ぐ観点から、村としての対策または補助についてお聞かせください。

**○議 長（西原澄夫議員）**

—————小淵産業振興課長。

**○産業振興課長（小淵義彦）**

鳥獣被害対策についてお答えいたします。

村では、恒久電柵や簡易電柵によって有害鳥獣の侵入を防ぐとともに猟友会の皆さんに御協力をいただいて、個体数調整による駆除を実施しているところであります。しかしながら、有害鳥獣は餌を求めて電気柵のない場所や樹木等を伝わって侵入し、農作物に被害を与え、農家の皆さんの生産意欲を減退させるばかりでなく、荒廃農地を発生させる要因の一つとなっております。

そこで、まず初めに、今年の鳥獣被害の状況とその対策についてであります。村では、毎年、県に野生鳥獣による農作物の被害状況調査を報告しておりますが、この調査では、恒久電気柵の設置を始めた平成12年の農作物被害額は4,250万円であったものが、恒久電気柵の普及により平成23年には1,479万円と2,771万円減少しており、その後、農家等の皆さんの個人で簡易電気柵を設置していただいた結果、平成30年には485万円まで減少し、さらに令和3年度では472万円と下げ止まりの状況が続いております。

そこで、議員お尋ねの今年の状況につきましては、現在、被害額の調査期間中ではありますが、8月末時点において村民の皆さんからお寄せいただいた情報では、熊の出没件数が過去12年間で3番目に低いことに加え、駆除頭数は年平均4頭であったものが今年には既に5頭駆除しておりますことから、被害額は昨年に比べて減少しているものと思われま。

一方、猿につきましては、今年寄せられた情報の中で最も多く、特に高井地区では廃屋などを中心に被害の発生が常態化し、人家等に入り込んだり、人に対して威嚇や接触する個体が増えているなど危機的な状況にありますことから、早急に対策が必要であると考えております。

このため、対策の一つとして、まずは有害鳥獣の侵入を防ぐために簡易電気柵のさらなる普及を図るべく、農家の皆さんなどが設置する経費に対して2分の1の助成を行うとともに、本年度は、集落で管理していただいております恒久電気柵の維持管理経費に対する支援を1km当たりこれまでの2万円から3万円に増額いたしました。

また、電気柵をかいくぐり侵入する有害鳥獣につきましては、猟友会の御協力により、パトロー

ルの強化や積極的な駆除に御尽力いただくとともに、早急な対応が求められている猿については、先ほど、湯本議員の御質問にお答えしましたとおり、地元関係者や猟友会、須坂警察署などと協力して今週末の11日に山追いによる駆除を実施することとしております。

このように、有害鳥獣による対応は様々であります。村民の皆様には情報提供や有害鳥獣を寄せつけない環境づくりに御協力いただくとともに、村といたしましては侵入防止対策と積極的な駆除及び対策経費への支援などにより有害鳥獣被害の防止に努めてまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

次に、電気柵や空き家、公共施設等の雑木や雑草対策についてであります。電気柵につきましては、農作物の被害防止のみならず村民の皆さんが日々安心して生活する上でも大変重要な役割を持つ施設であります。そのようなことから、これまで電気柵は農作物被害を防止する観点から設置されている地域やそこで農業生産活動を行う耕作組合等の皆さんが共同で日々の点検や除草作業等を行っていただくとともに、電気柵の維持管理に要する経費を、原則関係する地域で御負担いただいております。しかしながら、近年は維持管理をしていただいている皆さんの高齢化や人口減少が進む中で、除草作業や維持管理経費の負担が重くのしかかっている地域が増えております。このため、村では、令和元年度に電気柵の延長に応じて1 km当たり2万円を交付する高山村電気柵維持管理交付金制度を創設し、さらに本年度からは1万円増額し、3万円にして各地域の負担軽減を図っておりますので、この維持管理交付金を有効に活用いただきますようお願いいたします。

また、村内に点在する空き家や空き地、公共施設用地などにおいて、雑木や雑草が繁茂している状況は、村が誇る美しい景観を損ねるばかりか、有害鳥獣のすみかとなり、農作物被害や生活環境の悪化につながるおそれがありますことから、適切な管理をしていただく必要があると考えております。このため、村では村民の皆さんから寄せられた情報の中で管理のされていない空き家や空き地などについては、担当課がその都度、所有者等へ連絡して対応に努めております。

また、公共施設につきましては、村や県、国などそれぞれの所管が異なるため、各担当部署が所管先と調整して対応を図っております。

今後も引き続き、雑木や雑草の繁茂が要因となり、有害鳥獣による農作物被害や景観の悪化、事故等が発生しないよう、今後とも関係者や関係機関、関係団体などと調整を図りながら適切な維持管理に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————黒岩清道議員。

○7番（黒岩清道議員）

今日も朝、樋沢橋のところで、木を枝切りをしていただけていました。本当にやっていただいていることは事実ですが、やはり手が回り切らないというところもたくさんあると思います。

そこで、いろいろな面を検討する会を開いていただきたいと思います。再質問させていただきます。

す。

鳥獣に関しては猿だけでなく、電柵に関しては、本当に熊とかイノシシ、そういうところには強いんですが、常設の電気柵は作り方も設置の仕方も電源も全部違うんですね。これも地域によっては2種類入っていたりとかします。よく常設の網ネットの巻き込み、これも非常に短いと。土に入っているのが30cm、50cm、地区によると1m入っています。これが長いか長くないかで、イノシシとか熊が下を潜ってしまう。それで、今、いろんな形で皆さんやっていたりしますが、地区によれば業者に頼んだりとしますけれども、除草剤をまいたり、また草刈りをしたりというのが非常に短いんです。正直なところ、30cm、40cmぐらいしかやっていないところもあるんです。実際にはもっと広くやらないと飛び越えてしまう。また、除草剤を多く使うと、しっかり設置した電気柵が土壌が弱くなって倒れてしまう。こういう問題も当然あるんです。

ただ、人件費の問題、やはり高齢化の問題、なかなか手が回らないというのは事実であります。こういうところも、やはりこういう形でやったほうがいいよと。また、この地区ではこういうところがもっとこういう形で地区でやっていただけないかと。また、地区でいろいろ話があったときには、それをやはり役場で吸い上げて皆さんに講習をするなど、正直なところ、電気柵を造ってからもう十何年たっていますので、私がもう当然やり始めたときに聞いたんですが、除草剤は絶対やっちゃいけないと言われたんです。でも、今は除草剤が主ですね。やはり、そういう形で状況が変わっている。でも、変わっていたらどう対応するんだということをやはり地区の担当者とかそういうのを集めて講習をしていただきたい。こういうことをやっていただくことが大切じゃないかと思えます。

また、熊の問題では、電気、音を立てるものが非常に有効なのか。私が感じるには、熊、イノシシでは音に関しては非常に有効ですが、猿は駄目ですね。猿に関しては、やはり10mとか離れて爆竹を鳴らしても何やっているというような程度の猿の態度です。やはり猿に関しては、電柵を超えてこないような、そういうこともやはりやらなきゃならないと思いますので、そういうものを情報発信したり、また地域と連携するような研修会、そういうものも開いてもらったほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○議長（西原澄夫議員）

———小渕産業振興課長。

#### ○産業振興課長（小渕義彦）

御質問は1点かと思えます。

再質問に対してお答えいたします。

講習会というようなことで、開くことによって地域の皆さんの情報共有といいますか、いろんな部分で必要ではないかというようなお話の部分だと思います。

今、お話しいただいていました関係については、村としても十何年も前になりますが、電柵設置

当時、当然維持管理の関係においては共通の話題といたしますか、やり方をもって実施していただくということで講習会を開いてきた経過がございます。

最近においては、コロナ禍の中でこの講習会もできないままになってきているという状況があるものですから、そこも御理解いただく中で、しかしながら、議員おっしゃるように、非常に講習会というものは大切なものだとして認識しております。最近、こういった講習会も開催できなかったということでもありますけれども、議員おっしゃられますように、自治区においてもそれぞれ維持管理の仕方といたしますか、個性を持ってやっていたらっしゃるとか、こういった対策をしたことによって熊がおりの下から入り込まない、猿が上から電柵を伝わって侵入しないと、いろんなケースで先駆的にやっていたらっしゃる自治区もあると思います。そういった情報をあらかじめそういう講習会の中で共有して、それぞれの地域の中でそれを踏まえて対策をしていただくということによって、余分なお金もかからず、経費が安い中で、御協力いただいた中で効果がより上がると。ましてやこれだけの延長がございますので、地域の連携がなければ有害獣がどこから侵入するか分からないと、こうなりますので、非常に大事だと思っております。

今後においてでございますけれども、こういった講習会をぜひ開かせていただいて、それぞれの地域の皆さんの区長さんでありましたり耕作組合の団体が維持管理をされております。そういう皆さんに呼びかけをいたしましてこれまでの関係の部分で対策をお聞きするという機会を設けながら現場において説明会を開くなどして、ぜひこの講習会を開いてまいりたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————黒岩清道議員。

○7番（黒岩清道議員）

本当に講習会は必要だと思いますし、また、いろんなところで各地区からの情報とかいろんなものを、またそういうのをまとめたパンフレットとか資料をお渡しすることも必要だと思います。

私のうちでは猿が玄関から入ってきますので、いちいち鍵をかけると家族全員鍵を持って外に出なきゃならないので、それはできないということでマグネットを使っています。マグネットである程度の力をやらないと開かないという形を取っていたり、また、人によれば猟友会の方々のベスト、あれを見ると猿は逃げていくんじゃないかということも言われています。また、そういうのも貸出しとかそういうのも一つ必要かなど。また、これは課が違うと思っておりますけれども、電柵と電柵の間に、やっぱり県道が走っていたり村道が走っていたりありますけれども、そういうところに私も10年ぐらい前から言っていたんですが、本当にいいのか分かりません。よく牛がここをグレーチングをやっておくとそれ以上には行かないという話を聞きます。通常のグレーチングと違って爪が引っかかる、そうすると、イノシシとかそういうのはそれ以上行かないという話を聞きますので、逆にそういうこともいろいろ課をまたいで検討していただくことが大切だと思いますので、今後とも

よろしくお願ひいたします。

では、1つ目の質問は終わります。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、子どもの居場所づくりについて伺います。

いまだに収束が見えないコロナ禍により、産業や観光が本当に大きなダメージを受けました。地域の仕組みも大きく変わりました。特に家庭環境も大きく変わったと思います。その中で、特に子どもたちの心や体に大きな影響が出ているのではないかと思います。それは小学生だけじゃなく中学生、高校生、本当に心が病んでいるのではないのでしょうか。学校に行けない、クラスに行けない、授業についていけない、家庭に帰っても独りである、その結果、長時間スマホやゲームに逃げたしまう。多種多様なストレスが子どもたちを襲っているのではないのでしょうか。

先月の8月20日、衝撃的な事件がありましたよね。中学生がお母さんをあやめるために、本当にできるか通行人の親子に刃物で襲いかかった。本当に子どもたちはストレスがいろいろたまっていると思います。1つのストレスじゃなく、いろんなものだと思います。

今、小学生も中学生も、特に中学生や高校生は何かやろうと思うと、駄目、それは無理です。駄目という言葉が非常に飛びかっていたのではないのでしょうか。犠牲になったのは、もしかしたら子どもたちではないのでしょうか。本当に健常者だけじゃなく障がい者も分け隔てなく、このすばらしい高山村の子どもたちを地域の人たちが支える、そういうことをもうしなければいけない時代になっていると感じます。

そこで、3つほど質問をさせていただきます。

現在、小学生の放課後の居場所という形で児童クラブ、これは小学校3年生まで。また、聖徳の学童保育は6年生までということになっていますが、子どもたちの数も減ってきたところもありますけれども、今後学年を変更する、またそういうことを検討するということが必要になるとと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目。小学生だけじゃなく、中学生も高校生も本当に居場所が必要なのです。子どもたちがいる場所、これは正直、コミュニケーションを取ったり、一番大切ですよね。机に向かっているだけで子どもたちはいいというものではないです。本当に、コミュニケーションを取るためにいろいろな形で子どもたちは感じていくわけです。その中で、子どもたちを支える組織的またはそういう支える場所、そういう場所が必要なときではないのでしょうか。地域の誰もが集まれる、子どもたちを支える場所、それは公民館でもあるかもしれません。また、例えば学校の空き教室または空き家を開放するなど、村としてどう考えていくのか。一番考えなきゃいけないときではないかと思いますので、その質問をいたします。

3つ目。3つ目はちょっと角度が違いますが、小学生のバス通学、帰宅時に小学校前で乗る子どもたちは学校でやはり時間調整もできますし、ちゃんと乗ったかなというのも学校でもチェック

することはできます。ですが、奥山田の子どもたちは、チャオルの前で待っています。そうすると、学校からチャオルまで歩いていくんですが、やはり今年のように非常に暑いとき、または雨のとき。時間的に、腕時計など持っていません、チャオルに着いたときにはもうバスが行ってしまった、そういうことが何回もあるという話を聞きます。そのときに、チャオルの中にはバス停というか待合室があるんですが、ちょっと小さいです。屋根のついている外にそういう設備をつけていただくことも非常に大切だと思います。

それより、逆に奥山田の子どもたちに小学校前から乗れるように補助をしていただくことがよろしいのではないかと思いますので、いかがか御意見をお伺いします。

#### ○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

#### ○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

子どもの居場所についてお答えいたします。

国では、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、子どもの年齢及び発達の程度に応じその意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、子ども及び子ども家庭の福祉の増進及び保健の向上、その他の子どもの健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援並びに子どもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とするこども家庭庁を令和5年4月1日から設置することとしております。

こども政策をさらに強力に進めていくため、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考え、「こどもまんなか社会」の実現を目指す業務の一つとして、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実や放課後児童クラブ、青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所づくりなどが掲げられております。

そこで、小学生の居場所として児童クラブの受入れの学年変更などについてのお尋ねであります。村内の児童クラブは2か所で、平成15年4月から高井コミュニティーセンターにおいて開始し、平成16年11月からは高山小学校敷地内に移設し、小学校1年生から3年生を対象として事業運営している村直営の児童クラブと、昭和51年から小学校1年生から6年生を対象として長きにわたり運営されている民間事業者の学童聖徳園があります。本年8月1日現在、村児童クラブが57人で、学童聖徳園が58人の合計115人の児童が利用しております。

受入れ学年の経緯につきましては、平成16年度に村と学童聖徳園とで、平成17年度以降の利用料や受入れ体制等を協議し、小学校との立地条件や通所距離、利用定数や経路、安全面や学童聖徳園への運営に対する影響等を総合的に検討する中で、現在の区分とさせていただきました。

このようなことから、小学生の放課後の居場所として引き続き学童聖徳園にも役割を担っていただきたいことから、村営の児童クラブの受入れ学年の変更につきましては、現時点では難しいと考

えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、中学生や高校生の居場所として学校の空き教室や空き家を開放するなどの考えについてのお尋ねであります。放課後や休日の中学生や高校生の居場所としては、公民館図書室において、学習や読書の時間として利用されていることと思います。

議員御提案の学校の空き教室や空き家を開放することにつきましては、施設管理者との調整や居場所としての運営体制や経費など課題が大変多くあるものと考えております。したがって、現時点におきましては、具体的に判断することは難しいと考えております。

しかしながら、教育委員会といたしましては、子どもの居場所づくりは大きな課題ではありますが、必要性は感じており、今後、子ども・子育て支援事業を進めていく上で、御意見をお聞きしながら研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、チャオルの外に屋根つきのバス停の設置についてのお尋ねであります。高山村保健福祉総合センター、チャオルのバス停でバスに乗車される皆さんがバスをお待ちいただく際に御利用いただくため、現在、チャオルバス停には木製のベンチを設置させていただいております。奥山田地区の小学校児童は4月から11月まで、小学校2年生から6年生までは自宅の最寄りのバス停からチャオルまでバスを利用して通学するため、チャオルから小学校までは徒歩で移動することとなります。また、他の期間は自宅の最寄りのバス停から小学校前までバスを利用することとなります。

そこで、屋根つきのバス停が必要との御提案でございますが、既にチャオル施設の玄関ホール付近には、公衆電話を設置したバス待合所や玄関ホールに木製ベンチを設置しており、施設内からバスが到着する状況が確認できますので、必要に応じて施設内でお待ちいただけると考えておりますので、現時点におきましては屋根つきのバス停は設置しないこととしております。なお、外でバスをお待ちいただいている場合には、状況によって施設内でお待ちいただくよう職員から声をかけさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

また、小学校前までの通学補助の延長についてのお尋ねであります。村では、村内の小中学校に通う通学距離が片道4kmを超える小学生児童、片道6kmを超える中学生生徒並びに徒歩での通学が危険であると認められる地区から通学する児童生徒を対象に通学費補助交付要綱に基づき、定期バスの乗車に要する費用を補助しております。

議員御提案の通学補助の対象距離の見直しについてであります。通学距離が、小学生では4km以下、中学生では5km以下の地区の児童生徒については、なるべく徒歩による通学を指導しております。そのため、通学補助の基準の見直しに当たりましては、距離など基準となる条件の調整が難しいと思われることから、通学区間の延長につきましては難しいと思っております。今後、地域の交通事情や道路改良による環境の変化、地域公共交通計画の見直し、通学時の安全の確保などを注視するとともに御意見をお聞きしながら研究させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

———黒岩清道議員。

○7番（黒岩清道議員）

3点に関して、非常に難しいまたは現時点では、こういうことが言われていました。

致し方ない例もあるのかもしれませんが、児童クラブについて、また、これは子どもが減ってきた場合にはまた協議をしていくということでしたので、お願いいたします。

また、チャオルの外に屋根があるというのは、正直、今年みたいな暑いときに日差しがきついと。中に入ってくださいということは、職員が気にかけてくれたときはそうかもしれませんが、何もないうときには、なかなか中に子どもとしては入れないというのも実情ですので、この辺は今後検討していただきたい。課が違いますので、またそれはお願いいたします。

小学校の補助に関しても、キロメートルが決まっているというのは、この間ですぐ変えることはできないとは思いますが、これは正直なところ、公共交通のことも一緒に考えないとできないことかもしれません。そういうことも踏まえて、今後、そちらのほうも検討してもらおうと思うので、ともに検討していただければありがたいなと思っております。

また、2番目にあった小学校だけじゃなく中学生、高校生の居場所ということで、これは本当になかなか空き家とかそういう教室は開放できないというのは分かりますが、ここ3年ぐらいは中学校、小学校の先生方は研修には行っていませんが、その前、3年、4年ぐらい上越のほうに行っていますよね。そのときには、クラスが減ってきたので空き教室は完全に地域のボランティアの人の部屋で、学校内からも行ける、外からもその人たちが鍵を開けて入ってこられる、そういう場所もありました。また、わざわざプレハブを建てて、近くの大学生が小学校、中学校の子どもたちの宿題を見てくれる、そういう場所をわざわざ中庭に造ったというところもあります。そういうことを見たときに、やはり当時の先生方も「いいね」と言ってくれたんですが、なかなかそれを一歩踏み出すことができないのもちょっと我が村のまずいところかなと思います。これは検討するとか、また来年に向けていろいろやっていただきたいんですが、課をまたいででも、またそういうこともやはりもう一度検討していただくように、時間がありませんので再質問はしませんので、お願いして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（西原澄夫議員）

以上で黒岩清道議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

これより本休憩とします。

会議は午後1時から再開いたします。

午前11時53分 休 憩

午後1時00分 再開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

それでは、4項目お願いします。

最初に、学校給食について質問します。

生活必需品の値上げが加速をしております。帝国データバンクの調査では、食品の値上げは8月に2,431品目に上り、2022年1月以降、単月で初めて2,000品目を超えました。9月以降の値上げ予定は8,043品目、うち9月1,661品目、10月6,305品目に達します。地元新聞の報道では、年内に値上げしたか、値上げを予定する食品は2万56品目に上るとされております。

ここでは9月は2,424品目、10月は6,532品目といたします。報道媒体により若干の差がありますが、いずれにしても食品値上げは年内に2万品目を超え、平均値上げ率は14%になる見通しということです。帝国データバンクは、年初に値上げを実施した食品類を中心として、円安を理由とした再値上げ、再々値上げが秋以降に集中しており、全体の値上げ品目数を大幅に押し上げる要因となっていると、このように指摘をしております。

食料品のみならず、ガソリン、電気料金など、物価高騰が続いていますが、この原因は新型コロナとウクライナ侵略だけではありません。日銀による異次元の金融緩和による異常円安が起きていることです。これはアベノミクスが招いた失政と言えます。

さて、こうした食料品の値上げは少なからず学校給食の材料調達にも影響を与えていると思います。今、給食費改定の動きは聞いておりませんが、他の自治体では、食事の質を落とさないために改定する自治体もありますし、値上げ分は補填するということもあります。本村において、食品の値上げは学校給食にどのように影響しているのでしょうか、答弁をお願いいたします。

次に、文科省は4月28日、都道府県教育長などに初等中等教育局長名で、コロナ禍における原油価格物価高騰総合緊急対策についてという文書を送っております。その中では簡潔にいいますと、学校給食を実施する学校設置者つまり村は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充により創設されるコロナ禍における原油価格物価高騰分対応分を活用し、保護者負担の軽減に向けた取組を進めてほしいというものです。このまま物価高騰が続けば、来年度の給食費の価格改定は避けられないのではないかと思います。

こうした場合、この文科省通達の精神を尊重し、保護者負担を増加させない施策を求めるものです。もちろん私どもは、これまでも求めているように無料化が望ましいと考えていますが、少なくともこれ以上の保護者負担増にならないよう求めるものです。答弁をお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

## ○村 長（内山信行）

学校給食についてお答えいたします。

本村の学校給食における原材料につきましては、栄養教諭が子どもたちの栄養バランスを考えて作成する給食献立に基づいて、材料の品目ごとに必要数量が計算され、発注しております。

価格については、主食となる米はJAと、小麦粉が原料となるパンや麺は、公益財団法人長野県学校給食会とそれぞれ売買契約を結んでおり、牛乳につきましては、長野県学校給食供給基準に基づき、販売業者と契約を結んでおります。

また、おかずや調味料などについては、毎年4月と10月の半年ごとに納入実績がある業者から品目ごとの単価を学校給食用物資見積りとして提出いただき、県内産など地域の食材を利用できるよう考慮し、価格を決定しております。

さらに、野菜につきましては、村内生産者の皆さんなど学校給食食材供給組織にお願いし、できるだけ村内で作付けされたものを納入していただき利用できるよう調整させていただいております。

そこで、物価高騰による学校給食への影響についてのお尋ねではありますが、現時点におきましては、年間契約している米、パンや麺、牛乳については、現状の価格で納入していただくこととしておりますが、今後、価格を維持していくことは大変厳しいとのことで、次年度に向けて、価格の値上げは避けられない状況になるものと思われまます。

また、おかずや調味料については、半年ごとの単価の見直しを行うこととしておりますので、10月からの切替えに向けて事務手続を進めており、値上がりなど価格の変動が懸念されるところであります。

さらに、価格だけでなく、材料の安定供給の面からも、契約業者の皆さんと情報を共有しながら、材料の不足などによる献立の変更にならないよう情勢を注視してまいりたいと考えております。

次に、物価高騰による給食費の改定が見込まれる場合の保護者負担の増加にならない施策についてのお尋ねではありますが、本年4月、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて、長野県教育委員会事務局保健厚生課長を通じて本村に通知がされ、交付金の活用が可能な事業例として、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減が示されました。

本村における交付金の活用につきましては、物価高騰に伴う学校給食材料費への価格上昇額が具体的に見込めなかったことから、当初計画には計上はしておりません。

次年度以降に向けて、給食材料費の値上がりが避けられない状況にあることが予想されることから、何らかの施策を講じていく必要があると思っておりますが、食材料費の価格動向は先行きが不透明な状況でありますので、次年度の給食費の見直しについては慎重に判断していかなければならないものと考えております。また、学校給食費の改定が見込まれる場合には、保護者の皆さんへの影響も

考慮する中で、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

—————山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

再質問します。

今、村長から答弁がありました。検討していきたいということで、もし仮に値上げになった場合についても、それは村で持つんだという言明はされなかった。このことは非常に残念であります。

学校給食をめぐるのは佐久地方で無料化は進んでおります。11自治体のうち8自治体が無料化となっております。もちろん今年度いっぱい終了する自治体の中にはあります。あるいは、この9月までの予定だったけれども継続するんだと、こういう自治体もあります。今、無料化している自治体は、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、北相木村、軽井沢町、御代田町です。長野県内では、このほかにも上小では長和町、青木村、あるいは上伊那では箕輪町、中信では生坂、山形村と二十余りに上っております。

内山村長も選挙公約で、段階的に無料化と約束をされております。食料品を含め物価高騰が続いている今こそ、学校給食の無料化に踏み切るべきではありませんか。いかがですか。答弁をお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

学校給食の無料化という再質問に対しまして答弁を申し上げたいと思います。

以前にも議員からいろいろ御質問されまして、子育て支援の一環として、給食費について総合的に判断をしていると、このように申し上げ、またなかなか御理解いただけない面もありますけれども、そういった点で、いろんな面で考え検討していかなくちゃならないと、このように考えております。

そういった点で、物価高騰につきましては、先ほどどのように影響するかについては、令和4年度については十分検討してまいりたいと、こういうふうに考えておりますけれども。次年度以降につきましては、また保護者の皆さんとも十分御相談、御理解いただきながら進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

この学校給食の問題について、次年度以降、保護者の皆さんの理解云々というお話もありました

けれども、もう既に幾つかの市町村は今年度分について値上がり分をカバーするということを実施しております。最近でも、飯山では小学生10円、中学生は15円、あるいは小布施町も食材の値上がり分は補助するんだと、こういう姿勢です。山ノ内は1食当たり17円、木島平は値上げしないよう200万円の予算を組んだと、こういうことであります。

私は、今、村長から値上げ分、もし仮に値上げをせざるを得ない状況になったときに、値上げ分はカバーするんだということを言明されなかったことは非常に残念であります。保護者負担の増加にならないそうしたことを求めておきたいと思えます。

次、2項目めの医療費無料化について質問をいたします。

子どもの医療費無料化は、子どもさんが病気になった際、保護者の皆さんが医療費の心配をすることなく、安心して医療機関を受診できるようにというのが趣旨で、年齢が大きく広がってきたものです。今では多くの市町村が18歳までとなっています。この年齢を引き上げることにについて、私自身もこの年齢引上げを強く求め関わってきたこと、そして、引上げへの役割を果たしてきたという自負もあります。これまで私たちも、そして同僚議員からもこの無料化で問題なのが1レセプト500円の手数料で、無料ではない、撤廃をの声が上がってきました。今年になって上伊那地区では、先行していた飯島町、中川村、宮田村に続き、箕輪町、南箕輪村、辰野町、伊那市、駒ヶ根市が8月1日から1レセプト500円の負担を撤廃いたしました。上伊那地域全体が完全無料化となったわけです。こうした上伊那地域の動き、在り方について、どのように受け止めておられるでしょうか。そして、1レセプト500円の負担を撤廃することを求めますがいかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

医療費無料化についてお答えいたします。

村では、令和2年3月に策定いたしました高山村総合戦略の中で、4項目からなる基本目標の1つに「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」とした目標に向かって、子育てしやすい環境の充実と子育て世帯への経済的支援の充実努めているところであります。

これまで本村では、子育て世帯への経済的支援の1つとして、18歳までの子どもさんを対象に、かかった医療費の自己負担分を福祉医療費として給付する中で、1レセプト当たり500円を受給者の皆様に負担していただいております。

この受給者負担金の考え方につきましては、既に議員もご承知のとおり、平成13年に県と市町村が共同設置した福祉医療制度のあり方検討委員会の提言に沿って創設されたもので、この制度を持続可能なものにするため、県、市町村、受給者の三者が共に支え合うという制度の趣旨の下、令和4年4月時点で、県内の全77市町村のうち、本村を含む86%に当たる66市町村が受給者負担金制度

を導入している状況でございます。

そこで、上伊那地域の在り方についてどう受け止めているかとお尋ねでございますが、議員お話のとおり、上伊那地域では、従来から実施している飯島町、中川村、宮田村に続き、本年8月から伊那市を始めとした全域の2市2町1村が新たに子どもさんの医療費を完全無料化したことは承知のところでございます。

一方、本村を含む長野地域の9市町村では、子ども医療費を完全無料化としている自治体はなく、それぞれの自治体の実情に応じて1レセプト300円もしくは500円の受給者負担をお願いしているところであります。

そのようなことから、上伊那地域の在り方に対してコメントする立場にありませんが、この制度はそれぞれの自治体の実情に応じて対応すべきであると考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、1レセプト500円の負担は廃止すべきではないかとお尋ねであります。先ほども申し上げました福祉医療制度のあり方検討委員会は、必要に応じて設置検討され、平成13年に続き、平成18年と平成20年にも一部負担金の在り方について検討がなされてきて、現在に至っております。

したがって、県、市町村、受給者の三者が、共に支え合う制度は定着しているものと考えておりますが、上伊那地域を含め17市町村では18歳までの子どもさんを対象に医療費を無料化されております。

しかしながら、本村を含む60市町村では、乳幼児医療費を完全無料化しておりませんが、子育て支援は本村にとって最重要課題の1つでありますことから、500円の一部負担金については、今後慎重に検討し判断してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————山寄秀治議員。

**○10番（山寄秀治議員）**

村のお考えは重々承知をしております。3月議会でも同僚議員の質問で、福祉サービスの受益と負担の関係を明確にし、共に制度を支え合う一員であることを自覚していただくため、医療費の一部を負担することが適当であるという、あり方検討委員会の提言を踏まえてのことだと。

そして、今、村長も言われたように、県、市町村、受益者の三者で共に支え合う制度で趣旨は定着していると、これが今日も言われましたけれども、従来から述べられている村の見解ですが、私はこの考えはもう破綻している、成り立たなくなっているのではないかと思います。

既に、郡全体が500円の負担を撤廃した上伊那地域、さらには少なくない自治体が1レセプト500円の手数料を撤廃しているわけです。こうした自治体は、受益者の一部負担がなくとも制度を維持しているわけです。ですから、村が従来から述べられている県、市町村、受益者の三者で共に支え合う制度だという理論は見解は破綻していると言えるのではないのでしょうか。

繰り返しますが、上伊那地域やあるいはほかの市町村、先ほど村長も17と言われましたが、そこでは県と市町村、受益者の三者で共に支え合う、受益者の負担がなくても、この制度は成り立っているわけです。

ですから、私はこうした村の従来から述べられている見解は破綻していると思います。

今後、慎重に検討し、判断ということを述べられましたが、私は上伊那郡地域の動きに倣い、本村もいち早く完全無料化、1レセプト500円の手数料を廃止してほしいと思いますが、再度答弁をお願いします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

—————内山村長。

**○村 長（内山信行）**

その制度のあり方検討委員会についての、破綻している、このように議員が申されていますけれども、これについてはまだ存在しているというふうに認識しておりますけれども。

先ほど申し上げましたように、子育て支援策の一環として最も重要課題と、このように医療費も考えておりますので、その辺を考えながら慎重に判断してまいりたいと先ほども申し上げましたけれども、そういうことをご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

—————山寄秀治議員。

**○10番（山寄秀治議員）**

私は理解できませんので、ぜひ無料化に踏み切っていただきたい。

3点目、带状疱疹ワクチン接種の補助について質問します。

带状疱疹は、80歳に到達前に約3分の1の方が発症すると、このようにいわれております。带状疱疹ウイルスによる皮膚疾患ですが、御存じのように带状疱疹は体の片側の一部にぴりぴりとした痛みが現れ、赤い発疹が出る病気で、大人の90%以上がかかる可能性がある病気ということです。

体の中に潜んでいたヘルペスウイルスの1種、水痘带状疱疹ウイルスによって起こります。水疱瘡にかかったことのある人なら誰でも带状疱疹になる可能性があるものです。そして、50歳以上で発症した人の18%は、皮膚症状が治癒した後も痛みが続く带状疱疹神経痛になるといわれております。

発症や重症化を予防するのに効果があるのが带状疱疹ワクチンです。2020年にこれまでの生ワクチンと違う不活化ワクチン、シングリックスが発売となりました。シングリックスワクチンは2か月間隔で筋肉内に2回接種する不活化ワクチンです。従来の生ワクチンよりも予防効果が高いということです。発症予防効果は50歳以上で97.2%、70歳以上で91.3%から97.9%、神経痛予防効果は88.8%といます。対象者は50歳以上となりますが、接種費用が高いのが難点といえ、2万円から3万円の2回接種となります。

こうしたことから、最近、この接種補助を行う自治体が出てきております。愛知県の蒲郡市では1万円の2回補助を実施しております。本村でもこうした補助制度が必要かと思えます。補助制度設置を求めますがいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（西原澄夫議員）

—————堀健康福祉課長。

○健康福祉課長（堀 一生）

带状疱疹ワクチン接種の補助についてお答えいたします。

带状疱疹は、水疱瘡と同じウイルスで起こる皮膚の病気であり、日本人成人者の90%以上は、带状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜伏し、過労やストレスなどで免疫力が低下するとウイルスが活性化することで带状疱疹を発症し、特に50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症するといわれております。

このため、ワクチン接種は、带状疱疹を始め、多くの疾患において事前に予防接種を行うことで、感染症の発症を予防するとともに、蔓延を防ぐことにより、国民の命と健康を守る重要な対策の一つとされております。

また、予防接種には主に定期接種と任意接種の2種類があり、定期接種のワクチンで予防できる疾患は感染力が強く、発症した場合の健康被害が拡大することから、社会や集団で予防する必要があるため、国が接種を勧奨し、地方自治体において接種を行うことから費用の全額または一部を公費としております。

一方、任意接種のワクチンは、接種しておいたほうがよいと個人が判断したときに接種するため、接種に係る費用は個人負担をしていただくこととされております。

そこで、本村でも接種補助をすべきではないかとのお尋ねではありますが、現在、带状疱疹ワクチンは、任意接種に位置づけられておりますことから、現時点での接種補助は考えておりませんが、現在、国では厚生科学審議会において、带状疱疹の発症頻度やワクチン効果の持続性等を考慮し、接種に最適な対象年齢と期待される効果や安全性など、定期接種化に向けての検討が進められておりますことなどから、村といたしましては、国の動向を注視するとともに、今後、定期接種化された際には、村民の皆様の命と健康を守るため、速やかに実施してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

私も当初は正直、率直に言って接種費用が高いので希望があるかなという疑問を持ちました。先日、私も持病がありまして医療機関を受診いたしました。その際、ある方が带状疱疹ワクチン2回目お願いしますと、このように窓口で述べられていて、これを見て少しでも接種費用が軽減されれ

ば希望者が増え、予防効果が上がるなという感じは持ちました。最近、医療機関や薬局にも啓発のポスターが掲示をされていて、今後、一層関心が高まっていくものと、このように思います。

確かに今、任意接種で保険も利きませんから、非常に高額です。しかし、多くの人たちがこの带状疱疹にかかる可能性があります。私も2回带状疱疹にかかりました。その痛み、あるいはかゆみとといいますか、それは本当に切ないものです。私は幸いにも神経痛があとに残らなくて、今は何もないわけですが、かかった人の約2割、18%の方にその神経痛が残るということですから、そうした点ではこのシングリックスワクチンというものの効果が非常に期待できるというふうに思っております。

確かに国の審査会等で、これが勧奨接種とといいますか、そういうものになれば費用も安く済みまし、村の負担も少なくなるわけですが、それまでの間でも希望者がいる限り、やっぱり村も接種を希望する方に低額で受けてもらって、病気の発症を抑えていくということは大事なことだと思いますが、国の動向を見ているだけでなく、もう率先して、希望者がどのぐらいいるかという、私自身も半信半疑なところもありますけれども、たとえ少人数であっても、そうした希望者には接種費用を補助して病気の発症を抑えていくということが大事だと思いますが、いかがでしょうか、再答弁をお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————堀健康福祉課長。

○健康福祉課長（堀 一生）

再質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますけれども、厚生科学審議会におきまして、現在、まさにまだ定期接種化に向けての検討が進められているということでございますので、やっぱり村としては国の動向を注視しながら、今後考えていきたいということになりますので、何分の御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

それでは、最後の質問をさせていただきます。

旧統一教会と政治の関係について質問をいたします。

安倍元首相の銃撃事件を契機に、旧統一教会と政治の在り方が問われております。統一教会は韓国で1954年に設立をされております。日本では1959年に設立され、1964年に宗教法人の認証を受けました。統一教会は正体を隠して、街頭でのアンケート集めなどで相手から家族構成などを聞き出し、ビデオセンターや数日から数十日の宿泊研修に連れて行きます。研修で霊界の存在を信じ込ませ、文鮮明がメシア、救世主と洗脳します。靈感商法では先祖の因縁がある、運気を払うなどと脅

し、高額な印鑑やつぼを購入させるのです。

全国靈感商法対策弁護士連絡会によると、1987年から2021年までの被害総額は1,237億円ということです。最近でも、先祖が地獄で苦しんでいるとし、先祖を解放するためと称して多額の献金を集めています。祝福と称した信者同士の集団結婚も相変わらず行われています。最近注目されているのが信者二世の被害で深刻と言われます。

統一教会はもう一つの顔を持っています。反共、反動の最悪の先兵としての活動を進めている統一教会と表裏一体の国際勝共連合というものです。選挙妨害や反共謀略ビラの配布など、私どもに対して激しいデマ攻撃を繰り返してきました。

さて、4日のマスコミでは、自民党の国会議員146人が何らかの接点がこの統一教会とあると報じられております。安倍元首相などが繰り返し彼らの機関紙などに登場し、被害拡大に間接的に関わってきたと言えます。

自民党と勝共連合は、憲法改悪やジェンダー平等を攻撃することなどで一致し、持ちつ持たれつの関係となり、共闘関係と言えるのではないのでしょうか。反社会的なカルト集団の広告塔の役割を事実上果たし、靈感商法被害を拡大させてきたのではないのでしょうか。そして、選挙支援などを受けることが繰り返されてきたと言えます。

統一教会と政治の関わりについて、どのように受け止めておられるのでしょうか、お願いをします。

また、村長自身は、統一教会や関係団体と接点はありませんか、お答えをお願いします。

そして、今後、こうした統一教会あるいは関連団体との関係は一切持たないと言明されることを求めるものですがいかがでしょうか、お願いをいたします。

#### ○議 長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

#### ○村 長（内山信行）

旧統一教会と政治の関係についてお答えいたします。

安倍晋三元首相の銃撃事件を契機として、旧統一教会と政治家の関係が明るみに出るとともに、靈感商法による強引な資金集めなどが問題視され、連日大きく報道されているところであります。

そこで、まず始めに、旧統一教会と政治の関わりについてのお尋ねでございますが、憲法では、第20条第1項後段で「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」とし、同条第3項では「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」とし、さらに第89条で「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」とし、政教分離の原則を規定しております。

これらの規定に基づき、政教分離の原則を守っていかなければならない、このように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、私と旧統一教会などとの関係についてであります、一切関係がございませんので、よろしくお願いたします。

次に、今後の対応についてであります、さきに申し上げましたとおり、政教分離の原則をしっかりと遵守してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

この統一教会、勝共連合との関係ですが、私も昭和61年の3月議会で、この問題について質問しております。このときはどういう質問をしたかといいますと、村内で1口100円の募金を集めておりました。難民救済委員会という名前で戸別訪問をして募金を集めているという事例が、この年の3月にありました。私のところへある方から電話があり、私はその募金を集めている青年と対応をいたしました。名古屋から来ているということだけは答えました。そして、手作りの寄附の証明書、あるいは新聞の切り抜きを持っておりました。それで、全て1口1,000円の募金を集めた、したようになっている署名簿を持っておりました。本当に募金は難民救済に使われているのか、あるいは皆さんは勝共連合ではないのかというようなことを問いただきましたが、満足な回答はありませんでした。

そこで、私はすぐこの村から出ていくようにと退去を求めました。それでその前年の6月16日付、朝日新聞には「難民救済おかしな募金に御用心」という記事が出ていたわけです。それで、私はこのとき、村に何を求めたかと言いますと、こうした募金運動について、広報などを通じて周知をするべきではないかということを一一般質問で求めたところです。そして、この広報等は、直接には実施はされませんでしたけれども、その後、この難民救済委員会と名の募金は来ているというような話は聞こえなかったもので、ある程度の効果はあったのかなというふうに思っています。また、ある村内の関係者の方が、この統一教会に入られておまして、そこからその方を救出する、信者から抜けてもらう、そのお手伝いをしたことも記憶にあります。

統一教会あるいは勝共連合、これ表裏一体の団体で同じなんです、靈感商法あるいは信者からの多額の献金を元手に、自民党などのパーティー券を購入したり、選挙運動のお手伝いなどを行っているわけです。反社会的なカルト集団と持ちつ持たれつに関係に厳しい批判が起きているわけです。

今、村長からは自身は全く関係がない、よかったですと思います。それから、今後もそういうことはなされないということで、そこは評価したいと思いますが。単に政教分離を守っていかなければならないということではなくて、自民党はずぶずぶの関係になっているわけです。説明責任があるわけです。安倍元首相はこうした団体の雑誌に何回も顔を出して、広告塔の役割を果たしているわけです。そして、近隣自治体の首長や県議会議員も関連団体と接点を持っていたという報道もありま

した。地方政治にも深く関わってきているわけです。

世論調査でも多くの皆さんが自民党の説明に納得していないと、こういうことになっております。自民党と統一教会、勝共連合との関係について、どのように村長は受け止めておられますか、お願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

今の現状の統一教会と自民党との関連をどのように受け止めているにつきましては、私は先ほども申し上げましたように、憲法に基づいて政教分離ということで、あそこにも記述されておりますけれども、国あるいは関係機関と、このように記述され、その関係機関には地方自治体の公共団体も当然入ってくるわけです。そういった点ではしっかりと憲法に基づいて、しっかりと守っていきたいとこのように思っております。

そういった点で、今の自民党と統一教会の関係性、そういう関係で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

すみません。しつこいようですが、今、私が言ったように、安倍元首相はその団体の雑誌に何回も顔を出して広告塔の役割を果たしているわけです。お墨つきを与えてしまった。そして、選挙運動などで、その団体から運動員を派遣してもらったりいろいろしてずぶずぶの関係になっているわけですね。この問題について村長はどう思われますかということなんですよ。

単に政教分離云々を守っていかなくちゃいけないということだけではなくて、もう反社会的なカルト集団と結びついて密接な関係を持っていた。このことについて、今、厳しい批判が沸き起きているわけです。この問題について、村長自身はどのように受け止めていらっしゃるのか、お願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

再々質問ですけれども、今、議員の私に対する質問ですが、私がどう受け止めているかと、こういうことだと思います。

私としては、それを基にしっかりと自分では守っていききたいとそういう格好で、今の自民党と統一教会との関係は、そういう観点で見えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

以上で、山寄秀治議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午後1時48分 散 会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月7日

高山村議会議長 西原澄夫

署名議員 沖島祥介

署名議員 高井央葉

署名議員 黒岩清道

## 令和4年第4回高山村議会9月定例会会議録（第4号）

令和4年9月16日（金曜日）

---

### 議 事 日 程

- 日程第1 議案第35号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第37号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第38号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第39号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第40号 令和4年度高山村上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 認定第1号 令和3年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 令和3年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 令和3年度高山村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 令和3年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 令和3年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 令和3年度高山村温泉開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 令和3年度高山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 令和3年度高山村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 令和3年度高山村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 陳情第3号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情書
- 追加日程第1 発議第5号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書
- 日程第17 閉会中の継続調査の申出について

---

### 本日の会議に付議した事件

- 1 議案第35号～議案第40号
- 2 認定第1号～認定第9号
- 3 陳情第3号
- 4 発議第5号
- 5 閉会中の継続調査の申出について

---

出席議員（12名）

1番 久保田 雄吉 議員	2番 勝山 正弘 議員
3番 滝澤 聖 議員	4番 梨本 進 議員
5番 沖島 祥介 議員	6番 高井 央葉 議員
7番 黒岩 清道 議員	8番 湯本 辰雄 議員
9番 松本 茂 議員	10番 山寄 秀治 議員
11番 柴田 弘男 議員	12番 西原 澄夫 議員

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村 長 内山 信行	副 村 長 藤沢 敏和
教 育 長 山岸 深志	総 務 課 長 宮川 裕明
住民税務課長 (会計管理者) 西原 一美	健康福祉課長 堀 一生
産業振興課長 小淵 義彦	建設水道課長 (定住支援室長) 荒井 孝浩
教 育 次 長 山崎 久志 (人権推進室長)	

---

事務局出席職員

事 務 局 長 山寄 賢一	書 記 榎田 和子
---------------	-----------

---

午後1時30分 開議

○議長（西原澄夫議員）

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

---

日程第1 議案第35号

）

日程第2 議案第36号

○議長（西原澄夫議員）

日程第1 議案第35号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例及び日程第2 議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部を

改正する条例の2件を一括議題とします。

議案第35号及び議案第36号について、委員長の報告を求めます。

—————黒岩総務文教常任委員長。

**○総務文教常任委員長（黒岩清道議員）**

ただいま議題となっております総務文教常任委員会に付託されました案件は、議案第35号と議案第36号の2件であります。

審査の経過及び結果について報告します。

委員会は、去る9月13日午前10時15分より、委員全員出席の下、所管の職員の出席を求め、委員外議員の発言を許可し、慎重に審査いたしました。

議案第35号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、特段質疑はなく、討論を省略し、採決の結果、いずれも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました議案2件についての審査の経過及び結果の報告といたします。

議員各位におかれましては、適切な御判断の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

**○議 長（西原澄夫議員）**

これから議案第35号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議 長（西原澄夫議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

**○議 長（西原澄夫議員）**

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第35号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第36号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第37号

）

日程第6 議案第40号

○議 長（西原澄夫議員）

日程第3 議案第37号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第3号）から日程第6 議案第40号 令和4年度高山村上水道事業会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

これから議案第37号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

**○議長（西原澄夫議員）**

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第37号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

**○議長（西原澄夫議員）**

挙手全員です。

本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第38号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

**○議長（西原澄夫議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

**○議長（西原澄夫議員）**

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第38号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

**○議長（西原澄夫議員）**

挙手全員です。

本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第39号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第39号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第40号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第40号 令和4年度高山村上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第7 認定第1号

）

## 日程第15 認定第9号

### ○議長（西原澄夫議員）

日程第7 認定第1号 令和3年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15 認定第9号 令和3年度高山村上水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件を一括議題とします。

認定第1号から認定第9号までの9件について、委員長の報告を求めます。

—————湯本令和3年度決算審査特別委員長。

### ○令和3年度決算審査特別委員長（湯本辰雄議員）

ただいま議題となっております令和3年度決算審査特別委員会に付託されました所管事項につきまして、委員会審査の経過並びに結果を報告します。

付託された案件は、認定第1号から認定第9号までの9件であります。

去る9月1日に令和3年度決算審査特別委員会を設置し、互選により、委員長に私、湯本辰雄、副委員長に沖島祥介委員を選出し、9月8日、9日、12日の3日間にわたり、各課担当者から詳細な説明を受けました。所管課ごとに決算書並びに成果説明書等により細部説明を受け、各委員から、質疑、意見、要望などがありました。

主な質疑と答弁を所管課別に申し上げます。

初めに、総務課です。村内にある202基の防火水槽は定期点検されているのか、また、染み割れが多く見受けられ、できるだけ更新したほうがいいのかとの質疑があり、所管課からは、毎年定期的に点検している、水位が下がっているものは修理しており、外壁のひびが多いので水槽の中も修理していきたい、また、私有地にある防火水槽を更新する際には、できるだけ公有地に移していきたい旨の回答がありました。

次は、教育委員会です。一茶館は、コロナ禍の影響で入館者が減少していると思われるが、一茶館の在り方や一茶館にある貴重な文化財の管理を今後どうしていくのか、これらは運営委員会で議論されているのかとの質疑があり、所管課からは、運営委員会では運営等について協議している、その中で、入場者の減少は課題であり、また貴重な文化財を守っていくのも大事であると受け止めており、皆さんの知恵をいただきながら、今後大事に考えていきたいとの回答でした。

高校生通学費補助について、利用を促進するため、中学卒業する者に前もってアンケートや周知するなど、利用者が準備できるようにしてはどうかとの質疑があり、所管課からは、中学校と相談し、検討したい旨の回答でした。

続いて、住民税務課では、役場の八十二銀行窓口について、どのような業務をしているのか、また、賃金は村から出しているのかとの質疑があり、所管課からは、八十二銀行の職員は、月13日の

ペースで勤務いただき、業務は、小切手を切って債権者に支払うときのチェック業務や窓口収入、納付書のチェック等の業務に従事いただいている、賃金は、一般財源より年88万円ほど支払いしている旨の回答でした。

高山村消費者の会は、長野県の相談センターと同様に窓口相談を設け、相談を受けているのかとの質疑があり、所管課からは、高山村消費者の会は、任意団体のため窓口相談は行っていない。主に消費者行政を推進している。消費者相談は、長野地域連携中枢において行っているとの回答でした。

続いて、健康福祉課では、高齢者にやさしい住宅改良補助は、バリアフリーや手すりをつける補助事業と同じものかとの質疑があり、所管課からは、内容は同じであるが、介護保険で見る部分とそれを超える部分がこの補助事業の対象となり、手すり、スロープ、かさ上げを行ったものなど、大きな改修が多い、70万円を上限に、その改修費に補助をしているとの回答がありました。

母子保健事業にある産後ケア事業の内容を伺いたい、また、長野市では、宿泊ができ、母親の負担とならない事業もいいのではないかとの質疑があり、所管課からは、産後ケア事業は、母乳の与え方などを助産師が指導等しており、出産前から、保健師は、母親にこの事業について周知している、長野市が取り組んでいる宿泊型も必要と考えている、今後検討したいとの回答がありました。

新型コロナ、オミクロンワクチンは、これから接種することになると思うが、65歳以上の方は接種したばかりで、中には肺炎球菌ワクチンも接種する人もいるが、これからの接種計画を聞きたいとの質疑があり、オミクロンワクチン接種は、国の方針では10月中旬以降であり、対象者にはアンケートを出しているが、4回目の間隔が国から示されていない。村では10月下旬に接種を開始したいと考えている。また、インフルエンザワクチンとコロナワクチンは同時接種可能としている。肺炎球菌ワクチンは、2週間の間隔が必要になり、コロナワクチン4回目接種の間隔が、5か月経過が考えられ、59歳の若い人が接種することも考えられるとの回答でした。

続いて、産業振興課では、農業者年金は、国民年金など他の年金に加えてもらえるので有利な年金だが、加入が進まない理由は何かとの質疑があり、所管課からは、掛金が月2万円と高額なため、新規就農者から敬遠されているとの回答でした。

カラスを捕獲するおりは一定の大きさがないと使用できないと聞くが、いかがかとの質疑があり、所管課からは、村は、軽トラックに積載できるおりを購入し、おとりのカラスをおりに入れ、カラスを捕獲した実績があり、効果が上がっている。おりの大きさは今後検討するとの回答でした。

栽培技術動画作成について、経費はどの程度か、動画にある剪定作業はりんご以外の栽培はあるのかとの質疑があり、所管課からは、DVD100枚製作し、ホームページにも掲載している。村のりんご生産量が減少している状況から、りんご剪定作業の動画のみを考えているとの回答でした。

次に、建設水道課では、村有の街路灯について、LEDに更新している進捗状況を伺いたいとの質疑があり、所管課からは、村は街路灯を225基保有し、うち126基、56%の街路灯がLEDに更新

しているとの回答でした。

おためし住宅について、維持管理は経費がかかるが、今後どのように使ってもらえるかとの質疑があり、所管課からは、就農体験されたい方のためにシェアハウス型で利用をいただいている、おためし住宅の制度を広報等により広く周知したいとの回答でした。

人口の減少により水道量も減量になることが予測されるが、これから施設、設備の改修など、建設改良費も多くなる中、余裕がある場合、農家の皆さんに農業用として水道水の使用は可能か、との質疑があり、所管課からは、水道水使用の要望があれば検討したい、自己負担が伴うが、本管が近くに布設してあれば可能と思われるとの回答でした。

議会事務局では、特に質疑はありませんでした。

13日の午前10時から総括質疑を行いました。特段質疑はなく、討論を省略して、挙手による採決の結果、全ての議案を原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第1号 令和3年度高山村一般会計歳入歳出決算は賛成多数。

認定第2号 令和3年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は賛成多数。

認定第3号 令和3年度高山村診療所特別会計歳入歳出決算は全員賛成。

認定第4号 令和3年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算は全員賛成。

認定第5号 令和3年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は全員賛成。

認定第6号 令和3年度高山村温泉開発事業特別会計歳入歳出決算は全員賛成。

認定第7号 令和3年度高山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は全員賛成。

認定第8号 令和3年度高山村下水道事業特別会計歳入歳出決算は全員賛成。

認定第9号 令和3年度高山村上水道事業会計歳入歳出決算は全員賛成です。

以上が本委員会に付託された9件の案件の審査結果です。

この決算審査特別委員会で委員より出されました意見、要望を尊重され、村民の安心安全な暮らしのために反映されますことを切に要望します。

最後に、委員会審査において、説明と答弁に当たられた職員の皆さんに感謝するとともに、長時間の質疑に真剣に取り組んでいただきました委員の皆さんにお礼を申し上げます。

以上で令和3年度高山村決算審査特別委員会の報告といたします。

#### ○議長（西原澄夫議員）

これから認定第1号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

#### ○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

—————10番 山寄秀治議員。

### ○10番（山寄秀治議員）

ただいま議題となっています認定第1号について、反対の立場から討論します。

令和3年度も新型コロナによる影響を大きく受けた年でありました。歳出総額で43億円、村民1人当たり60万円強、これが村民の福祉向上にどう結びついたのかが問われるものと思います。

さて、政府の肝煎りで、今年度になって一層取組が強化されているマイナンバーカード、令和3年度では、総申請件数がプラスの760件で、計2,280件となっています。政府が国民1人1人に生涯変わらない番号をつけ、多くの分野の個人情報をもつづけして利用できるようにすること自体、プライバシー権侵害の危険を持つ重大な問題です。マイナンバーカードの交付件数は、全国では、22年1月時点で4割を超えた状況で、2023年度末までに全ての国民にカードを行き渡らせることを目標に、マイナポイントなどで普及させようと躍起になっています。政府は、マイナポータルを入り口として、情報連携を拡大させ、あらゆるデータを行政側に集積しようとしております。このマイナポータル利用にマイナンバーカードの鍵機能が必要なため、カード普及策が講じられているのです。国民が必要としない制度に固執し、国民へのマイナンバーカード押しつけはやめるべきです。国が強引にこの制度を押しつけて、地方自治体に迫ってきているわけですが、我々としては、仕方がないというわけにはいきません。マイナンバー制度はやめるべきと再度申し上げます。

次に、にぎわいの場創出事業についてです。

村長の肝煎りの事業と思いますが、議案の提案理由の説明の際にも、一言も出てきませんでした。事業を進めるに当たって、希少植物の問題等で職員の皆さんが多々努力を重ねてきたことは、重々承知しております。その上で、この件は、村長公約の道の駅星の駅構想から始まっていますが、行き詰まり、これに代わるものとして、にぎわいの場構想が浮上し、今日に至っています。道の駅星の駅に固執して進めてきたことが、この結果につながっているのではないのでしょうか。にぎわいの場創出事業、にぎわいの場構想は、撤回、もしくは大幅な見直しが必要と指摘するものです。もちろん山田牧場を始め観光振興や地域振興を否定するものではありません。この事業は、村長肝煎りの事業ですから、3年度の進捗があまりなくても、認定の議案説明で触れるべきであったと私は思います。そうは思われませんか。

次に、子育て支援についてです。

学校給食費について、令和3年度は、1食当たりの補助が140円に据え置かれたままでした。学校給食は教育の一環ですから、義務教育無償という立場から、また、村長の公約でも、段階的に無償ということですから、一步でも前進するための施策が必要だったのではないのでしょうか。村長の2期目の任期も、半分が終わろうとしております。2期目の任期、あと2年の中で公約を実現されることを強く求めるものです。

子どもたちの医療費無料化についてですが、1レセプト500円の手数料負担が残されたままでした。これについても、一般質問で触れましたので細かく申し上げることはしませんが、500円の撤廃がなされず、残念です。

次に、同和行政について一言述べます。

運動団体への補助金の在り方、また、同僚議員から指摘のありました農機具の問題、これらを現状に照らし、改善が求められていると思いますが、手つかずのままでした。一層の改善を求めたいと思います。

次に、GIGAスクール構想、ICT教育ですが、どう教育に取り入れるかは始まったばかりです。教育機器をそろえること自体に異議を唱えるものではありません。政府のGIGAスクール構想は、ICTさえ使えば教育がばら色になると言わんばかりの発想です。

しかし、問題点も抱えていると思います。ICTを使えば必ずいい事業になるわけではありません。事業の質は、教員自身の教材研究や、子ども同士や教員との生きたやり取りにあると言われます。ICTは、あくまで補助で、教員の得手不得手もあり、どう使うかは個々の教員に委ねなければ、かえって事業の質が落ちかねないとも言われます。タブレット使用が目的化し、一律の使用方法などを徹底するようなことは避けなければいけないとも指摘されています。そして、多くの専門家は、ICTによる近視やネット依存症などの健康被害を指摘しています。また、ICTの使用で、深く考えるということがかえって阻害されると指摘する研究者も少なくないといえます。デジタル教科書の導入について、今日の新聞では、導入の市区町村は292に上るとのことですが、思考力を阻害したり、健康被害の危険がある懸念があります。海外では、一旦導入しても、健康被害と教育効果から、紙の教科書に戻すケースも生まれていると聞きます。

導入は、慎重に検討することが必要だと思います。教員の多忙化が言われています。コロナ対策に加え、ICT導入の実務も、教員の負担となれば、一層深刻な事態となってしまうのではないのでしょうか。国の方針は、支援員を2校に1人配置ですが、1校に1人は必要だと思います。こうしたGIGAスクール構想の問題点も指摘し、反対討論とします。

#### ○議長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

————勝山正弘議員。

#### ○2番（勝山正弘議員）

ただいま議題となっております認定第1号 令和3年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症が拡大し、特に8月には、デルタ株の影響により、全国的に医療体制が逼迫し、最大21都道府県に対し緊急事態宣言が発令されるなど、国内経済に大きな影響を及ぼした1年となりました。

こうした中で、本村では、新型コロナウイルス感染対策の切り札であるワクチン接種について、保健福祉総合センター内に集団接種会場を設け、迅速かつ計画的に対応していただきました。そうしたことで、村内における感染症拡大を最小限に抑えることができたものと考えております。また、感染症の収束のめどが立たない中で、事業活動に大きな影響を受けている村内の観光業、商工業の皆さんに対する支援策として、3回目となるクーポン券発行事業や、拡大したプレミアム付商品券発行事業、事業継続給付金や感染症克服事業などを的確に実施されています。さらに、子育て世帯等に対しては、国の施策に基づく子育て世帯生活支援給付金をいち早く行い、また、子育て世帯への臨時給付金においては、村単独分も加え、18歳以下の子どもを養育する全ての世帯に対し給付を実施するなど、常に村民に寄り添った施策を進めているものと考えます。

令和3年度の一般会計の決算は、収入46億4,806万円、歳出43億4,020万円で、翌年度へ繰り越すべき一般財源を差し引いた実質収支額2億7,590万円の黒字となっています。各種基金への積立てを予定どおり行われ、今後の施設整備等に向けて計画的な姿勢が示されており、健全な財政運営が図られているものと評価いたします。

財源の確保の中で、ふるさと納税寄附金は4,100万円でしたが、さらなる工夫を行い、今後の財源確保をお願いしたい。また、村税や使用料等の滞納整理については、関係機関と連携をしながら、職員の徴収スキルの向上を図り、より一層の未収金の縮減に努めるよう要望いたします。

今後も、社会インフラや公共施設の老朽化、人口減少、公共交通の見直し等、多くの課題が山積みしています。理事者、職員が一丸となって現状を改善しながら、村民が希望を持ち、安全安心で生活できる村づくりに最少の経費で最大の効果を挙げていただくよう期待し、議員各位の御賛同をいただけますようお願いしまして、賛成討論といたします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

**○議 長（西原澄夫議員）**

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第1号 令和3年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手9人）

**○議 長（西原澄夫議員）**

挙手多数です。

本案は、委員長報告のとおり認定されました。

これから認定第2号について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

ただいま議題となっています認定第2号について、反対の立場から討論します。

全国的に見ると、国保は、加入世帯の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険です。

ところが、平均保険料は、4人家族の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になります。高過ぎる保険税を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するには、公費を投入するしかないと思います。

国保税の高騰は、国保に対する国庫負担の抑制と国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で起こりました。現在、国保財政への公費負担は、国と都道府県で4.6兆円です。これを1兆円増やせば、国保税を協会けんぽ並みにすることができるのです。全国知事会、全国市長会など地方団体も、公費投入、国庫負担を増やして、国保税を引き下げることがを国に要望し続けています。村の国保会計では、保険税が高く、払いたくても払えない人が存在し、収入未済額は、滞納繰越分を含め、4,200万円になっています。

2018年度から国保の都道府県化がスタートしていますが、その狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れて行っている自治体独自の保険税軽減をやめさせ、その分を住民の負担増に転化させることです。そのため、標準保険料率、あるいは保険者努力支援制度など、公費投入をやりやすくする仕組みを導入しています。国保が都道府県化されても、地方自治の本旨、自治体の条例制定権を定めている憲法の下、自治体が独自の公費繰入れを続けることは可能です。村でも、以前は、国保税の高騰を避けるため、法定外繰入れで村民負担増を抑えてきました。一般会計からの法定外繰入れを行い、国保税を引き下げることがを求めるものです。とりわけ子どもの数が多いほど負担が引き上がる均等割には、まるで人头税、子育て支援に逆行しているという批判があり、今年度から、就学前の子どもに限り、均等割の一部が軽減されましたが、制度の害悪の解消には程遠いと言えます。村独自でも、こうした子どもの均等割負担の軽減に取り組むことを求めるものです。

町村会などを通じて、国に、国庫負担を増やして、国保税引下げを求めるとともに、先ほども述べましたように、一般会計からの繰入れ、あるいは基金の有効活用などで、高い国民健康保険税を引き下げよう繰り返し求め、討論とします。

○議 長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

————— 3 番 滝澤 聖議員。

○3 番（滝澤 聖議員）

認定第 2 号 令和 3 年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算賛成の討論を申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に大変重要な役割を果たしております。

しかし、国民健康保険については、財政基盤に係る構造的な問題を抱えるとともに、近年の急速な高齢化の進行や医療の高度化による医療費の増嵩、また、長引く景気の低迷などによる所得の少ない方の加入増加など、大変厳しい状況下にあります。

このような中で、本村の令和 3 年度の決算を見ますと、療養給付費では、約 5 億 2,900 万円の支出で、令和 2 年度と比較して 94.7%、5.3 ポイントに減少し、これに伴って、実質収支額も、昨年度より 1,700 万円ほど多く確保されています。また、収入では、コロナ禍にあって、国民健康保険税で、納付困難者に対する相談を小まめに行い、収納率も、令和 2 年度に比較し 1.6 ポイント上昇いたしました。国では、国民健康保険について、制度の脆弱化に対応して根本的な改革を行うため、平成 30 年度からは、県が財政運営の責任者として運営に加わるとともに、令和 9 年度までには、県ごとに医療圏の統一と応益割水準の平準化達成を目指しております。この対応として、村では、今後国保税における資産割の廃止を早急に進めることが必要とお聞きをしております。この資産割の廃止については、被保険者への影響が懸念されますが、保険料の激変緩和を防ぐために、国からの財政措置や国保の事業基金などを有効に使用するなどして、スムーズな移行に努めていただきたいと思います。

今後とも、村民の皆様の健康づくりを始め、生活習慣病予防の醸成などに積極的に取り組むとともに、ジェネリック医薬品の使用など、医療費の抑制への取組を引き続き要望しながら、私の賛成討論といたしますので、議員各位の賛成への御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（西原澄夫議員）

原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第 2 号 令和 3 年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手9人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手多数です。

本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第3号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第3号 令和3年度高山村診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第4号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第4号 令和3年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

**○議 長（西原澄夫議員）**

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第5号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

**○議 長（西原澄夫議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

**○議 長（西原澄夫議員）**

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第5号 令和3年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

**○議 長（西原澄夫議員）**

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第6号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

**○議 長（西原澄夫議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

**○議 長（西原澄夫議員）**

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第6号 令和3年度高山村温泉開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

**○議 長（西原澄夫議員）**

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第7号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

**○議 長（西原澄夫議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

**○議 長（西原澄夫議員）**

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第7号 令和3年度高山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

**○議 長（西原澄夫議員）**

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第8号について、委員長の報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論の通告はありません。  
討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。  
これから認定第8号 令和3年度高山村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決  
します。  
本案に対する委員長の報告は認定です。  
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。  
本案は、委員長の報告のとおり認定されました。  
これから認定第9号について、委員長の報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論の通告はありません。  
討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。  
これから認定第9号 令和3年度高山村上水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決しま  
す。  
本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

**○議長（西原澄夫議員）**

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

---

**日程第16 陳情第3号**

**○議長（西原澄夫議員）**

日程第16 陳情第3号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情書を議題とします。

陳情第3号について、委員長の報告を求めます。

—————高井福祉産建常任委員長。

**○福祉産建常任委員長（高井央葉議員）**

ただいま議題となっております福祉産建常任委員会に付託されました案件は、陳情第3号の1件です。

審査の経過及び結果について報告します。

委員会は、9月13日午後1時より、委員全員出席の下、須高広域シルバー人材センターの田中理事長及び西原事務局長に御出席をいただき、説明などをお聞きし、慎重に審査を行いました。

審査の経過及び結果について報告します。

陳情第3号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情書については、委員から賛成の意見があり、特段質疑はなく、討論を省略し、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で福祉産建常任委員会に付託されました陳情1件の審査の経過及びその結果の報告とします。

議員各位におかれましては、適切な御判断の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（西原澄夫議員）**

これから陳情第3号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

**○議長（西原澄夫議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第3号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

この陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後2時22分 休 憩

---

午後2時24分 再 開

○議 長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま滝澤議員外2名から発議第5号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

発議第5号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

追加日程第1 発議第5号

○議 長（西原澄夫議員）

追加日程第1 発議第5号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書を議題とします。

職員に朗読させます。

—————書記 榎田和子さん。

○書 記（榎田和子）

＝発議第5号朗読＝

令和4年9月13日

高山村議会議長 西原澄夫様

提出者 高山村議会議員 滝澤 聖

賛成者 高山村議会議員 勝山 正弘

高山村議会議員 松本 茂

### シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

### シルバー人材センターに対する支援を求める意見書（案）

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

令和5年（2023年）10月に、消費税において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される予定となっていますが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じることとなります。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はないのが現状であります。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中で、報酬よりも社会参加・健康増進に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題であります。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が千万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであります。

よって、国におかれては、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となる特例措置を講じるよう強く要望します。

上記については、地方自治法第99条の規定により、意見書として関係機関へ提出するものとする。

**○議長（西原澄夫議員）**

本件についての趣旨説明を求めます。

————— 3番 滝澤 聖議員。

**○3番（滝澤 聖議員）**

ただいま議題になっております発議第5号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

令和5年10月1日より、消費税の適格請求書等保存方式、インボイス制度が執行されますと、シルバー人材センターの会員のほとんどが免税事業者であるため、インボイス発行事業者の登録をしない限り、仕入税額控除が行えず、新たに預かり消費税分を支払うことで、負担が生じ、脱会者が出てくるおそれがあります。また、シルバー人材センターが会員に支払う配分金の消費税相当額分を肩代わりする場合、その規模は、令和3年度事業実績に基づき試算をしますと約2,300万円になります。シルバー人材センターの事業運営は、公益法人であるため、収支相償が原則となっており、肩代わりできる負担相当額分の財源はないのが現状です。インボイス制度をそのまま適用することは、高齢者が地域社会に貢献しようとする活力を失わせるばかりでなく、地域社会の活力低下を招くことが懸念されます。

そこで、本意見書は、シルバー人材センターの少額の収入しかない会員への配分金をさらに減少することなく、シルバー人材センターにおいて、安定的な事業運営が可能となる特例措置を強く要望するものです。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

これから発議第5号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

**○議長（西原澄夫議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第5号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手10人)

○議 長（西原澄夫議員）

挙手多数です。

本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました意見書について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定しました。

---

日程第17 閉会中の継続調査の申出について

○議 長（西原澄夫議員）

日程第17 閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務の調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議 長（西原澄夫議員）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第6条の規定によって、これで閉会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

本定例会は、これで閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

この機会に、議長として一言御礼を申し上げます。

本9月定例会は、9月1日から本日16日までの16日間の会期でありました。村長からの提出のありました高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正、令和4年度一般会計外3件の補正予算、そして令和3年度一般会計及び特別会計、企業会計、決算の認定9件につきましては、決算審査特別委員会を設置し、委員長に湯本辰雄議員、副委員長に沖島祥介議員を選任し、9月8日から13日までの4日間、御審議いただき、ここに終結することができました。御礼を申し上げます。また、議員提案の意見書につきましても、御審議いただき、関係機関に提出することになりました。シルバー人材センターの安定的な事業運営が図られるよう願うところであります。

一般質問につきましては、11名の議員が登壇され、23項目にわたり、当面の課題から国政など、多岐にわたって質問、提言に、理事者並びに役場職員から真摯な御答弁を賜りました。心より厚く御礼を申し上げます。議員一丸となって、村の理事者の皆さんと共に力を合わせ、村政の発展に努めてまいりたいと思っております。

さて、国政では、岸田首相が10月に総合経済対策を策定することを表明しました。今月下旬には、新型コロナウイルスや物価高の対策として、2022年予備費から3兆円半ばを支出することとして、経済対策を講ずることを明らかにしました。現在、高い水準での円安が進み、ウクライナ侵攻、さらにコロナ禍の背景から、物価高騰が続いている今日、私たちの暮らしは、その影響を直接受けております。これら表明されている経済対策を講ずる際、少しでも私たちの暮らしがよくなるよう期待したいと思います。

最後に、猛暑、酷暑が続いたこの夏、いまだに暑い日が続いておりますが、ここに来て夜ごと涼しさが増し、過ごしやすくなりつつあります。これから実りの季節、また行楽のシーズンを迎え、休む間がなく、せわしい日々が続く中、理事者を始め執行機関の皆さん、そして議員各位におかれましては、健康に十分御留意をいただきまして、村民の福祉向上、地域発展のために一層の御尽力、御活躍を御祈念申し上げます。議会閉会に当たり、御礼の挨拶といたします。

この際、村長の発言を許します。

—————内山村長。

## ○村 長（内山信行）

9月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る9月1日から本日までの16日間にわたり、御提案申し上げました全議案を慎重に御審議いただき、それぞれ原案どおり議決を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。特に一般会計、特別会計及び企業会計の決算につきましては、令和3年度決算審査特別委員会を設置して御審議いただき、令和3年度全般にわたり賜りました貴重な御意見、御提言につきましては、十分にその意を尊重させていただき、村政運営に生かしてまいりますので、今後とも格別なる御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会中の6日、猛烈な強さに発達した台風第11号が東シナ海を北上、九州北部に接近し、日本海を北東に進み、夜には温帯低気圧に変わりました。この台風は、6日の午後、長野県内に最も接近し、県内各地で強風が吹くとともに、フェーン現象により気温が上昇し、30度を超す真夏日となったほか、長野市内では住宅火災が発生し、強風の影響で燃え広がり、14棟が焼失する甚大な被害となりました。被害に遭われました皆様には、お見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りするものであります。一方、本村におきましては、収穫期を間近に控えたりんご等の農作物への影響が心配されましたが、大きな被害もなく、ほっとしているところであります。おととい小笠原近海で発生した台風第14号は、進路によっては、週末からの3連休に、沖縄や九州など、西日本に接近するおそれがあると予報されておりますことから、今後の気象情報に注視するとともに、有事に備えて、万全を期してまいりたいと考えております。

このような自然災害に備えて、村では、去る8月28日に令和4年度の高山村総合防災訓練を実施いたしました。その際、議員各位を始め自主防災会や関係機関、関係団体など多くの皆様に御参加いただき、令和元年東日本台風を教訓にした避難所の開設訓練を中心に、停電を想定した給電訓練や炊き出し訓練などにより、有意義な訓練となりましたことに改めて御礼申し上げます。特に今年の防災訓練は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、参加者を限定して実施しましたが、地球温暖化の影響により、自然災害の発生頻度や発生規模そのものが大規模になっており、今や自然災害は、いつ、どこで起きてもおかしくないと言われております。このため、村におきましては、引き続き防災意識の高揚と防災知識に関する普及啓発を行ってまいりますので、今後とも、議員各位並びに村民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

現在、国の方針であるデジタル社会の実現に向けて、本村におきましても、マイナンバーカードを全村民の皆様に取得していただくため、全庁を挙げて取り組んでおりますので、まだ申請されていない皆様には、趣旨を御理解の上、何分の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、依然として収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株による第7波が急拡大したため、8月8日に、長野県では、全県に医療非常事態宣言を発出し、医療提供体制

の確保に努めてきましたが、その後、病床使用率が宣言の目安となる50%以上を安定的に下回っているとして、去る13日に医療非常事態宣言を解除し、医療特別警報に引き下げました。併せて、県内の感染状況を示す警戒レベルは、全県で最高の6でありましたが、木曾圏域を除く9広域圏は、5に引き下げられました。

しかしながら、第6波までと比べますと、まだ高い水準にありますことから、本村においては、引き続き基本的な感染防止対策に努めてまいりますので、議員各位並びに村民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年は、異常な暑さの中で、ようやく長い夏も終わり、秋の気配とともに、台風の心配される季節となってまいりましたが、農家の皆様には、無事に豊作の秋を迎えることができますよう、お祈り申し上げる次第であります。一方、新型コロナウイルス感染症が心配される中ではありますが、間もなく、村内では、松川溪谷を始め紅葉の季節を迎えますので、感染防止対策をしっかりと行って、大勢の皆さんに訪れていただくことを願うものであります。

結びに、秋の深まりとともに、日ごとに寒さも増してまいります。議員各位並びに村民の皆様には、健康に十分御留意いただき、ますます御活躍いただくことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

#### ○議 長（西原澄夫議員）

令和4年第4回高山村議会9月定例会を閉会します。

御苦労さまでございました。

午後2時48分 閉 会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月16日

高山村議会議長 西原澄夫

署 名 議 員 沖 島 祥 介

署 名 議 員 高 井 央 葉

署 名 議 員 黒 岩 清 道